

329.4-Sh65-2ㄅ



1200500736806

29.4  
H65  
20



始



158/13  
元  
外2R26



戰時  
國際法講義



第三卷

329.4  
法學博士 信夫 淳平 述  
SH65  
①

戦時国際法講義 第三卷 正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三六九	一〇	撞角	衝角	八五五	三	(に據る)	基礎	一五三〇	四	、その	國內
三四七	一〇	外に	(外に	八〇〇	九	基礎	基礎	一五三〇	二	、その	國內
三二七	一四	に於ける	なる	七九一	三	すべし	すべし。	一四九七	一	、それは	これは
三〇一	五	民留民	居留民	七五二	一	るものに	るるものに	一四八四	三	Masacabio	Masacabio
二六三	四	遊戈	遊弋	七三二	七	生話	生計	一四八一	一	の右	右の
二五八	八	識を	識を	七〇七	二	ダンツチヒ	ダンツチヒ	一四四三	六	得』	得』
二二四	一	閉塞	閉塞	六八〇	一	隨つて	隨つて	一四三一	六	Act	Act
一八〇	一七	然て	敢て	六一二	八	の非ず	非ず	一四〇九	八	例へば	(例へば
一七六	二	敵艦	敵艦及び敵機	五七二	三	命に依り	命に依り	一四〇七	二	あるか	あるが
一四二	一六	しむること	あはる。	五二六	四	あはる。	あはる。	一三九九	九	又の	又は
九七	一〇	なくは鐵	載量	五二六	四	載量	載量	一二六三	六	加ハリタル	加ハリタル
八四	一〇	危ふむに	むるれば	四九三	二	むれば	むれば	一二六〇	一	即ち	即ち
八〇	一〇	阿弗利加	せんは	四四三	五	せんは	せんは	一二二六	三	躊躇	躊躇
六四	一四	質のものた	認めべく	四四二	九	認めべく	認めべく	一一〇七	四	主して	主として
一〇	九	遭遇	遂は	三九五	一	遂は	遂に	一〇八八	五	區別け	區別を
(本文)	九	遭遇	遂は	三八八	一〇	遂は	遂に	一〇八一	八	を廢	別を廢
四七	九	捕拿者	拿捕者	三八七	一〇	Feischmann	Feischmann	一〇八一	一	論る	論ずる
一六	九	封鎖はこの	米國大使館	三八六	一六	米國大使館	獨逸大使館	一〇三六	一	向仕け	仕向け
一二	四	害有	張百漣	三七二	一七	張百漣	百漣	九二五	三	結んで	結んだ
(目次)	四	害有	張百漣	三七〇	八	過ぎ	過ぎ	八八五	九	誤	正

2R26

35893  
元

913  
173

### 第三卷 目次

#### 第五編 海 戰

##### 第一章 概 論

第一款 海戰の一般的性質……………一

海戰と陸戰の異同——海戰の目的及び手段

第二款 海戰關係の法規……………四

第一項 國際條約及び條約案、並に有力なる學會案……………四

海戰關係の國際法規の不備——倫敦宣言は一般承認の原則の成文化——伊土戰役と倫敦宣言——第一次大戰と倫敦宣言——英國は同宣言より漸次乖離——同宣言全く

止めを刺さる——けれども依然重要な參考案——潛水艦に關する華府及び倫敦條約——一九二〇年の萬國國際法協會報告案——米國上院に於ける海戰法規編案建議

汎米會議採擇の海上中立條約——ハーヴァード大學案

第二項 國內法規……………四一

目次

一

重要海軍國制定の海戦法規——英國——米國——佛國——獨國——伊國——帝國海上捕獲規程及び海戦法規

## 第二章 艦 船

第一款 軍艦……………四八

軍艦の戦時任務——何をか軍艦と謂ふ——海牙平和會議に於ける軍艦定義問題——有耶無耶に辨らる——帝國軍艦外務令の意味する軍艦——一二の外國法令の定義——華府會議に於て定義は廢案となる——斯く定義したい——最重要の要件——艦體と指揮官も軍艦構成の要件——軍艦の不可侵權及び治外法權——その異同——帝國軍艦外務令の規定

第二款 私艦及び義勇艦隊所屬船……………五九

私艦とは何ぞ——私艦の弊——巴里宣言にて廢止——同宣言不加入國も事實的に廢止——一八七〇年の普魯西の義勇艦隊案——佛國の抗議——英國は巴里宣言違反と見ず——私艦と同一視又は殊別視する兩説——戦時徵用可能の商船の建造獎勵——舊露帝國の義勇艦隊制——既にその性質を失ふ

第三款 商船の軍艦への變更……………六七

商船の意義——軍艦變更問題の核心——變更の場所——中立領水に於ける變更——公海に於ける變更——英國は之に反對す——日露戦役中露國義勇艦隊船の行動——第二回海牙會議に於ける本問題——遂に妥結を得ず——妥協し得たる點にて一條約成る——その規定する軍艦の要件——(一)軍艦に屬する權利義務——(二)外部の特殊徽章——(三)指揮官——(四)乗員の軍紀服從——(五)交戦の法規慣例の遵守——(六)變更の事實の公表——本條約の價值——前掲要件に關聯する大戦中の一問題——The Ayesha, 1914——變更場所の問題は倫敦宣言も不解決——再變更許否の問題も現状維持と決す——第一次大戦中智利政府の再變更肯定——抑留軍艦の商船へ再變更のため修理——米國政府その要求を斥く——ハバナ海上中立條約は再變更を肯定

第四款 武装商船……………八七

第一項 第一次大戦前の商船武装問題……………八七

英國捕獲法の『武装船』の解釋——武装商船は軍艦へ變更の商船でない——商船の武装に關する四問題——商船の武装權——武装の防禦用と攻撃用——商船の抵抗權——學説及び判決例——The Catharina Elizabeth, 1904——The Nereide, 1815——The Hunama, 1900——國內法規——抵抗權非認説——萬國國際法學會の一九

一三年の討議——抵抗權肯定説多數を制す——同學會以外に於ける肯否の論争——  
 獨逸捕獲令追則の規定——武装の防禦用と攻撃用の區別の困難——武装商船の敵艦  
 船拿捕權——武装商船内の中立貨物の沒收權——The Fanny, 1814——第一次大戦  
 に先だつ商船武装問題——英國の當年の商船武装計畫——之に關する英國海相の聲  
 明

第二項 第一次大戦中及び大戦後の商船武装問題……………一〇七

第一目 中立港に入る武装商船……………一〇七

武装商船に關する開戦直後の二問題——武装商船の中立港に於ける取扱——之に關  
 する英米交渉——米國制定の武装商船取扱規程——獨逸の抗議と米國の答辯——米  
 國の改正規程——前規程に比し一進境——武装商船に關する他の中立國の態度——  
 特に和蘭政府の態度——The Princess Melita, 1917

第二目 公海にて遭遇の武装商船……………一一〇

公海遭遇の武装商船と獨逸の態度——英國武装商船の帶有せる機密訓令——次での  
 新訓令——商船の武装は潜水艦の暴擧を誘導す——The Persia 擊沈事件——米國  
 の輿論硬化す——米國の商船武装全廢の提議——英國の不同意に鑑み米國自身撤回  
 す——米國の自國商船武装

第三目 商船武装の當否に關する再檢討……………一三三

フライアット大佐事件——英國の非難と獨逸の辯明——その批判——武装商船の軍  
 艦濫擬設の擡頭——その反對説——米獨混成委員會の武装商船觀——The Rock-  
 ingham——グロチユス協會の商船武装問題討議——萬國國際法協會に於ける同上  
 ——問題は同じ論點を繰返へす——ハイド教授の商船武装論——轉近國際立法は軍  
 艦濫擬主義に傾く

第四目 潜水商船……………一四九

獨逸潜水商船ドイツランド——米國政府は之を水上商船並みに見た——英國政府  
 の異議——同盟諸國の對米同文覺書——米國政府はその取扱の自由を留保す——早  
 晩特定法則を立つる要あるべし

第三章 水面防禦

第一款 港口又は水路の閉塞及び燈臺の消燈……………一五五

沿岸防禦の手段——チャールレストン港口の閉塞——英國の抗議と米國の答辯——普  
 佛戰役の例——清佛事變の際支那側の廣東河口閉塞——支那政府米國の抗議を斥く  
 ——清佛事變の終局にて問題は自然消滅——日清戰役に於ける吳淞水路の閉塞——  
 同役に於ける福州の閉鎖——支那事變に於ける支那側の河川閉塞——智祕戰役中祕

路の爆發物浮流し——以上の先例より歸納し得る一般原則——沿岸の燈臺は戰時消燈の權あり——但し消燈は告示を望ましとす——日清戰役中我軍の占領地燈臺取扱——自國沿岸燈臺の消燈に關する原則——領水外に建設の燈臺

第二款 機械水雷の敷設……………一六五

機械の敷設に關する制限——機械敷設制限問題は日露戰役に發程——問題は敷設の場所と機械の構造——機械の種類に依る取扱方の異同——一時間以内に無害となるべき構造——機械にて敵の商港封鎖——平和的航海の安全に關する注意——中立國の敷設に關し交戰國との異同——終戦後の機械引上——規定不適應の機械材料の改良——損害責任案は不成立——緊維機械敷設の水域には制限なし——我國も本條約の規定を採擇

第三款 機械水雷の公海敷設問題……………一七四

第一項 海牙平和會議に於ける公海敷設禁止案の不成立……………一七四

日露戰役に由り重要化する——萬國國際法學會の決議——第二回海牙平和會議に於ける本問題——英國提出の公海敷設禁止案——條約の署名に際し英國代表の留保——獨逸代表の對抗的聲明——公海敷設の責否孰れとも決せず——兩公海連結の海峡の機械敷設禁止案

第二項 第一次大戰に於ける『戰域』の創設及び機雷の濫敷……………一八四

獨逸北海に機雷を濫敷す——英國も之に倣ふ——英國は北海全部を『戰域』と聲明す——和蘭の對英抗議——英國の回答要領を得ず——獨逸の機雷敷設辯明——英國の機雷原擴張——獨逸も亦『戰域』を設定す——米國の抗議と獨逸の回答——英國の各戰域の異同——獨逸の累次の戰域擴張——和蘭の對獨抗議——獨逸取合はず——和蘭の再抗議も獨逸また顧みず——米國の對獨抗議——米國の英獨兩國への新提議——獨逸は大體に於て應諾——英國は事實的に拒絶——米國の矛盾——戰域設定の當否——日露戰役に於ける露國艦隊行動區域——我國制定の『防禦海面』——米國の一九一七年の防禦海面——第一次大戰中の戰域制は惡先例

第三項 第二次大戰に於ける機雷の公海敷設……………二〇四

開戦直後の封鎖及び機雷の公海敷設——交戰國艦船及び中立船の被害——我が照國丸の遭難——その責任の歸着

第四章 海軍力に依る河川の作戰

第一款 概論……………二一

國際河川と國內河川——國際河川の意義及び凡例——國際河川を作戰地とする場合

揚子江は純乎たる國內河川——外國艦船の支那内水航泊權の根據

第二款 河川の作戰と第三國艦船……………二一七

第一項 上流作戰工作中に於ける第三國艦船……………二一七

支那事變中第三國の揚子江開放要求——帝國政府の拒絶及びその理由——軍事的理由は第三國人も理解す——不滿はその見たる機會不均等主義——南京下流の開放聲明

第二項 戰鬪の直前及び戰鬪中に於ける第三國艦船……………二二一

作戰地出入の第三國艦船——商船は出入を差止むるを妨げず——軍艦は商船と法的地位を異にす——第三國軍艦に對する交戰軍の措置——支那事變中帝國海軍の執りたる措置——過失に由る第三國艦船への加害——米艦パネー外英米艦船若干隻の奇禍——本件の圓滿解決

第五章 海軍力に依る港市の砲撃

第一款 海牙條約以前の慣例……………二三五

第一項 十九世紀以降の重なる事例……………二三五

往昔は土地の防守の有無を斟酌せず——一八〇一年の英艦隊の丁都砲撃——一八五

四年のグレイタウンの砲撃——クリミア戰役のオデッサ砲撃——一八五六年の英艦隊の廣東砲撃——英本國議會の一問題となる——該砲撃手段の當否——文久三年の英艦隊の鹿兒島砲撃——これも英國議會の問題となる——一八六六年の西班牙艦隊の智利砲撃——その非難の當否——一八八二年の亞港砲撃

第二項 現金取立のための砲撃……………二五一

往昔にはその例少なからず——佛國アウブ提督の該砲撃適法論——該砲撃を擬想せる英國海軍大演習——ホルランド博士と英國海軍の論争——英國海軍將官會議の意見報告——之を非難せるホルルの所説——ラチファイはホルルの所説に賛せず——一八九六年の萬國國際法學會の決議——之に關するデュブイの所説——第一回海牙會議にては不決定——第二回同會議にて一規定を得た

第一款 海牙條約に依る制限……………二六一

陸上砲撃の原則を海上砲撃に適用——不防守地の砲撃の原則的禁止——第一次大戰中獨逸海軍の該規定無視——港前に水雷敷設の場合に砲撃の當否——軍艦在港せば防守の港と稱すべきや——伊土戰役中の一問題——不防守港内特定施設への砲撃は適法——特定施設砲撃の條件——適法の砲撃に伴ふ損害には責任なし——不防守港内所在の敵軍運送船——第一次大戰の發端に於ける一例——徵發拒絶の場合の砲撃



は適法——取立金不支拂に由る砲撃は違法——その理由——保護施設物に要する特殊徽章——砲撃の豫告

第三款 砲撃するを得る特殊の敵地……………二七五

第一項 敵の保護領土及び租借地……………二七五

敵地の種類——保護領土の種類——敵國領土に擬すべき保護領——租借の由来——租借地の性質——實質的には租借國の領土と擇ばず——戦時に於ける租借地の地位——有賀博士の所説——租借國の領土として取扱ふべし

第二項 敵の受任統治地……………二八八

受任統治地の意義——その三種——その各性質の異同——主權の所在問題——B C 兩種地は受任國の准領土——要塞不建設の條件と防守關係——自國の受任統治地への砲撃

第三項 外國港市所在の敵國租界……………二九六

國際法上の重要の一問題——支那に於ける租界の設定事情——租界の種類——租界の領土權は所在國に存す——租界の謂ゆる自治體の性質——租界の設定は地方的取極に過ぎない——租界に關する戦時の問題——清佛事變に於ける上海中立問題——日清開戦の際に於ける同問題——該戦役中芝罘に關する同問題——之に對する故有

賀博士の意見——その當否——第二次革命戦に於ける上海中立問題——果次の支那内亂に於ける同問題——その中立の意味——上海事變に於ける同問題——中立に關する租界工部局の説明——租界の戒嚴令の性質——租界は物理的集合體に過ぎない——租界に對する攻撃——租界の上空——之に關する謬見——外國間の交戦の場合と租界の關係——租界の各國兵守備管區——事實的に當該各國の作戦基地化——英國兵の上海撤退と守備管區の更正——重ねて租界攻撃の當否に就て

第六章 敵の電信利用の妨害

第一款 海底電線の破壊……………三三二

海底電線破壊の當否——一八七四年の陸戦法規會議と本問題——萬國國際法學會の一八七九年案——同じく一九〇二年案——同じく一九一三年案——公海に於ける切斷と封鎖關係——一八八四年の海底電線保護條約——戦時には無關係——米西戦役中米軍の中立海底電線破壊——海牙平和會議に於ける海底電線問題——陸戦法規慣例規則第五十四條——公海に於ける切斷も今日は肯定的——國內法規に於ける肯定的規定——佛國——米國——日本——第一次大戰に於て肯定的に解決——大戰中獨逸の受けたる通信上の不利——敵有海底電線の没收の當否——對獨平和條約は如何に取扱へるか——海底電線切斷の賠償——破壊したる海底電線の所有權の歸屬

第二款 無線電信の取締……………三四九

無線通信の中立領土利用の嚆矢——今日に於ける無線取締の問題——船客の航海中  
敵に有利の情報打電——日露戦役中の海門號事件——公海に於ける中立船の無線取  
締——交戦國の無線通信の横取及び害有——現に且専ら情報傳達に従事——日露戦  
役中の The Industrie——東郷司令長官の勇斷——無線電信取締の法規——帝國海  
戦法規の規定——關係書式

第七章 海上戦闘

第一款 水上艦戦……………三六六

海上戦闘の意義——海上戦闘の重要性——海上戦闘關係の國際法規は頗る僅少——  
けれども多年の慣例は自ら存在す——海上戦闘の交戦者——海上戦闘の武器——そ  
の武器に依る害敵手段——海上戦闘の舞臺——海上戦闘に於ける奇計——敵旗又は  
中立旗の僞用——之を奇計として許すべきかの疑問——交戦國の商船の中立國旗僞  
用——之に關し第一次大戦中の米英交渉——僞用は許さざることにした

第二款 潜水艦戦……………三八一

第一項 第一次大戦に於ける潜水艦の通商破壊行動……………三八一

第一次大戦前の潜水艦——第一次大戦に於ける潜水艦戦の試練——潜水艦の機能の  
増大——制海權の意義の變化——獨逸の無制限的潜水艦戦——中立諸國はルシタニ  
アの撃沈に驚愕——その撃沈に關する獨逸政府の辯明——同じく獨逸國際法學者の  
辯護——英國は本船を普通の商船と辯明す——米國強硬に獨逸に抗議す——獨逸既  
定方針を枉げず——聯合與國及び中立國の受けたる損害——我國商船の受けたる損  
害——潜水艦戦に關する獨逸の最後決定——破壊を絶対に違法と論ずるは當らず  
——商船破壊に要する注意——グロチユス協會の審査委員報告——潜水艦はその性  
質上之を守り得るか——破壊には無制限を許さない

第二項 一九三〇年の倫敦條約の新規定……………四〇〇

潜水艦に關する華府會議の關心——全廢論破れ取締案漸くにして成立——華府條約  
の規定事項——商船の拿捕に先だち執るべき手續——自國領水に引致して搜索を行  
ふ當否——乗員乗客を安全の地位に移す條件——潜水艦としても遵出すべき一般原  
則——遵出不可能ならば拿捕の中止を要す——本條約不批准の基因たりし二ヶ條  
——規則侵犯者を海賊行為に準じ處罰す——何をか海賊行為と謂ふ——獨逸軍法會  
議のノイマン中尉免訴——潜水艦を特に通商破壊者と爲す見解——華府條約の效力  
不發生——ハバナ海上中立條約の規定——倫敦會議に於て潜水艦全廢論不成立——

倫敦條約の新規定——華府條約との異同——水上艦と同一の國際法規に従はしむ  
 ——商船の専ら破壊に關する規定に止む——破壊に關し字句の曖昧を精確にす——  
 頑強の拒否及び積極的抗拒の意義——商船が指示の進航を拒んだ場合——破壊、擊  
 沈、及び航海不能——安全の場所に置くことの意義——華府條約第三條及び第四條  
 を削除——普遍的且無期限の國際法規——第二次大戰に於ける *The Albatross* ——  
 獨逸再び無制限的潛水艦戰を聲明す

第三款 海戰に於ける傷病者の救護……………四二五

第一項 海戰赤十字條約の由來……………四二五

悲慘なりし一八六六年の塊伊海戰——一八六八年の赤十字追加約款案——調印國の  
 批准を得ず——第一回海牙平和會議にて漸く成る

第二項 病院船の尊重……………四二八

病院船の性質及び種類——船名通告の病院船は捕獲免除——第一次大戰中獨潛水艦  
 の病院船襲撃——之に對する獨逸の辯明——*L'Amiral Gautchaume* に加へたる襲  
 撃——*The Dover Castle*——獨逸の英國病院船襲撃は故意か——病院船の特權濫  
 用の故と獨逸は辯す——之に對する英國の辯明——病院船破壊の權は認められてな  
 い——獨逸依然病院船の襲撃を熄めず——在壽府赤十字國際委員會の對獨抗議——

報復を以て報復に酬ゆ——船名取消の上は保護を喪ふ——*The Oceania*, 1919

第三項 病院船の義務……………四三六

病院船の義務の種類——特に何等軍事的に使用せざる義務——*The Argol*, 1904  
 ——病院船に對する交戦者の監査權——軍艦内の戰闘の際艦内病室の尊重——保護  
 の喪失

第四項 病院船の標識……………四四〇

標識の種類——日露戰役中露國病院船の標識問題——夜間標識——特殊徽章の濫用  
 の禁止

第五項 病院船の武装及び無線電信設備……………四四三

病院船に裝備し得る砲——病院船内の無線電信の設備——情報傳達に利用せば保護  
 を喪ふ——*The Ophelia*, 1915

第六項 傷病者の收容及び引渡竝に戰闘後の死傷者の保護……………四四七

中立船の傷病者收容——收容船は特別の保護及び特典を享有——被收容者は中立港  
 にて解放——教法及び醫療看護従事者の不可侵——交戰國軍艦に依る傷病者引渡請  
 求——中立國軍艦に依る傷病難船者の收容——被收容者の戰闘再參加の警戒——自  
 國港着後被收容者の抑留の當否——第一次大戰中和蘭の英艦員抑留問題——對戰國

の傷病難船者は俘虜とする——戦闘後の傷病死者の保護の措置——葬前死體を綿密に検査するを要す——死者の所屬隊及び身分の證明送付——死傷病者に關する通報の交換

### 第八章 封鎖

#### 第一款 封鎖の一般的原则………四五六

封鎖の意義——再び封鎖と攻圍の異同に就て——飢餓策としての封鎖の當否——違法と見るは當らず——封鎖施行地の限定——保護地及び租借地にも施行を妨げず——敵の港又は沿岸には何等制限なきか——軍事封鎖と通商封鎖——倫敦宣言は封鎖はこの區別を認めず——封鎖區域は敵國の領水内に限らない——中立沿岸には絶對に施行し得ざるか——例外の場合もある——一九二〇年の萬國國際法協會の封鎖法規案——中立領水に接到する船の遮斷——中立國と界する敵國河口の封鎖——自國又は自國占領地の港の封鎖——The Circassian, 1864——The Adula, 1900——The Pericles, 1916——國防上の自國港津閉鎖は封鎖とは別——封鎖は各國船に對し公平に適用——The Francisco, 1853——第一次大戰中の一問題——封鎖は中立船に適用せぬも可なるか——適用せねばならぬ義務は無かるべし

#### 第二款 封鎖の成立及び效力………四八一

封鎖の施行權者——封鎖には宣言及び告知を要す——封鎖の宣言の記載事項——封鎖開始の日と時——地理的限界——中立船の退去の恩惠期間——恩惠期間内に退去の際の荷積——封鎖の宣言の精粗——日露戰役の遼東半島封鎖宣言——帝國海戰法に依る書式——日獨戰役の膠州灣の封鎖宣言——封鎖の宣言の告知——帝國海戰法規に依る書式——封鎖宣言記載の實際と異なる場合——告知は一般的か別個のか——之に關する大陸主義と英米主義——The Columbia, 1799——The Admiral, 1865——倫敦宣言は兩主義を併用——第一次大戰中大陸諸國も英米主義——封鎖艦隊の直接告知を要する場合——封鎖のラヂオに依る宣言及び告知

#### 第三款 封鎖に須要の實力………四九八

##### 第一項 實力の意義………四九八

往昔の紙上封鎖——實力の必要を規定せる條約もあり——紙上封鎖の依然たる流行——ナポレオン戰役に於ては殊に甚し——英國には夙に實力要件の判決例あり——The Belsey, 1798——The Nancy, 1809——巴里宣言にて確定的原則となる——實力に關する大陸主義と英米主義——封鎖艦隊の間歇的監視では足らず——封鎖侵破船の追跡に由る實力の缺陷——封鎖侵破を危険ならしむれば足る——The Orinda Rodrigues, 1898——實力の見解に關し伊土戰役の例——實力は不可分のなるを要

す——艦艇の封鎖線群列監視は今日不可能——第一次大戦に於ける英國の見解——  
 新式の長距離封鎖と實力の關係——*The Roefyna*, 1919——實力とは要するに事實  
 の問題——問題は結局捕獲審檢所の決定——軍用航空機の封鎖監視参加

第二項 封鎖は機雷のみにて維持するを得るか……………五二七

閉塞物又は機雷に依る封鎖——閉塞は封鎖と性質を異にす——機雷敷設に關する海  
 牙條約第二條——獨佛英三國の留保——第二條の實際的效果の薄弱——機雷のみで  
 は封鎖の要件を缺く

第三項 潜水艦のみを以てする封鎖……………

潜水艦のみに依る封鎖の效力——その當否——否定説の當否

第四款 封鎖の效力の消長……………五二六

第一項 封鎖地域出入の特例……………五二六

出入禁制に對する例外——特定の場合に於ける中立國軍艦——之に關する倫敦宣言  
 の規定——許可は義務的でなく好意的——航海不能の狀況にある中立船——海難の  
 場合——海難航空機の着水——その他特別の事由の場合——中立港接到の船は遮斷  
 するを得ない——敵國旗移轉の中立船——*The Roefyna*, 1919——糧食専用輸送船  
 の出入自由の考案——その實現性は疑はし

第二項 封鎖地域の伸縮及び封鎖解除……………五三四

その都度告知を要す——或事態に由り封鎖の解除となる場合——天候不良に由る一  
 時の離去——天候不良以外の事故に由る離去——南北戦役中の一問題——優勢の敵  
 艦隊に驅逐せられた場合——*The Hoffnung*, 1805

第五款 兩度の大戦に於ける封鎖……………五四〇

第一項 封鎖に異例を開く……………五四〇

第一次大戦中に行はれたる封鎖——獨逸設定の封鎖域——その普通の封鎖との異同  
 ——英國の報復的に行へる長距離封鎖——英國は封鎖の語を態と避く——その理由  
 ——米國の抗議と英國の措置——後の對米覺書には封鎖の語を用ゆ——英國捕獲審  
 檢官は准封鎖の語を用ゆ——中立諸國殊に米國の再抗議——英米の論争——米國の  
 抗議に迫力の乏しかりし理由——和蘭海外トラストに依る保證制——スキナナー法  
 の案出

第二項 第二次大戦に於て英獨の互に行へる封鎖……………五五七

長距離封鎖の再演——英國の北海の全面的封鎖——經濟封鎖の目的——その當否の  
 觀點——新事態は新法則を要求す——獨逸の對英島國全域封鎖

第九章 海上捕獲(その一、概論)

第一款 海上捕獲の一般的性質……………五六八

拿捕、捕獲、及び鹵獲の各語義——適法の拿捕權者は今日は軍艦のみ——陸上にて行ふ海上捕獲——海上私有財産の類別——私有財産は海陸その尊重を異にす——海上の敵私有財産捕獲の當否——英國の敵私有財産捕獲主義——英國學界に於ける代表的論說——ホールの權利と政策殊別論——ホキートンの陸戰海戰相違論——人道的反對論を駁するロウレンス——彼は結論に於て捕獲廢止に利を認む——之に對しウケンフィールドの批評——オッペンハイムの敵商船殲滅必要論

第二款 海上私有財産取扱の變遷……………五八九

第一項 巴里宣言以前の慣行……………五九〇

往昔は敵船敵貨を最廣義に解す——コンソラトの規定せる捕獲原則——和蘭の發起せる自由船自由貨主義——船標準主義と貨物標準主義の對立

第二項 巴里宣言の確定したる原則……………五九六

クリミア戰役と英佛兩主義の妥協——巴里宣言の成立及びその内容——英國の該宣言第二條に同意せる理由——英國捕獲審檢廷の巴里宣言尊重——國際約定としての宣言の意義——米國の巴里宣言不加入及びその理由——今日では假たる一の國際法規

第三項 巴里宣言以後の海上私有財産問題……………六〇八

敵の海上私有財産の一半的保護——米國の海上私有財産絶對保護の主張——普佛戰役に於ける海上私有財産問題——二回の海牙平和會議に於ける本問題——希望の名に於て體よく葬り去らる——海上私有財産尊重は今尙ほ理想のみ——中立船の詐偽的行爲と敵貨の不保護——The Estern, 1782.

第三款 『海の自由』の歴史的及び現實的の意義……………六一七

海の自由の語には誤解が多い——グロチユスの説ける海の自由——海の自由の語に一定の見解を缺く——平時には海の自由の問題は無い——戰時に於ける海の自由の問題——海の自由と英國——獨國——米國——海の自由の協力を獨逸に提議す——協力の意味に關しランシングの記事——ウケルソン大統領の海の自由の高調——英國の反對態度——ウケルソンその主張を一擲す——海の自由の可能的程度

第十章 海上捕獲(その二、敵船及び敵貨)

第一款 捕獲するを得る敵船及び敵貨……………六四一

第一項 敵船……………六四一

敵船の意義——所屬會社の株主の國籍は問はなす——日露戰役の The Manchuria

——敵國の平時禁ずる航海の特許従事船——特許の意義——帝國海戦法規は之を敵船に擬す——倫敦宣言は本問題に觸るるを避けた——*The Montara*, 1905——公船と私船——敵人傭入の中立人所有船——敵船は原則として捕獲せらる——その當否兩説——敵船捕獲を適法とする理由——第一次大戦に於ける敵船捕獲の厲行——敵と交通する自國船は敵船に準ず——自國船の意義——同盟國船に於ても亦同じ——中立國の諸港間のみ航海する敵船——*The Pres. Mire*, 1915

第二項 敵貨

六五七

敵貨捕獲の當否は積む船に由る——敵船内の敵貨は捕獲する——自國船内の敵貨も捕獲を免れず——之に關する英國の大戦中の判決例——*The Aldworth*, 1914——佛國の見解も亦同じ——帝國海戦法規第三十三條の解釋——同盟國船の船内敵貨も捕獲せらる——*The Gohland*, 1916——佛船便乗の希臘の金貨の兩替金沒收

第二款 捕獲するを得ざる敵船及び敵貨

六六一

第一項 開戦の際在港の敵商船

六六二

第一目 海牙條約以前の慣行

六六二

敵船捕獲の原則に對する例外——開戦時在港の敵船は昔は多くは沒收——*ユトレクト條約の新規定も無效果——Lindo v. Rodney*, 1782——*The Boedes Lust*, 1804

——十九世紀後半から恩惠期間は普遍的——その俑を作りしは土耳其——爾後の諸戰役亦概ね之を學ぶ——米國は對西戰役に最大寛大の方針——*The Buena Ventura*, 1899——日露戰役の我が露國商船取扱規定——露國側では對等の恩惠を與へず——一旦與へたる恩惠期間の短縮——伊士巴爾幹兩戰役には恩惠期間なし——海牙會議に於ける恩惠期間許容問題——その許容を義務的とすべきかの論議——互讓の末に漸く成れる海牙條約

第二目 海牙條約の規定

六七一

敵商船の取扱に關する三つの場合——商船に非ざる船には恩典を與へず——商船の意義——曳船及び解船——英獨共に之を商船と見ず——中立船曳引の敵の解船——快遊船——英佛は消極説、獨伊は積極説——*The Germania*, 1916——*The Oriental*, 1915——*The Tolka*, 1920——獨逸は快遊船も渡渡船も商船と見ず——*The Primavera*, 1916——伊國も同様の見解——*The Königen*, 1919——捕鯨船を商船と見ざる我國の判決例——商取引以外の目的にて入在港の商船——*The Prinz Adalbert*, 1917——『港内』及び『海上』の意義——英國捕獲審檢所の解釋——*The Mewe*, 1915——*The Belgia*, 1916——*The Erymanthos*, 1914——佛國の解釋——*The Walkure*, 1916——獨逸の解釋——*The Fenix*, 1914——*The Pirnula*, 1915——恩惠期間の長短は港所在國の裁量——第一條の規定の實行性——開

戦を知らずして入港せる敵商船——無線機裝備の敵船——The Birkenfels, 1916  
 ——出港不能又は不許可の敵商船の取扱——沒收するを得ない——抑留又は徴發は妨げない——本條に謂ふ抑留の意義——出港を不能とする不可抗力の意義——港内輻輳し荷揚を爲し能はざる場合——The Tergestea, 1915——海圖その他船舶書類の不還附の場合——The Turul, 1919——燃料糧食の買入費缺乏の場合——The Conadoro, 1915——船員補缺の困難の場合——The Ferontia, 1919——出港準備怠慢に由る期限内出港不能——捕獲を免れず——The Bobrik, 1904——修理中の捕獲免除の理由とならず——The Manchuria, 1904——海上遭遇の開戦未知の敵商船の取扱——獨露兩國は第三條を留保——その留保の實際的損得——本條約と米國——米國代表團の報告——米國の本條約不調印の理由——第三條の效力薄弱——帝國法規は第三條をその儘に採擇——船長の避難行動と荷主への賠償責任——本國港又は中立港に立寄りたる敵船——當該商船の載貨——獨逸は第四條第二項をも留保——構造上軍艦に変更せらるべき商船——出港恩惠期間を與ふる限りでない——『軍艦に変更せらるべき』の意味——本規定と華府條約第十四條との關係

第三目 第一次大戦中本條約の適用の一般狀況……………七〇一  
 重なる交戰國の敵商船取扱——英國の之に關する勅令——在港の敵商船を二種に區別す——恩惠期間を許與せざる船——相互主義を條件に之を許與する船——在港

の獨逸船には不適用となす——The Chile, 1914——The Chile Order——英國の最終的決定——The Blonde, 1922——英國の獨逸以外の敵商船の取扱——The Tergestea, 1915——拿捕逃避のための港内碇泊の敵商船——蘇士運河に逃避の獨逸商船——佛國の在港敵商船取扱——The Porto, 1914——The Czar Nicolai II, 1915——日本の獨逸商船取扱——獨逸船の拿捕免除に關する勅令——獨逸の取扱——伊太利の取扱——支那の取扱——The Kaethe, 1918——The Fortuna, 1918——The Deike Rickmers, 1918——米國の在港敵商船押收——米國議會の敵船利用の共同決議——米國內の押收敵商船沒收の當否論——對獨平和條約の最終的決定——英國の本條約脱退——戰時に於ける效力は疑はし——第二次大戦と本問題

第二項 捕獲權制限條約に依る特定船……………七二四

第一目 沿海漁業船……………七二四  
 捕獲免除の特定船の種類——沿海漁業船の性質——敵對行爲に加はらば捕獲免除を失ふ——好意的捕獲免除の義務的化——The Paquete Habana, 1900——日露戰役に於ける露國漁船捕獲問題——その捕獲免除は今日は義務的——沿海漁業船と判定する標準——The Berlin, 1914——The Stoer, 1916——The Maria, 1915——捕



獲免除は遠洋漁業船に及ばず——遠洋漁業船に附屬の小漁船——他國の沿岸居住者の沿海漁業船——封鎖侵破の漁業船——The Evangelistria, 1917——The Mar-brouck, 1918

第二目 地方的小航海用の船……………七三四

地方的小航海用船の意義——地方的小航海は沿岸貿易とは異なる——地方的小航海用船の捕獲免除理由——小航海の標準に關する英國の判決例——同じく伊墺兩國の判決例——帝國捕獲審檢所の瑞茂に關する檢定——The Fortuna, 1918

第三目 宗教學術又は博愛の任務の船……………七三九

十八世紀以來の慣行の確認——本條の免除は公船私船を通じ適用——船の性質を立證する安導券——非戦闘者の戦地救出は博愛の任務か——The Hanametel, 1914——The Paklat, 1915——本件檢定は惡範例を獨逸に供した——The Haalem, 1918——該任務従事の敵船又は中立船の襲撃——航海練習船は學術任務船なるや——The Smet de Naeyer, 1916——獨逸の否定的見解

第四目 條約に規定なき捕獲免除の船及び物件……………七四六

探險船——俘虜交換船——その捕獲免許條件——水先案内所屬船及び燈臺所屬船——税關檢疫船及び河川浚渫船——被獲船の乗員及び乗客の自用品——その免除

に關する二三の國の制——英國——佛獨兩國

第三項 郵便信書の不可侵……………七五一

第一目 海牙條約に依る保障……………七五一

往昔は郵便信書に不可侵なし——海牙條約以前には慣行も學說も區々——海牙條約の不可侵保障——『海上』の意義——『郵便信書』の意義——郵便物積載船の拿捕は妨げず——不可侵は小包郵便物には及ばない——交戦國自身の船に積める郵便信書——郵便物積載船の臨檢搜索——帝國海戦法規も本條約の趣旨を採擇——露國の本條約不調印及びその理由——The Prinz Heinrich, 1904

第二目 兩度の大戦に於ける郵便信書問題……………七六〇

捕獲權制限條約は法的拘束力を生ぜず——英國の中立人の郵便物檢閲——小包郵便物の檢査——The Simla, 1915——The Tubonia, 1916——The Barcelo, 1915——不可侵の濫用に對する英佛側の措置——郵便信書の檢閲——中歐諸國殊に米國の抗議——英佛側の辯明——米國も參戦後は嚴重の檢閲制を學ぶ——第二次大戦中の米英交渉——同じく我國對佛英交渉——郵便物檢閲の將來——外交使臣の郵便物——信書使

第四項 中立船内の敵貨……………七七九

第一目 巴里宣言に依る不捕獲の保障……………七七九

巴里宣言第二條の保障の效力——第一次大戦に於ける一般の取扱——*The Dirigo*,

1919——捕獲免除の敵貨は公有財産を含むや——オッペンハイムの肯定説——第

一次大戦中の實際問題——敵貨の保護は中立船内現在に限るか——英國の不免除の判

決例——佛國の解釋は寛——その判決例——敵船より中立船に移せる敵貨——*The*

*Jeanne*, 1916——*The Baucan*, 1917——*The Vesta*, 1921——中立船内の禁制

品感染の敵貨——*The Kronprinsessan Margareta*, 1921——巴里宣言第二條と

倫敦宣言第四十三條——*The Sorfareren*, 1915

第二目 兩度の大戦に於ける該保障の無視……………七九九

報復の名に於て空文化——英國の一九一五年三月十一日の勅令——佛國も大體同一

の方針に出づ——船及び載貨の取扱振の摘要——*The Stigstad*, 1916——一九一

七年一月十日の補足的勅令——同年二月十六日の再補足的勅令——*The Leonora*,

1918——對敵報復を中立人の上に及ぼすの當否——第二次大戦に於ける英佛の違法

再演——一九三九年十一月廿八日の英國勅令——依然不妥當たるを免れず——日米

兩國政府の抗議——日英の交渉——伊英の交渉——巴里宣言の將來の效力

## 第十一章 海上捕獲(その三、中立船及び中立貨)

第一款 封鎖侵破船及びその載貨……………八一九

第一項 倫敦宣言以前の慣行及び同宣言に依る諸原則……………八一九

封鎖犯の構成要件——(一)封鎖の有効なる成立——(二)封鎖の事實の了知——封鎖

犯の船は當然拿捕せらる——拿捕は封鎖艦隊の行動区域内に限らる——封鎖艦隊の

行動區域とは何か——行動区域内徘徊の船も拿捕——封鎖犯の發生及び消滅期——

之に關する大陸主義と英米主義——第二回海牙平和會議に於ける本問題——次回の

平和會議に移さる——倫敦海戦法規會議に於ける本問題——英國政府の自國代表に

與へたる訓令——各國の提案——兩主義を調和せる倫敦宣言第二十條——封鎖艦の

追跡中は現行犯存続す——追跡繼續は封鎖艦隊所屬艦に限る——封鎖艦隊所屬なら

ば別艦でも可い——一旦追跡を抛棄すれば拿捕權を喪ふ——日佛伊の各海戦法規の

規定——第一次大戦中英國の舊慣行への還元——封鎖侵破の航空機の拿捕地點の範

圍——封鎖犯の船及び載貨は沒收——載貨を例外的に沒收せざる場合——荷主が情

を知らずとの主張——*The Panaghia Rhombu*, 1857

第二項 封鎖に關する繼續航海主義……………八三七

繼續航海主義の原意義——この語の創用及びその事情——*The Immanuel*, 1799

——*The Polly*, 1800——*The William*, 1804——*The Esser*, 1805——植民地貿易

從事船の没収の餘の事例——繼續航海主義を封鎖に適用——南北戦役の例——The Peterhoff, 1866——The Springbok, 1866——之に對する英國側の批評——ホール及びトキッスの所説——萬國國際法學會の米國判決反對意見——倫敦海戦法規會議の繼續航海問題——封鎖には適用せざること妥協——第一次大戦中英國に依り空文化——倫敦宣言第十九條の公然の非認——將來の傾向

第二款 戦時禁制品輸送船及びその載貨……………八五八

第一項 戦時禁制品の性質……………八五八

戦時禁制品の由來——禁制品の意義——禁制品を構成する二要件——船そのものも禁制品たることがある——禁制品は専ら海上輸送に於ける觀念——禁制品捕獲權の行使者は軍艦のみ——禁制品と似て非なるもの——(一)敵船積載の敵貨——(二)敵地仕向禁止の自國民の貨物——(三)敵の軍人又は官文書——(四)中立國の國有貨物——戦時禁制品といふ邦語——禁制品必しも文字通の禁制品でない——現國際法則の是非

第二項 禁制品の類別……………八七四

第一目 倫敦宣言以前の取扱振……………八七四

議論紛々として歸一を缺く——禁制品目の各交戦國に依る任意制定——萬國國際法

學會に於ける累次の討議——日露戦役に於ける我國の禁制品規定——露國の當年の規定——之に對する英米兩國の抗議——The Arabia——露國その方針を緩和せしむ——第二回海牙會議に於ける禁制品問題——禁制品の全廢論——英國代表の禁制品全廢の提議——多數の賛成ありしも本議題とならず——米國の條件附禁制品全廢案も不成立——絶對的と條件附の類別案は妥結

第二目 倫敦宣言に由る統制……………八八五

倫敦宣言の規定——絶對的禁制品の性質及びその品目——品目の任意追加を許す規定の是非——條件附禁制品の性質及びその品目——禁制品と爲すを得ざる物件及び材料——禁制品に關する我國の規定——禁制品目の重なる二三に就て批評——(一)糧食——糧食の禁制品編入と英國内の反對論——第一次大戦中絶對的禁制品に移す——果物——鹽は禁制品たるべきか——日露戦役中の The Antiope——煙草は禁制品を以て論ずべきか——(二)燃料殊に石炭——(三)生綿——倫敦宣言は生綿を禁制品とせず——帝國海戦法規亦然り——(四)貨幣及び金銀地金並に紙幣——(五)馬匹——傷病者の看護用の諸品——藥劑を含む——船の自用品及び乗員乗客の使用品

第三目 禁制品決定の標準……………九一二

禁制品の仕向地——船の仕向地と載貨の仕向地——英國主義と佛國主義及びその長

短——我國の制——仕向地の立證の義務者——絶對的禁制品には中繼輸送を認めず  
 ——倫敦宣言第卅一條に依る仕向地推定——The Arel Johnson, 1917——The Kiew No. 3, 1917——The Alexandra, 1917——The Brage, 1917——敵軍への仕向先の中立領土たる場合——The Commerce, 1816——The Malacca, 1904——仕向の敵地が到達前に陥落せる場合——The Tende Sostre, 1807——敵地は敵國の一切の土地を指す——第一次大戦中の獨逸の判決例——The Alfred Hage, 1915——The Correntina, 1916——The Modig, 1915——禁制品輸送船の航路と船舶書類——船舶書類に疑あらば他の證憑に據る——The Sarah Christina, 1799——條件附禁制品——條件附禁制品は載貨仕向地主義——行政廳の意義——軍用に供せらるる物の範圍——倫敦宣言第三十三條と起草委員報告——伊土戦役中のThe Carthage——仕向地の推定に關し第卅四條の規定——到達地又は陸揚港の如何を問はない——絶對的と條件附の區別の重點——中立國の輸出禁制品が該國に向ふ場合——英國の見解——The Louisiana, 1918——佛國——The Apollonia, 1915——獨國

**第三項 兩度の大戦に於ける交戦諸國の禁制品擴大**……………九三五

**第一目 第一次大戦**……………九三五

従前の諸原則根底より覆へざる——英國の禁制品目の累次の擴大——糧食を絶對的

禁制品に移す——その理由——The Wilhelmina, 1916——The Hakar, 1916——生綿を絶對的禁制品に編入——その當否——貨幣及び手形類をも絶對的禁制品——佛國も大體英國に倣ふ——獨逸の抗議及び報復——看護用諸品の取扱振——平時輸入額超過の中立國仕向品——禁制品の絶對的と條件附の區別の非認——之に關する英國外務省の聲明——禁制品に關する米英の折衝

**第二目 第二次大戦**……………九五八

捨名取實主義に由る編制——英國の禁制品目——佛國——獨國——英國の禁制品目に對し日露露の抗議——これ等の抗議と英國の態度

**第四項 禁制品の輸送の制裁**……………九六四

**第一目 輸送船の拿捕**……………九六四

倫敦宣言の規定——拿捕は現行犯に限らる——輸送既遂の復航中の場合——英米の特異的慣例——The Imina, 1800——The Margaret, 1810——日露戦役中の事例——The Allanton——The Eastry——拿捕を復航に及ぼす當否の學說——倫敦宣言は復航拿捕主義を排す——第一次大戦中英國は舊慣に逆轉——輸送の企圖拋棄の場合——日露戦役中の The Shi-shan

**第二目 禁制品の處分**……………九七四

禁制品は没収する——開戦前に積出の禁制品——開戦の事實又は禁制品の宣言の不知——日露戦役中の *The Hermes*——倫敦宣言もその解放方を規定す——*The Katwijk*, 1915——積載の禁制品の敵手に渡る妨遮手段——禁制品は賠償支拂の條件にて没収——船は一時抑留——帝國海戦法規に依る書式——先買權——その當否——倫敦宣言の先買權行使の條件——我國は日露戦役には先買主義を非認——帝國海戦法規は改めて之を肯認す——實の戦に於ける軍需品の先買——敵人所有の禁制品の没収は無賠償——*The Rijn*, 1917——禁制品輸送を目的達成前に抛棄——*The Alutina*, 1918——没収されたる禁制品の運賃——拿捕無效の場合の損害賠償

第三目 禁制品以外の載貨の處分……………九九〇

同一船内の非禁制品の禁制品感染——その感染する場合——(一)禁制品虚偽輸送の船主所有貨——(二)禁制品の極めて多數量——(三)非禁制品と禁制品が同一荷主——我國も日露戦役に之を適用——感染主義を採る倫敦宣言第四十二條——感染主義の當否——今日では捕獲法上の一定則——萬國國際法協會の戰時禁制品法規案

第四目 船の處分……………九九九

往昔は船をも没収するを例とした——船没収の論據——英國には往昔船没収の判決例あり——*The Neutralitet*, 1801——米國の慣例亦同じ——今日は船は原則として没収せず——例外的に船を没収するを得る場合——(一)虚偽の手段にて禁制品を

輸送——日露戦役中の事例——*The Aphrodite*——*The Wiegfeld*——*The Tacoma*——倫敦宣言にはこの規定を缺く——(二)荷主と船主が同一人——*The Ringende Jacob*, 1798——*The Syltiana*, 1805——(三)船主が禁制品積載の情を承知——*The Scotsman*, 1906——倫敦宣言には規定なし——(四)全載貨の重要部分を構成——之に關する倫敦宣言第四十條——*The Lorenzo*, 1914——萬國國際法協會の條件案——(五)特別の條約あるとき——不没収船の航進繼續の當否——倫敦宣言第四十四條は之を肯定す——その規定適用の場合稀なるべし——載貨破壊の上の航進繼續許可——之に對應する帝國海戦法規の規定——禁制品引渡に關する書式——解放船の審檢費用の賠償

第五項 禁制品に關する繼續航海主義……………一〇二八

第一目 繼續航海主義の禁制品適用に關する従前の慣例……………一〇二八  
 繼續航海主義の禁制品適用——同主義とクリミア戰役——同戰役中の *The Frau A. Howina*——南北戰役中の *The Bermuda*——伊國對アルミア役の *The Doelwuyck*——南阿の役の *The Bundesrath*——英國の讓歩にて落着——日露戦役と繼續航海主義——繼續航海主義の禁制品適用の當否——萬國國際法學會の意見——第二回海牙平和會議と本問題——何等決定を見ず——倫敦海戦法規會議と本問題——倫敦宣言の規定——條件附禁制品には適用せず——伊土戰役の *The Carthage*

第二目 第一次大戦に於ける禁制品の繼續航海主義……………一〇四一

適用を條件附禁制品にも及ぼす——英佛兩國の新方針——荷受主の指圖式たる貨物に適用——指圖式送荷の沒收例は往昔にもある——The Kim, 1915——The Nieuw Amsterdam, 1915——指名式送荷でも着色的のものは同様——The Sydlund, 1916——The Noordam, 1920——船舶書類に荷受人の記載なきもの——The Ellis-pontos, 1916——米國の再抗議と英國の辯駁——繼續航海主義の無制限適用——その當否——帝國海戦法規の先見の明——繼續航海主義の將來——繼續航海主義は原料品にも適用か——The Ballo, 1917——The Bonna, 1918

第六項 禁制品に關する將來の研究問題……………一〇五三

禁制品賣込の禁止の當否——禁制品目の條約に依る律定の要——禁制品賣込禁止の反對論——その實行を困難と見る説——軍備の擴張を促すとの説——中立態度として公平を缺くとの説——侵略國にのみ禁制とせば足るとの説——禁制品の觀念を實際に即せしむべし——禁制品全廢に關するマルチニ案——比較的に可能性ある方案は何か——第一次大戦に於けるナヴィサート制——その基を作せるスキムナー提案——ナヴィサート制の自然廢止——同制に着想を取れるハーヴァード案——同大學案の核心——エチオピア戰及び西班牙内亂戰——ハーヴァード案の洗煉——該案の同じく一特色たる輸入割當制——第一次大戦中の和蘭海外トラスト——ハーヴァー

ド案の割當制の要領——該案の禁制品目審査の國際委員會制——繼續航海主義の禁制品適用問題

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨……………一〇八四

第一項 非中立的役務の類別及び要件……………一〇八四

非中立的役務の意義——その歐語及び邦語——非中立的役務の禁制品輸送との相違——非中立的役務は昔日に比し擴大——倫敦宣言に依る非中立的役務の類別——H米佛獨の海戦法規も之に則る——非中立的役務に對する制裁——甲乙兩種の制裁の異同——乙種の中立船は破壊を妨げず——制裁は自國船及び同盟國船にも準用——第一次大戦中の伊呂丸——船長が開戦の事實を知らざる場合——輸送の人員を上陸せしめ得ざる場合——これ等の場合に於ける該船の措置——非中立的役務は自由意思を要件とす——The Pontoporos, 1915——The Chryssopolis, 1917——遂行前に意思を抛棄せば制裁なし

第二項 非中立的役務の各種細檢……………一〇九七

第一目 敵國軍編入者の輸送……………一〇九七

敵國軍編入者と戰時禁制品の類似性——禁制人の語——敵國軍編入者の輸送船は沒收——之を峻嚴に適用せる英國の判決例——The Orozembo, 1807——帝國捕獲審

檢所の取扱へる事例——日露戦役の *The Nigretia*——日獨戦役の *The Christina Boles*——敵國軍編入者の範圍——豫後備軍籍者は含まずとの見解——倫敦宣言の該字句の解釋——該宣言の起草委員會の見解は消極的——米國海戦法規の消極的規定——第一次大戦中佛國は積極的に變ず——*The Federico*, 1915——*The Rossia*, 1915——一九三四年改定の海軍訓令の規定——佛國の前記捕獲檢定の當否——英國の消極的判決例——*The Friendship*, 1807——*The Scythiod*, 1920——一九二〇年の萬國國際法協會報告案——特に敵國軍編入者輸送の目的の航海

第二目 敵を利用する情報の傳達及び敵の作戦の直接幫助……………一一一

敵を利用する情報傳達の航海の意義——軍事關係書類の傳達に對する制裁——船長が情を知る場合と知らざる場合——*The Atalanta*, 1808——*The Rapid*, 1814——第一次大戦中の情報傳達船の沒收例——*The Bella Scularina*, 1916——外交文書の輸送船は原則上沒收せず——例外的に沒收する場合もある——*The Lief Gun-derson*, 1918——航海中敵の作戦に直接の幫助供與者——日清戦役中の *Gaelic* 及び *Sydney*

第三目 中立船の直接戦闘行為參加又は敵國政府の管理に移屬……………一一八

情狀最も重き非中立的役務——敵の命令又は監督を受くる中立船——*The Proton*, 1916——敵の儲船となれる中立船——*The Rebecca*, 1811——*The Hart*, 1865——

日清戦役發端の高陞號——之を擊沈せる東郷浪速艦長の報告——高陞號事件に對しホルランドの批評——日露戦役中の廣南號——第一次大戦中の實例——*The Thor*, 1914——*The Island*, 1917——*The Draupner*, 1918——儲船の情報傳達と船長の情の知否——*The Zambesi*, 1914——敵の個人の儲船となれる中立船——之を敵船と看做す獨逸の規定

第三項 中立船便乗の敵國軍編入者の拉致及び抑留……………一二三

前書き——中立船便乗の敵國人の取扱——南北戦役の *The Trent*——トレント事件の當否——敵國軍編入者の拉致を許す倫敦宣言——人員引渡の請求と拒絕の場合の措置——帝國海戦法規に依る書式——拒絕せば船は拿捕さるるを免れず——伊土戦役中の *The Manouba*——倫敦宣言の敵國軍編入者の範圍——第一次大戦中その範圍の擴大——軍役に適する敵國人は總て拉致——英佛の新方針に關し米國との爭議——*Piepenbrink* 事件——之に類似の事件——*The China*, 1916——第二次大戦中の淺間丸事件——帝國政府の對英抗議——本件の争點——英國政府の回答——その批評——帝國政府の反駁的覆牒——本件一應終結す——敵國軍編入容疑者の乗船拒絕の方針——軍事書類携帶の豫後備軍人の俘虜——交戦國使臣の中立國への赴任

第十二章 捕獲手續

第一款 臨檢搜索……………一一七五

第一項 臨檢搜索の一般的原则……………一一七五

拿捕には先づ臨檢搜索——稀には例外の場合もある——臨檢搜索の目的——臨檢搜索は中立人の通商權に優先——臨檢搜索權を行使するは軍艦のみ——港務官憲又は稅關の行ふ臨檢搜索——臨檢搜索は軍艦に對し行ふを得ない

第二項 臨檢搜索を行ふ場所……………一一八一

臨檢搜索を行ふを得る水面——公海又は交戰國領水ならば無制限——戰場より遠隔の水域にての臨檢搜索——中立國の領水間近にての臨檢搜索——停船は現場にて行ふのが従前の慣例——現場より港津に引致する新慣例——The *Montana*, 1919——引致に關する米國の抗議——英國の辯解——佛伊獨諸國も英國の聲に倣ふ——The *Zamora*, 1916——The *Federico*, 1915——The *Barcelona*, 1915——The *Rioja*, 1915——The *Bertha Elizabeth*, 1915——港津引致主義は既定の新慣例

第三項 臨檢搜索を行ふ方法……………一一九一

臨檢搜索權の適法の行使——何をか適法の行使と謂ふ——今日普通に行はるる順序——停船命令——之に關する日獨米佛諸國の規定——空砲發放は英米では義務的とせず——The *Marianna Flora*, 1820——追躡中に虚偽の旗章掲揚を許す慣例——

その當否——停船命令に應ぜざる場合——應じたる場合の發令軍艦の停止距離——臨檢士官の派遣——臨檢士官は無武裝たるを要す——臨檢士官は艦名告知の義務あるか——船長の軍艦呼寄は近代の慣例に反す——潜水艦又は航空機に依る臨檢は例外——搜索の程度及び範圍——船舶書類の由來——航泊日誌——船籍證書——昔時その濫用——往昔の通航券制——今日普通に謂ふ船舶書類——帝國法規の規定する船舶書類——書類に嫌疑あらば船内及び載貨實檢——船舶書類の不備等の事由あらば拿捕——書類の隠匿破毀は嫌疑の重大理由——二重の又は變造偽造の書類——搜索にも禮節を要す——臨檢搜索の末に執るべき措置——嚴重搜索のため自國港への引致——之に伴ふ一時的抑留——第一次大戰中に於ける引致の濫用——引致そのものは適法と肯定すべし——禁制品取締根據地に任意寄港の新例——拿捕權は經濟戰省の手に移さる

第四項 臨檢搜索に對する抵抗……………一二三二

停船命令に應ぜざるときは武力使用——逃走を試むる場合——臨檢回避のため無電を利用せる場合——強力を以て抵抗する場合——強力抵抗の意義——商船の強力抵抗權の有無——敵艦に依る護送は強力抵抗なるか——一八一〇年の英丁爭議——學說は概して護送を強力抵抗と肯定——強力抵抗に伴ふ制裁——倫敦宣言の規定——船は沒收——載貨の處分——船長又は船主の所屬貨——敵貨——中立貨——英國の



判決例—The Fanny, 1814—米國法廷は英國と見解を異にす—The Neretide, 1815—The Alalanta, 1814—倫敦宣言廢棄の結果

第五項 軍艦の護送を受くる中立船……………一二三四

第一目 倫敦宣言以前の慣例及び學說……………一二三四

軍艦護送の目的の變遷—軍艦護送の商船の臨檢搜索免除論—英國は多年之に應じない—英國の臨檢搜索權履行—The Maria, 1799—一八〇〇年の英丁暫定條約—一八〇一年の英露條約—同條約に依る英國の讓歩—英國は程なく舊主義に還元—軍艦護送の商船臨檢免除の諸條約—之を支持する學說—反對の臨檢肯定說—英國は依然交戰者權を偏重視す—歐米兩大諸國の態度—既往の戰役に於ける帝國の方針

第二目 倫敦宣言の規定……………一二四七

倫敦宣言に於て英國は主義を一變す—その理由—妥協を得たる倫敦宣言第六十條—護送を受くる船に尙ほ嫌疑ある場合—之に關する倫敦宣言第六十二條—帝國及び佛米兩國も右の規定を採擇—双方指揮官間に見解不一致の場合—英國は第一次大戰中舊主義に還元—英蘭兩國間の交渉—英國は臨檢權を將來に留保して妥結—敵國軍艦の護送を受くる中立船—敵船に擬す—敵國の安導券

帶有の中立船亦同じ—敵の與國軍艦の護送を受くる敵船—The Molano—

Kyriakides v. Germany—軍艦護送制の將來

第二款 拿捕……………一二六一

第一項 拿捕を行ふ場所……………一二六一

海以外の交戰國領水に於ける拿捕—河上の拿捕—第一次大戰中伊國の行へる河上拿捕—湖上の拿捕—第一次大戰中の英國の判決例—その援用せる The Cotton Plant—貨物の陸揚後に於ける拿捕—The Roumanian, 1916—The Ambra, 1917—船渠内所在は港内水上所在に擬す—日露戰役中の The Tarriva—陸軍の奧地圍獲は海上捕獲に似す—The Anichub, 1919

第二項 拿捕したる船の取扱……………一二六九

第一目 自國港へ送致……………一二六九

先づ船を拿捕艦の權内に收置する—本船の國旗撤去—The Pellworm, 1922—捕獲士官の移乗及び送致手續—送致中乗員又は載貨の陸揚又は轉載—捕獲士官の移乗は絶對の要件でない—The Eduard & Mary, 1801—送致すべき自國港—英國は便宜の港—我國では捕獲審檢所所在港—同盟國の港への送致も妨げず—船の全乗員を送致する能はざる場合—捕獲審檢港への送致に堪へず

る船—無害の郵便物は速に仕向地へ發送—拿捕後その不當を發見せば直に解放—拿捕したる敵船及び敵貨の軍用充當—被拿捕船の償贖—被拿捕船の喪失

第二目 中立港へ引致……………一二八六

往昔の慣例は一樣でない—英國—佛國—日本—中立港引致の當否—海戰

中立權利義務條約の規定—日英米は同條約第二十三條を留保—帝國海戰法規の

規定—萬國國際法協會の一九三二年案

第三目 乗員、乗客、及び載貨の取扱……………一二九三

敵船の乗員—敵船の中立人たる乗員—敵船の敵人たる乗員—帝國海戰法規の

規定—中立船の乗員—乗客—乗員乗客及び俘虜の取扱上の注意—載貨の賣

却その他適宜の處分

第四目 同盟國海軍との共同拿捕……………一三〇二

權限の分界等を協定するの要—一九一四年十一月の英佛協定—その一部改正

—露伊兩國の加盟

第三項 拿捕したる船及び載貨の破壊……………一三〇五

第一目 敵船及びその載貨……………一三〇五

破壊は往昔は無制限且無條件—轉近の趨向—破壊に關する英國の慣例—The

*Felicity*, 1819—日清日露兩戰役に於ける我國の方針—露國の規定—萬國國

際法學會の決議—一八八二年案—一九一三年案—重なる海軍國の國內法規の

規定—英國—佛國—獨國—米國—帝國海戰法規の規定する破壊條件—

*The Eorus*, 1915—第一次大戰中の英佛獨諸國の例—船内の人員を安全の場

所に移す條件—第一次大戰中その無視—敵船破壊に方り無害の中立貨の破壊

第二目 中立船及びその載貨……………一三一九

破壊を絶對に非とする英國主義—之に對する大陸主義—各國の古來の法規—

漫然たる破壊は近代は稀—日露戰役中には若干の例あり—*The Knight Com-*

*mander*—ホルランドの本船破壊の辯護論—第二回海牙會議と中立船破壊問題

—倫敦海戰法規會議に於ける本問題—英國政府の自國代表に與へたる訓令—

倫敦宣言の妥協の規定—第四十九條の實行に要する條件—在船者を安全の場所

へ移轉—第四十九條の反對論英國内に起る—商工會議所の異議と外務省の答辯

—英國上院の第四十九條不同意—帝國海戰法規は該宣言の規定を採擇—破壊

を要したる事實の辯明及び賠償—沒收不可の船内に在る沒收可の貨物—倫敦宣

言以後の獨佛米諸國の新規定—獨國—佛國—米國—第一次大戰中の實例

—重なる違法の破壊者—*The Maria*, 1914—*The William P. Frye*, 1915

—*The Madea*, 1915—*The Lalla*, 1915—中立船の破壊に代らしむる一提案

——ヤンヌマ博士の提説

第四項 拿捕したる船の奪回……………一三五三

奪回船の歸屬——海賊からの奪回——再拿捕と奪回の異同——  
The Ceylon, 1811——The Midstrand, 1917——救難料——The Two Friends,  
1799——救難料の比率——第一次大戦中に於ける救難料問題——The Puntopo-  
ros, 1816——The Swanfos 外一件

第五項 被拿捕船に對し中立人の有する民法上の權利……………一三六〇

交戦者權は民法上の諸權利を凌駕す——拿捕の際の所有權者を問ふのみ——その理  
由——The Tobago, 1804——The Odessa, 1915——The Purchim, 1918——  
The Marie Glaeser, 1914——The Fenir, 1914——佛國捕獲審檢官憲の見解亦同  
じ——米國にても同様——The Hampton, 1863——第一次大戦中支那にも同じ判  
例あり——伊國は反對の主義——The Moravia, 1916——The Ambra, 1916——  
The Myrza Blumberg, 1919

第六項 不法の拿捕又は破壊に伴ふ賠償責任……………一三七〇

第一目 不法の拿捕……………一三七〇

不法の拿捕には損害賠償の責任あり——不法拿捕の賠償と倫敦宣言——第一次大戦

中の英國の判例——The Cretic, 1921——The Remonstrant, 1917——拿捕するに  
理由あらば賠償義務なし——The Saxon Prince, 1905——The Baron Sjern-  
blad, 1918——詐偽行為の被拿捕船には要償權なし——被拿捕船の黒煙吐出  
は詐偽行為か——The Liesbeth Betty, 1916——拿捕者の法規誤解に因る損害の責  
任——英國の否定的判決——The Sigurd, 1917——肯定的判決もあらず——The  
Bernisse, 1921——獨逸の肯定的判決——The Elida, 1915——The Géjon, 1915  
——拿捕物件保全の懈怠に由る損害賠償——拿捕物件保全に要する注意の程度——  
拿捕物件の火災に由る損害——The Santa Catherina, 1919——The Sudmark,  
1917——The New Sweden, 1917——The Jial, 1915——共同海損に對する捕拿者  
の義務關係——The Sørfarerer, 1915——中立領水に於ける拿捕の損害要償者——  
The Bangor, 1916——The Düsseldorf, 1920——The Valeria, 1919——The  
Pelworm, 1922

第二目 不法の破壊……………一三八五

中立船の不法破壊の賠償と倫敦宣言——拿捕者の負ふ立證の責任——英國にては賠  
償義務者は檢事總長——獨逸の捕獲令の規定——帝國海戦法規には賠償の規定なし  
——無害の中立貨の破壊——中立貨とは専ら商品を指す——The Schlesien, 1914  
——The Indrani, 1916——第一次大戦と巴里宣言第三條——無害の中立貨の破壊

と賠償義務——英國は夙にこの義務を肯定す——*The Acleon, 1815*——普佛戦役に於ける佛國の不賠償主義——之に關するホルルの批評——第一次大戦中の三類例  
 (一)敵船と共に破壊の中立貨——倫敦宣言には之に關し賠償規定なし——帝國海戦法規には全然なし——伊獨の法令には規定あり——獨逸は實際的には賠償責任を非認す——*The Glitra, 1915*——*The Indian Prince, 1916*——*The Kaipara, 1917*  
 ——埃匈國も獨逸の襲に倣ふ——入阪丸——(二)中立船と共に破壊の敵貨——*The Mineral, 1917*——(三)中立船と共に破壊の中立貨——*The Oscar II, 1919*

### 第十三章 捕獲審檢

#### 第一款 捕獲審檢の一般的性質

一四四〇

捕獲審檢の目的——陸上の鹵獲は捕獲審檢の管轄外——捕獲審檢所の管轄權の廣狭——海上の拿捕は總てその管轄内なるか——獨逸の否定的見解——拿捕に非ざる一時的の差押は管轄外——*The Bertha Elizabeth, 1915*——敵船も捕獲審檢を要するか——肯定説が妥當——捕獲の敵國軍艦は審檢に附せず——軍艦以外の敵の公船は如何——主要國の法規及び實例は否定主義——英米間の爭議となれる *The Farn*——拿捕と共に權利確定と爲せる異例——*The Anhippi, 1917*——覆審に係るときは覆審の上權利確定——白耳義捕獲審檢所の異見——*The Geldenland, 1919*——

#### 第二款 重なる海軍國の捕獲審檢機關

一四一八

##### 第一項 英國

一四一八

共同捕獲の管轄權——捕獲審檢所を設置し得る場所——中立國管轄内には設置するを得ない——保護國又は治外法權のある中立地  
 捕獲審檢の濫觴——英國の捕獲審檢の運用は世界の魁——第一次大戦中の名法官エヴァンズ——過去六百年の歴史の一産物——海事裁判所の沿革——海事裁判所と捕獲審檢所の分立——捕獲審檢所の所在地——その管轄事項——覆審機關たる樞密院司法委員會——戰時禁制品委員會及び海軍捕獲法廷——共に捕獲審檢機關ではない——同法廷と捕獲物件歸着の關係——捕獲獎勵金——捕獲物件の國王貢納と海軍貢納——海軍捕獲法廷の之に關する新任務——陸海軍の共同拿捕の場合

##### 第二項 その他の諸國

一四二九

米國には特設の審檢機關なし——佛國の捕獲審檢制の沿革——現行捕獲審檢機關の構成——獨國——伊國——日本——支那事變中の拿捕船調査委員會——露國——白耳義及び支那——審檢機關の構成から見たる三種別——その長短

#### 第三款 捕獲審檢所の準據法

一四四〇

##### 第一項 英米兩國

一四四〇

審檢所の準據法は國際法か國內法か——英國にては國際法——第一次大戦と國際法適用主義——國際法と牴觸の法律及び勅令の效力——*The Zamora*, 1916——樞密院司法委員會の本件裁定——勅令は拘束力なきも法律はあり——この解釋に對する賛否——司法委員會の該判決の驚せる效果——米國も國際法主義

第二項 その他の諸國……………一四五

歐大陸諸國は國內法主義——佛國——獨國——國內法主義を闡明せる檢定例——*The Batavier V*, 1916——*The Elida*, 1915——*The Zaansroom*, 1916——批准且公布の條約には拘束を受く——*The Fenix*, 1914——*The Greenland*, 1916——伊國も國內法主義——*The Kyziros*, 1916——白國は専ら佛英の判決例に準據——*The Agiena*, 1918——我が日本は國內法規優先主義か

第三項 英米主義と大陸主義の長短……………一四六

兩主義の實質的異同——英國は重きを判決例に置く——歐大陸諸國は之に反す——國內法規の拘束の肯否に對する批判

第四款 審檢手續……………一四七

第一項 審檢の着手……………一四七〇

審檢手續は國內法規之を定む——帝國法令の規定——審檢の請求は拿捕者之を爲す

——拿捕物件の審檢所への引渡——審檢中拿捕物件の保管——審檢中船長以下乗員の取扱——引致せざる船に對する審檢——船の實體の既に消え失せたる場合——*The Mikail* 及び *The Anhippi*——右の場合にも審檢を爲すのが妥當——船が中立港に在る場合——*The Polka*, 1854——第一次大戦中の著名の事件——*The Gneisenau*——脱走し又は敵に奪回されたる場合——審檢の準備調査——檢察官の檢定意見の基礎的資料——英國捕獲審檢所の證據調——第一次大戦中従前の方法更正——佛獨も同大戦中英國に倣ふ——英國の新方法に對する米國の抗議——従前の方法は現代の事態に副はない——檢察官の意見と審檢所の措置

第二項 公告及び訴願……………一四八

公告の目的——訴願の意義——訴願を爲すを得る利害關係人——訴願の方式——審問——當該領事官の立會は許さず——敵國人たる利害關係人の出廷問題——英國では往昔は否定的見解——*The Hoop*, 1799——第一次大戦中右の見解を一變す——*The Mowee* によつて肯定的判決——歐大陸諸國は概ね肯定主義

第三項 檢定及び抗議……………一四九五

口頭審問終らば檢定書作成——立證の責任は利害關係人にある——刑事事件と捕獲事件の相違——立證の責任が檢察官にある特例——檢定は却下か沒收か又は解放か

の一 抗議 抗議却下の事由 抗議受理の場合の處置

第四項 檢定の執行……………一四九八

檢定は當事者を決定的に拘束す 沒收物件の處分 檢定前に於ける拿捕物件の

使用 審檢費用 審檢所は既決の事件を再審せず The Annie Johnson,

1921 檢定に對する外交的抗議 第一次大戦中の一珍例 檢定の效力と對獨

平和條約の異例

第五款 國際捕獲審檢所設立問題……………一五〇五

第一項 一九〇七年の海牙案に先だつ考案……………一五〇五

捕獲審檢の國內機關專屬の不合理説 國際審檢制を疾く提唱せる先覺者——ジェ

一條約規定の混成委員會——マタモラス事件に關する同委員會——第一次大戦中の

英國の對米試案——米國は之に應ぜず——混成委員會制の缺陷——萬國國際法學會

の一八八七年案

第二項 海牙議定の國際捕獲審檢所設立條約案……………一五一二

海牙會議に於ける本問題の經過——根本原則を定めたる總則中の七ヶ條——捕獲の

效力は審檢所之を決定す——捕獲國審檢所の先審及び檢定公示——國際審檢所に出

訴し得る檢定事件——國際審檢所に出訴するを得る者——出訴の適法なるや否やの

判定權——利害關係人の出訴權——國內審檢の遷延の豫防——國際審檢所に於て適

用する法律——裁判者の任命方法

第三項 その不批准及び爾後の趨勢……………一五二四

本條約案に對する英國内の賛否——調印國孰れも批准せず——その理由の批判——

國際審檢所設立の利益——中立國から見ての利益——交戦國自身にも利益——國際

法の發達を助長する利益もある——今日は未だ實現の可能性あるまい——他日再審

の場合に考究すべき要件

# 戰時國際法講義第三卷

## 第五編 海 戰

### 第一章 概論

#### 第一款 海戰の一般的性質

海戦と陸戦の異同

一七三三 海戦は陸戦との間に種々の點に於て異同がある。第一には、陸戦は交戦國の孰れかの領土内(稀には特殊の中立國領土内)にて行はるのであるが、海戦殊に主力艦隊の戦闘は交戦國の領水内にて行はることは寧ろ稀で、多くは世界の公道、即ち謂ゆる公海に於て行はれる。第二には、陸戦にありては謂ゆる

戦闘員と戦闘に與らざる常人とは混同され易い場合が往々あるも、海戦に於ては兩者の區別が大體明白に別たれる。軍艦にありては、その戦時の乗員は之を悉く戦闘員と推定し得るから、之を攻撃するに方りて別を非戦闘者に及ぼすの懸念なく、又武装商船の如きも、現代にありては自ら進んで敵對行爲に出づるを得ざるものとしてあり、これ亦非戦闘者たるの色彩は鮮明である。將た軍艦の商船破壊の如きも、それは特殊の事

第一款 海戦の一般的性質

由と條件の下に行はるるを原則とし、陸戦に於て常人を故意に若くは誤つて殺害するのと多くは事情を異にする。故に海戦に於ては、加害の對象として戦闘員と非戦闘者との區別は、陸戦に比すればより明確に意識せしめる。第三には、陸戦に於ける砲撃の目的は要は當該地方を占領するにありて、即ち砲撃に依る陸上物件の破壊は占領の目的を達するための一の手段に過ぎぬが、海戦に於ける砲撃は主として目的物を破壊するにある。海軍力に依る陸上の砲撃も、専ら破壊そのものを目的とするものである（陸戦隊を上陸せしむる場合は別とし）。随つて同じ砲撃であつても、その目的とする所に相違がある。第四には、砲撃も陸戦にありては不防の都市村落には原則として之を加ふるを得ずとしてあるが（尤も之を規定する陸戦法規慣例規則第二十五條の今日既に時代錯誤に屬することは既に述べた如くである）、海上よりの陸上砲撃にありては、たとひ不防の都市村落であつても、その内に軍事上の工作物その他特定の諸施設があるものに對しては、砲撃は適法としてある。別語にて云へば、海上よりする陸上砲撃に關しては、既に述べた所の空戦に於ける軍事的目標主義が夙に認められてある。第五には、敵の私有財産の取扱方に關し、陸戦と海戦とでは別に細説する如くに相違がある。その外、例へば軍艦が攻撃開始前に敵國又は中立國の國旗を掲ぐるを妨げずと爲せる古來の慣例の如き、少なくとも陸戦に於ては今日見ざる所のもので、兩者の異同の一に加へんとすれば加へ得られる。

一七三三 更に重要な相違は、兩者の目的及び手段の上に之を見るべきである。海戦の目的とても、敵の抵抗力を挫いて之を屈服せしむるといふ終局の大目的に於ては陸戦のそれと變りないが、その敵を屈服せしむる所以の目的及び手段に至りては、陸戦との間に少なからざる異同がある。即ち陸戦に於ては、その目

的は専ら敵の軍隊を撃破し、敵の領土を占領し、依つて以て敵の抵抗力を破壊するにあるが、海戦の目的に至りては、敵の抵抗力の破壊は勿論なるも、その以外に於て本國の沿岸を防禦し、本國陸兵の敵地上陸を掩護し、敵の外部との交通を遮斷し、中立國の海上よりする敵國への幫助を防止し、敵の資源を絶ち、敵の戦闘力の本源に止めを刺すことの使命を有する。往古にありては、戦と云へば専ら攻城野戦のみで、海軍の行動としても一に敵の艦船を撃破するに止まり、敵の資源を絶ち敵の戦闘力の本源を鎖すといふ經濟的壓迫の企圖は殆ど無かつた。海戦は一五七一年のレパントの會戰（羅馬法王バイアス五世の主唱の下に成れる西班牙とヴェニシアの聯合艦隊が土耳其の艦隊を希臘のレパント灣に邀撃して大に破りたる大會戰）を以て古今の海戦術の分岐點と爲すと云はるるが、その後にも尙ほ暫くは戰鬪唯一主義であり、漸く一六五三年に英國は和蘭との交戦に於て蘭國艦隊をズイデル ジーに封鎖し、同國の外部よりの糧道を絶ち、遂に陸上に一戦を交ゆることなくして之を屈服せしめたことあるに至り、爾來海軍の作戰の目的は一は通商破壊に依りて敵の經濟力に止めを刺すにありとの信條が立ち、一八八二年には、追て述ぶる如く佛國のアップ提督はその敵國沿岸市邑無差別砲撃論に於て特に之を力説したが、今日にありては愈々それが重要な一目的となるに至つた。米國の一九〇〇年制定（一九〇四年廢止）の海戦法規の第一條に

『交戦の一般の目的は生命及び財産の最少消費を以てして最短期間に敵の完全なる屈服を期するにあり。』

『特に海戦の目的とする所左の如し。敵の陸海軍隊の捕獲又は破壊。敵の城砦、工廠、船渠、及び造船所の破壊。敵の各種の陸海軍施設及び海上通商の破壊。敵の中立國筋よりする物資取得の妨遮。陸上に於ける陸軍行動の援助。並に本國の領土、財産、及び海上通商の防護。』



とあるは、以てその一斑を示すものである。通商破壊は優勢の海軍力を有する國の有力なる軍事行動たるは勿論なるが、劣勢の海軍國としても亦均しく、或はそれ以上に、作戰上の要諦とする所である。獨逸は第一次大戰に於て、潜水艦の活用にて敵の一百噸以上の船六千隻、約一千三百萬噸に依る通商を破壊した。第二次大戰に於ても、獨逸の對英通商破壊の總成績は本節執筆の時には未だ判然しなかつたが、主力艦に依る決戦を爲し得る地位に在らざりしだけ、ゲリラ的に専ら力を敵の通商破壊に注ぐものと當初想像せられた。

これ等の目的を達する手段として、海戦の範圍に屬する諸般の行動は大別して(一)水路及び海面の防禦、(二)海上戦闘、(三)陸地攻撃、(四)通信機關殊に海底電線及び無線通信施設の破壊、(五)海上封鎖、(六)海上捕獲等に分類するを得べく、本編第三章以下概略この順序を追ひ之に關する國際法則の解説を試みる。

## 第二款 海戦關係の法規

### 第一項 國際條約及び條約案、並に有力なる學會案

一七二四 戰鬪は無軌道的、無節制的、無制限的の遂行を許さず、文明國間の戰鬪には自らその則るべき規矩準繩ありとすれば、海戦にも亦特定の交戦法規を要すべきは論を俟たない。然るに海戦關係の交戦法規は、之を陸戦關係のそれに比すれば、今日一層不備の状態にある。一八五六年の巴里宣言は、海戦に關し重要な原則を國際的に律定したに相違ないが、條文は僅に四ヶ條で、しかも各條共に一二行にも足らず、且その規定する所は複雑なる海戦行動の什が一にも及ばずで、目するに海戦の法典を以てするに足らない。第

海戦關係の國際法規の不備

二回海牙平和會議にては、別に述ぶる如く海戦關係の條約數種を議定したが、内容は割合に不充實であり、中には殆ど無力のものもあり、總じて現代海戦の要求を網羅するには甚しく不備不完全で、陸戦の既成法規とも同様であるが、それに比し尙ほ及ばざるの遺憾なきを得ない。殊に例へば禁制品の取扱振の如き、隨つて特定物件の捕獲の當否の如き、由來各國の間に學說及び判決例を異にするもの多々ある。故に能ふべくんば普遍的の國際法規の下に之を統一するの望まじきこと論なきが、この點に向つては一九〇九年の倫敦宣言の死文となれる今日、現行の海戦關係國際法規としては、何等成文の規矩準繩は立てて居らぬのである。

一七二五 尤も倫敦宣言は死文とはなりしも、海戦の法則に關し今に一の有力なる參考案たるには相違ない。同宣言の由來は既に詳説したから茲に重ねて述べず(第一卷、第一五二節以下参照)、要するに同宣言の規定事項は、その開卷第一の總則に「記名國は以下諸章に規定する規則が實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふものなることを承認す。」とある如く、實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふものとして、之を成文に編綴したものである(尤も事實は英米主義と大陸主義とを辛うじて調和せしめた所多々あるので、必しも一般に承認せられたる國際法の原則と稱するを得ないが)。右の總則に謂ふ所の諸章とは、戦時に於ける封鎖、禁制品、非中立的役務、捕獲中立船の破壊、國旗移轉、敵性、軍艦護送、臨檢に對する抵抗、損害賠償の九章及び附則で、全文七十一ヶ條の一大法典である。特に第六十六條には「記名國は戰爭の際、交戦國が悉く本宣言に加はり居る場合には、本宣言に規定したる規則を相互に遵守すべきことを確約す。故に記名國は其の官憲及軍隊に對し必要なる訓令を與ふべく、且其の裁判所特に捕獲審檢所に於て本宣言の適用を保障する爲に相當の手段を執るを要す。」と規定してある。同宣言中の重要事項は以下隨所に解説

倫敦宣言の一般承認の原則の成文化

すべきが、要するに能ふ限り各國の主義慣例の異同を考量し、交戦國の權利と中立國のそれを衡平且實際的に調和せしむるに苦心したる跡は、その各條項の上に充分に認められた。

伊土戰役  
言と倫敦宣

一七二六 倫敦宣言の調印より二年有半の後に起れる伊土戰役は、同宣言の效力を試験すべき第一の機會であつた。而して伊國政府は開戦直後の一九一一年十月十三日を以て海上捕獲規程を公布し、その前文に於て倫敦宣言は伊國未だ之を批准せずと雖も、本政府は同宣言の條項を伊國の現行法令が許す限り、一八五六年の巴里宣言及び一九〇七年の海牙諸條約と共に尊重すべく、仍て本戰役中海上捕獲に關しては王國海軍指揮官は之に遵由して行動すべし。』と宣した。即ち少なくとも伊國の關する限りは、よしんば『伊國の現行法令が許す限り』、又『海上捕獲に關しては』の制限的の字句はありしにもせよ、大體に於て同宣言遵守の精神は明かに示されたものである。

第一次大  
戰と倫敦  
宣言

一七二七 その後程なく歐洲は曠古の大戦を迎へ、倫敦宣言を試験すべき秋となつた。この大戦に於て交戦諸國政府は、少なくとも當初は、且少なくとも適用し得る限りは、倫敦宣言——『實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふもの』と宣明してある所の——に遵由して行動するの意を表白した。故に同宣言（及び巴里宣言）の少なくとも左の諸項は、交戦諸國の當然遵守すべきものとして世は之を期待したのである。

(一) 封鎖の有効なるには實力に依り之を維持するを要すること。

(二) 敵貨とても中立船積載のものは、それが禁制品に非ず且封鎖港に仕向けられたるに非ざる限り、捕獲物とならざること。

(三) 中立貨は敵船積載のものとても、それが禁制品に非ず且封鎖港に仕向けられたるに非ざる限り、捕獲

物とならざること。

(四) 殊に中立船積載の中立貨は、それが禁制品に非ず且封鎖港に仕向けられたるに非ざる限り、捕獲物とならざること。

(五) 禁制品は之を絶對的と條件附とに別つこと。

(六) 絶對的禁制品は専ら交戦用に供すべき物件及び材料にして且敵國領土（又は敵國占領地、敵國軍）に仕向けらるるものなること。絶對的禁制品は直接に轉送せらるると轉載又は陸路に依りて轉送せらるるとを問はざること、即ち繼續航海主義が適用せらるること。

(七) 條件附禁制品は平時用にも供するを得べき物件及び材料なるが、敵國の軍隊又は行政廳の使用に仕向けられたるときは交戦用に供せらるるものとして禁制品の取扱を受くること。但し條件附禁制品には繼續航海主義を適用せざること。

されば第一次大戦の始まれる直後、米國政府は重なる交戦國政府に對し、倫敦宣言の遵守は交戦國と中立國との關係の上に於て生ずることあるべき紛議の重大化するを避けしむるの效あるべきに鑑みて望ましく、仍て各交戦國に於ては、その對手國にして同宣言を遵守する以上は均しく之に遵由するに意あるやを照會した（八月六日）。この照會の始末に關し當時の國務長官代理のランシングの手記に曰ふ。

『一九〇九年の倫敦宣言は、當年の倫敦會議に代表せられたる各國政府の正式の受諾は得られざりしも、海戰の法則に關し専門家の最近の意見の象徴であつた。この不批准法典は重要な種々の點に於て米國の意見と乖離するものありて、隨つて本政府の決して満足的のものとは思はぬのであるが、兎に角それが一の法典を構成することの事實に鑑

み、能ふべくんば各交戦國をして之をば交戦國及び中立國の各權利義務を決する標準と爲すことに同意せしめ、斯くして該宣言の制定以前に於けるが如き右の權利義務の不確定より生ずることあるべき不斷の紛議を避くるを好都合なるべしと思惟し、この目的よりして本政府は英國の對獨開戦後三日目の一九一四年八月六日を以て交戦諸國に對し、倫敦宣言を以てその海戦行動を律し且交戦國及び中立國の諸權利を取定むる所の一法典として受諾せんことを提議した。中歐諸國は直ちに之を受諾するに意ある旨を答へたが、佛露兩國は英國の回答を見るまで自國の回答を差押ゆる旨を答へた。英國政府は同月下旬に至り同意の旨を云へるが、しかも該宣言の若干條項に大修正を加へての上といふ條件附で、それがため中立國の權利は甚しく無視さるるが如きものであつた。米國は到底斯かる修正附のものを受諾するを得ない。獨逸政府とても亦同様であつたに相違ない。在倫敦米國大使ペーヂは英國の右の大修正に滿幅の賛意を表し、甚しきは國務省が英國の見解をその儘受諾せざることを憤懣せる風もあつた。けれども國務省はペーヂの態度に顧みず、右の事情に鑑み倫敦宣言を暫定的の海戦法典として採擇すべしとの提議を撤回するの外なきを認め、同年十月二十二日正式に之を撤回した。〔Lansing, War Memoirs, pp. 118-9〕

右に云へるペーヂ大使の態度に關しては、詳に敘して彼の傳記(Hendrick, *Life and Letters of Walter H. Page*, III, pp. 188-197)にあるが、要するに彼は、英國の平時に於て既に不批准に決したる倫敦宣言を戦時に於て改めて同國をして受諾せしめんとするが如きは、言ふべくして行ふべからざること、ランシングの提議、殊にその交渉方法——本國政府の責任とせずペーヂ一己の私見として提議せよとの訓令の如き——は實際に即せざる架空の見のみと爲し、重ねて該宣言の受諾方を英國政府に申入れよとの訓令に接せば直ちに辭職するとの決意をハウス大佐を通じ大統領に内申したものである(Ibid., p. 196)。ペーヂは倫敦に在りて詳に任國政府の心理を解し、能きぬことは能きぬと卒直に華府に稟議し、誠意坦懐を以て難局に處し、幾

たびか危機に瀕せる英米關係を無事に收局せしめたる功績は没すべからずで、外交家としての識見手腕はランシングとは同日の論でなかつた。實際彼なかりしならば、英國の累次の中立國權利無視で米國は或は疾く却つて獨逸側に起つて英國との間に鼓旗相見ゆるに至つたかも知れぬのである。

そは兎に角とし、英國の對米回答は要するに倫敦宣言の或部分はその儘に受諾すべきも、或條項は作戦上の要求が之を容れず、依つて必要の修正を之に加へ、適當に取捨して該宣言を活かすべしといふにあつた。抑も倫敦宣言の第六十五條には『本宣言の規定は之を不可分とす。』とある。この規定は、倫敦宣言義解ともいふべき『ルノール報告』(Renault's Report)に『幾多の條項は相互の主張の互讓の末に成れるもので、その全體を較量考査して茲に妥結を得たものであるから、甲國が特に重要視する條項に乙國が留保を爲すが如くんば、ために正當の期待が裏切らるるに至るべし。』とあるが如く、調印國中の一國が自國に好都合の條項のみを採擇し不利益のそれを留保するが如きことを豫防するの意に出でたものである。隨つて英佛露諸國にして之を可分的に取扱ひ、任意その條項を取捨する以上は、倫敦宣言の遵守を求むるも效は何程も無い譯である。米國政府はこの見地から右の希望を撤回し、改めて米國及び米國民の權利は、同宣言の規定如何に拘らず、國際法上及び條約上の規定する所に従つて之を主張するの權利を留保すとの旨を各交戦國に通告した(八月二十一日)。

一七二八 斯かる間に交戦諸國殊に英國は、倫敦宣言規定の戦時禁制品の品目に追加を爲し、その他の點に就ても同宣言と次第に相離れ、當該規定に必要な修正を加へて適用すと云へるも、その修正は原規定の意義精神を全然覆へせるものであつた。即ち英國政府は、先づ以て八月二十日(一九一四年)の勅令にて

英國は同  
宣言より  
漸次乖離

『現下の交戦行為中、英國海軍は佛露の海軍と協同して作戦し、而してこれ等友邦の同盟艦隊の中立國船竝に貿易に對する行動の同一原則に基くべきは極めて望まじき所にして、且佛露兩國政府は本交戦中能ふ限り一九〇九年二月二十六日署名の倫敦宣言の條項に遵ふて行動するの意圖ある旨を英國政府に通牒せるに依り、英國皇帝は樞密院に諮詢の上、茲に同宣言に以下記載の改補を加へたるものを以て英國皇帝の批准を経たるものと看做し、本戦役中英國政府に於て之を實施すべきことを命ぜられたり。』

『増補更正の條項次の如し。』

(一) 一九一四年八月四日公布の絶對的禁制品及び條件附禁制品の品目を以て倫敦宣言の第二十二條及び第二十四條の規定に代ふ。

(二) 虚偽の船舶書類に依り敵に禁制品を輸送し了りたる中立船は、その復航の途次に於て遭遭したる場合には、禁制品輸送の理由を以て之を拿捕することを得。

(三) 第三十三條記載の仕向地は一切の充分なる證據に依り之を推定するを得べく、且(第三十四條規定の推定に加ふるに)貨物が敵國の代表者に宛てられ又は敵國官憲の監督の下にある商人その他の人に宛てられたる場合には、同條規定の仕向地に宛てられたるものと推定することを得。

(四) 左記の諸船は封鎖の存在を知りたるものとして推定す。

(イ) 封鎖宣言が當該地方官憲に送致せられ、敵國政府が封鎖の存在を周知せしむるを得るに充分なる期間以後に敵國の港を出で、或は之に寄港したる一切の船。

(ロ) 封鎖宣言後英國港又は同盟國港を出で、又は之に寄港したる一切の船。

(五) 倫敦宣言第三十五條の規定に拘らず條件附禁制品にして同第三十三條規定の仕向地に宛てられたるときは、船が何れの港へ向へると又載貨が何れの港に陸揚げせらるるを問はず捕獲せらるべし。

(六) 海戦法規會議に提出せられ一九〇九年二月二十五日第十一回總會に於て採擇せられたる海戦法規起草委員會の報告書は、各捕獲審檢所に於て之を倫敦宣言の眞意及び精神に關する公正解釋と看做すべく、而してこれ等審檢所に於ては同報告書記載の意義に依りて該宣言の規定を解釋すべし。(下略)』

と規定し、次で十月二十九日(同年)前記の勅令を更に改正し、倫敦宣言に左の補修を加へて之を施行すべき旨の新勅令を公布した。

(一) 中立國船にして該船舶書類上中立地を以て仕向地とするに拘らず、敵港に向つて航行する場合に於て、その次の航海終了前之を發見するときは之を拿捕し、且沒收することを得べし。

(二) 倫敦宣言第三十三條に謂ふ所の仕向地は(同宣言第三十四條所掲の推定の外)、貨物にして敵國の代理人に宛て若くは之がために轉送せらるるときは亦同様の推定を受くるものとす。

(三) 倫敦宣言第三十五條の規定に拘らず、條件附禁制品は中立船に積載せられたる場合と雖も、該貨物を指圖人渡と爲したるとき、若くは船舶書類に於て荷受人の何人なるか明白ならざるとき、又は船舶書類に於て敵國の領土若くは占領地域内に在る荷受人に宛てられたること明瞭なるときは之を拿捕することを得べし。

(四) 前項の場合に於て貨物の仕向地の無害なることを證明するの責任は貨物所有者に在るものとす。

(五) 敵國政府が中立國より又は之を通過してその軍隊に對する供給を得つつあることを英國國務大臣中の一員に於て明瞭なりと認むるときは、該中立國の船に關して倫敦宣言第三十五條を適用せざることを指令し得べく、右命令は倫敦ガゼットにて之を公告し、且その撤回せらるる迄效力を持続すべし。右命令にしてその效力を持続する間は、該中立國の港に條件附禁制品を輸送する船は拿捕を免除せられざるべし。』

是に至りて倫敦宣言第六十五條の『本宣言の規定は之を不可分とす。』の規定は全く空文となりしは勿論、同宣言そのものも脱脱けの空殼となつたのみならず一九一五年十二月、英國上院にて時の無所管大臣ランス

ダウンは倫敦宣言を死文と認むる旨を公然宣明し（佛露諸國も亦その擧に倣ふて自今之に遵由せざるべき旨を聲明した）、更に翌一九一六年七月七日の勅令（"The Maritime Rights Order in Council, 1916"）と稱せらるるもの）を以て倫敦宣言と背馳する種々の規定條項を公布し、尙ほその理由を説明せる同日付覺書をば參考として重なる在倫敦中立諸國政府代表者に送致した。その覺書は左の如くである。

『同盟諸國はその行動を國際法の諸原則に遵由せしめんと熱望する所よりして、現交戦の初めに方り、その原則の綱領及び作業法則の主要は之を倫敦宣言に見出し得るものと信じ、乃ち同宣言は法的拘束力を有せざるにもせよ、大體は既往の諸海戦の經驗に基きたる交戦國の權利義務を披陳せるものとの故を以て同宣言の諸條項を採擇することに決意したり。然るに現交戦の進展し、従前の總ての觀念を超脱する方向及び性質を呈するに至りたると共に、密に法則の主義のみならず之を適用すべき方法をも決定せんと平時倫敦に於て企圖したる所のものは、満足なる結果を全然齎すに至らざりしこと明瞭となれり。事實これ等の諸法則は、中立人のためにする擁護を總ての點に於て進むるなかりしと共に、交戦國に對してもその公認權利の行使の最有效的方法を提供せず。

『獨逸側諸國は時局の進展と共にその拘束より離脱し、物資補充の徑路を再開するに就て凡ゆる巧機を創案するに努むるが、その結果は無害人の無害通商を妨げ、中立國人をして敵の代理者たるの疑惑の下に立たしむるあるに至れり。のみならず陸海軍の戰術の多方面に互る發達、戰具の新發明、獨逸側諸國に於て資源の全部を擧げて作戦の目的に集中すること等は、従前の海戦に於て行はれたるものに比し全然事態を一變せしめたり。隨つて倫敦宣言に規定する諸原則は、この豫想だにせざりし迅速に變化しつつある所の状態及び趨勢の試練に依りて示される壓迫に對抗するを得ざらしむ。

『同盟諸國は斯く招徠せられたる局面を認識し、同宣言の規定をば隨時之に順應せしめて取捨するの已むなきを感じたるが、その今日まで累次加へたる更正は或は同盟諸國の目的とする所の上に誤解を來したる點あるべきやを恐る。

仍て同盟諸國は自今専ら國際法の歴史的及び公認的の法則を適用すべしとの結論に到達せり。

『是に於てか同盟諸國は嚴肅且無留保的に左のことを茲に聲明す。即ちその軍艦の行動も將たその捕獲審檢所の檢定も一に以上の原則に依然遵由すべきこと、その約定したる所のものは誠實に之を履行し、殊に交戦の法則に關する國際條約の規定は之を遵守すべきこと、人道主義の指令する所に留意し非戰鬪者の生命を脅威するが如き一切の思想は全然之を排斥すること、理由なしに中立財産を侵害せざること、その艦隊の行動にして善意に行動する中立商賈の利益に侵害を與へたるが如き場合には常にその要求を考慮し、相當の救済を之に行ふ用意あること是れなり。』

英國政府が倫敦宣言と乖離するに至りたる始末は概略上叙の如くであるが、更にその理由を要約すれば、  
（一）倫敦宣言第一條の『封鎖は敵國又は敵國占領地の港及沿岸に限り之を施行すべきものとす。』の規定は、追て述ぶる謂ゆる長距離封鎖の實行を妨ぐることを、（二）その他の諸條項にも中立船に對する臨檢搜索及び拿捕の權利行使の上に制限を加ふるもの多々あり、例へば第十九條は『船舶又は其の載貨の爾後の仕向地如何に拘らず船舶が現に封鎖せられざる港に向つて航行する場合には封鎖犯として之を拿捕す』ることを禁じてある。又第四十三條も、船長が『戰時禁制品に關する宣言を知りたるも未だ戰時禁制品たる物品を陸揚するを得ざりしとき』は該禁制品を沒收するを得ずと爲すが如きはそれである。（三）第二十八條に依れば、特定物品は禁制品と宣言するを得ざるものとし、その品種目が掲げられてあるも、その中には現に獨逸が軍需品の製造に使用し居るものが多々ある。例へば生綿、羊毛、油種（ダイナマイト用のグリセリンの原料）、護謨（自動車及び航空機の必要品）、礦石（鐵鋼製作用）、アンモニア（硝酸の原料）の如きはそれである。（四）條件附禁制品に屬する糧食を告知なしに絶對的禁制品と爲すを妨げざる結果として、英國への糧食は何時にても遮斷せらるべき危険あるが、獨逸への供給は第三十五條に依り、中間の中立港に於て陸揚せられざる場合

には手を觸るる能はずといふ不都合がある。以上の如き幾多の不都合があるので、倫敦宣言は交戦國をして當然適法と認められてある權利を有効的に行使するを不可能ならしむるものである、といふに歸着したやうである。

**一七二九** この間にありても英國の捕獲審檢官憲は、その取扱へる審檢事件に於て倫敦宣言を依然遵守するの意見を表白せぬではなかつた。例へば *The Katwijk* (獨逸クルップ製鋼所用の鐵鑛を積んで一九一四年九月十六日西班牙の一港を發し、仕向地のロッテルダムへ航海中英艦に拿捕せられたる和蘭船) の檢定中に『倫敦宣言に於て立てられたる原則——その原則は同宣言の拘束力の問題とは離れ、本審檢所に於ては之に則りて處理すべきを予「審檢所長官エヴァンズ」は至當と信ずる——に依り、本載貨はその出航後即ち九月二十一日に至り禁制品目に編入せられたものとの理由の下に本船は解放すべきものとす。』と云へるが如きはそれである。しかも他の一面に於ては、例へば高等捕獲審檢廷(樞密院司法委員會)に於て *The Yukon* 事件(鹽漬鮭を積んで諾威より獨逸リュベック港に向ふの途次英艦に拿捕せられたる瑞典船)の抗告に對する判決中に『倫敦宣言は國際約定として何等效力を有せざるものとす。』と言明したるが如く、同宣言の效力を全然非認したのもある。要するに倫敦宣言は、英國政府が一九一六年七月七日の前掲勅令を以てその廢棄の事を公然布令するに及び、茲に英國の關する限り全く止めを刺された。

**一七三〇** 然しながら倫敦宣言そのものは右の如くにして遂に落命したりとは云へ、現在及び將來とても海戦の法規慣例を討究する上に於て、將た交戦國の海上行動の當否を檢案するに方り、依然重要な一の、若くは唯一の、參考案たるを失はぬものたること前に述べた如くである。同宣言の總則にある『實質上一般

同宣言全  
く止めを  
刺さる

けれども  
依然重要  
なる參考  
案

に承認せられたる國際法の原則に副ふもの』の一句は、之を無條件的に肯定し得るものなるやに就ては議論もあらんが、孰れにしても同宣言の法的效力の不發生、將た第一次大戰中に於ける效力非認は、必しも將來に向つて之を一顧だに價せざる全然無價値の反古紙と化せしめた譯のものではない。現に同宣言の主要條項を殆どその儘に採擇し、隨つて内容の大部分が同宣言の規定と異ならざる帝國海戦法規は、今日依然有效の儼たる現行法となつてある(勿論帝國海戦法規の現行條項中には現在及び將來の戰時を想定して大分改正を加ふるの要あるものあるけれども)たとひ將來之に改正が加はるに至るありとしても、倫敦宣言の重要な參考案たるの性質は決して没却せられない。以下隨所に援引する同宣言の諸條項は、この意味に於て之を無用視せられざるべきことを希望する。

**一七三一** 倫敦宣言の法的運命は上述の如しとし、その落命に由り海戦の全部を包掩する國際法規は今日存在するなきに至りしも、海戦の重要な一面面に係る國際法規にして第一次大戰後に出來たものもある。即ち一九二二年華府調印(但し效力不發生)の潜水艦(及び毒瓦斯)に關する五國條約、及び之に修正を加へたる一九三〇年の倫敦條約(海軍制限條約の一部)がそれである。その議定始末及び内容は、以下當該問題を論ずる所に於て説くことにしたい。

**一七三二** 上來叙する所は海戦に關する公的の國際法規であるが、この以外に第一次大戰以後今日まで世に出でたる有力なる私的の法規案もある。一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戦法規案の如き、順序として先づその一に推すべきものであらう。

是より先き英國にては、豫て國內の有力なる國際法學者にて組織せる海上法規委員會 (British Maritime

潜水艦に  
關する華  
府及倫敦  
兩條約

一九二〇  
年の萬國  
國際法協  
會報告案

Law Committee)と云へるのがあり、一九一八年三月同委員会の理事會にては、萬國國際法學會の第一次大戰直前の一九一三年八月オックスフォード大會にて採擇したる海戦法規案を基礎とし、尙ほ海牙諸條約及び倫敦宣言の諸條項並に第一次大戰の實驗等を參考として別に完全なる海戦法規案を起草することを決議し、乃ち Dr. H. H. I. Ballot, Dr. W. R. Bishop, Mr. G. G. Phillimore, Mr. Weir-Brown の四氏その任に當り、一九一九年八月浩漚なる成案を得、翌一九二〇年五月ボーツマス開會の萬國國際法協會の大會にそれが報告せられた。

この海戦法規案（以下隨所に援用する場合に便宜一九二〇年萬國國際法協會報告の海戦法規案と稱する）に於て採擇せられたる重なる新規定は、海戦法規を適用する地域に交戦國の軍事占領地の領水を加へたること（第一條）、商船を軍艦に變更したる場合には、自國港に於てその新資格の登記を終るまで變更の地を離るを得ざることとし、以て中立國をして該船の確實なる性質を官の文書に就て突止むるを得さしむるやうに爲したること（第九條）、凡そ商船は交戦國の中立國のとを問はず虚偽の旗章を掲ぐるを得ざること（第十條）、潜水艦の商船に對する無制限的行動を牽止し、且敵商船を破壊する場合には乗員乗客の安全の措置を執らしむること、又中立商船は臨檢搜索に抵抗するか封鎖を侵破するか將た非中立的職務に従事するに非ざる限り、その破壊を全然禁ずること（第十七條及び第四百四條）、水上の隔離水域パイド・ゾーンの設定を特定の條件の下に認むること（第十八條 a）、公海に於ける自動觸發水雷の敷設は隔離水域に於ける外之を禁ずること（第二十二條）、自動觸發機雷の敷設に就ては平和的航海の安全に關し凡ゆる措置を執らしむること（第二十一條）、潜水艦は中立領水に於ては水上を航するを要すること（第十七條 d）、敵商船又は中立商船を違法に破壊したる責

任者は捕獲せられたる場合には戦律犯に問はるべきこと（第十七條 h）、中立船を港に引致の上搜索を爲したる場合に無害のものたる事が明白となれる場合には、拿捕者に滯船費を賠償するの義務を負はすこと（第三十二條 r）、特定の公的證明書及び船主の宣誓申告書を帶有する船には搜索を行はざること（第三十二條 e）

これは着想を一七九四年三月二十七日の武装中立の實施に關する丁抹及び諾威の同月二十八日の勅令に採つたものとある）、病院船の不可侵を強化し、殊に交戦國の傷病者及び難船者を救助する中立船の保護を保障すること（第四十一條 a・b・c）、病院船に對手國の同意の下に中立國の監視官を乗組ましむることを以て誠意の保障たらしむること（第四十一條 d）等があり、添ゆるに本法規案と同時に議定したる封鎖、戦時禁制品、並に海戦に於ける中立權利義務及び非中立的職務に關する草案を以てし、これ等を通じ従前の法規慣例の上に新機軸を出せる條項少なからずある。本法規案は一學會の一試案たるに止まり、法的拘束力の無いのは勿論であるが、第一次大戰以後の學說及び實驗に據れる好參考案と稱するに足るべきものと思ふ。今 *Int. Law Assoc., Report of the 29th Conf., 1920, p. 103* 以下に就てその全文を左に抄譯する。（附屬書は別關係章款の下に於て援用することにする）。

## 海戦の法則

## 第一章 敵對行爲の行はるべき場所

第一條 海戦に關する特殊の法則は公海、及び交戦國に屬し又は交戦國の占領する領水のみ之を適用すべく、航行上 maritime と認むるを得ざる水上には之を適用せず。

## 第二章 交戦國の兵力

## 第二款 海戦關係の法規

第二條 軍艦。——左記の艦船は交戦國の兵力を構成するものとし、随つて交戦の法規慣例及び人道の法則の下に立つべきものとす。

一。海軍指揮官之を指揮し海軍の乗員之を操縦し、且海軍の正當の旗旗を掲ぐる所の國家所屬の一切の艦船。

二。第三條乃至第六條に依り國家の之を軍艦に變更したる諸船。

三。軍艦に關するそれと同一の法則の下に立つ潜水艦。

第三條 公私諸船の軍艦への變更。——軍艦へ變更の諸船は、その掲ぐる國旗の屬する國の直接の權力及び管理、並に責任の下に之を置くことを要す。

註。公船とは軍艦以外の船にして、國家又は個人に屬するも公用のもの爲し、且國家の正當に任命したる將校の指揮に屬するものを謂ふ。

第四條 軍艦へ變更の諸船はその所屬國の軍艦たることを表示する外部の標識を有することを要す。

第五條 指揮官は正當官憲の適法に任命したる國家の役務者たるべく、その氏名は海軍將校名簿に掲記せらるることを要す。

第六條 乗員は海軍の紀律の下に立つを要す。

第七條 軍艦へ變更の諸船はその行動上交戦の法規慣例及び人道の法則を遵守すべし。

第八條 公私諸船を軍艦に變更したる交戦國は、その變更の事實を能ふ限り速に軍艦表の上に記載すべし。

第九條 軍艦への變更は交戦國自身の領水又は同じく交戦に従事する同盟國の領水、又は敵國の領水、若くは交戦國の占領地の領水の孰れかに於てのみ之を行ふべし。且軍艦へ變更の諸船は交戦國自身の港に於てその新資格の登記を経たる上に非ざれば變更の行はれたる領水を離去することを得ず。

第十條 軍艦の公私船への變更。——軍艦は交戦の繼續期間之を公私船に變更することを得ず。

第十一條 交戦國の兵員。——左記の者は交戦國の兵員を構成するものとし、随つて海戦に従事する限り交戦の法規慣例の下に立つべきものとす。

一。第二條記載の艦船の乗員。

二。現役又は豫備役の海兵員。

三。沿海地の海陸軍紀の下にある人員。

四。正規兵及び一九〇七年の陸戦法規慣例規則第一條に依り適法に組織せられたる兵、但し海軍力に屬する兵を除く。

第十二條 私艦。——私艦は之を禁ず。

第十二條 a 公私船。——第三條以下に規定する條件を外にし、凡そ公私船及びその乗員は敵對行爲を行ふことを得ず。但し敵艦船の攻撃に對し自船又は他船を防護するために武力を行使すること、及びその目的を以てする限り武器を帶有することは之を妨げず。

第十三條 敵の占領に屬せざる地方の人民。——敵の占領に屬せざる地方の人民にして敵の接近するに當り第三條以下の規定に依り船を軍艦に變更するの邊なく敵に抵抗するため自ら船を操縦する場合には、該人民にして公然且交戦の法規慣例を遵守する限り、之を交戦者と看做すべし。

### 第三章 害 敵 手 段

第十四條 原則。——交戦者は害敵手段の選擇に關し無制限の權利を有するものに非ず。

第十五條 背信的及び變的の行爲。——周認の奇計は之を適法とす。然れども交戦國間の協定の遵由に訴ふる手段にしてその結果に於て之が違反となるが如きものはこの限に在らず。随つて特に左の行爲は之を禁ず。

一。交戦國の批准せる國際條約の規定に係る交戦の法規慣例を欺瞞的に利用すること。



二。敵を背信の行爲を以て殺傷すること。  
三。休戦旗を伴用し、虚偽の旗旗、制服、徽章等、殊に敵のそれ等を使用し、その他第四十一條及び第四十二條規定の救護班の特別標章を利用すること。

第十六條 特別の條約に規定する斯かる禁止の外、左の行爲は之を禁ず。

一。毒又は施毒武器、火液、若くは窒息性又は有毒性の瓦斯を使用すること。  
二。無益の苦痛を與ふるが如き武器、投射物、その他の物件を使用すること。殊に量目四百グラム以下にして爆發性なるか又は燃燒性の物質を充てたる投射物、その他外包中心の全部を蓋包せず、若くはその外包に截刻を施したるものの如き人體内に入りて容易に展開し又は扁平となるべき彈丸を使用すること。

第十七條 左の行爲も亦之を禁ず。

一。武器を捨て又は自衛の手段盡きて任意に降を乞へる敵を殺傷すること。  
二。乗員を下艦せしむるに先だち降を乞へる軍艦を撃沈すること。  
三。助命せざることを宣言すること。  
四。逃走を企てず又は臨檢搜索に抵抗せざる敵の無武装商船を撃沈すること。  
五。乗員及び乗客の安全に關する適當の手段を盡さずして敵の商船を撃沈すること。

註『適當の手段』を定義するは容易ならずして、それは箇々の場合に特有なる事情に照して決すべき事實の問題に屬す。故に例へば海上平穩且陸地の見ゆる所にて乗員乗客を短艇に移すことは右の意義に合格すべきも、數時間後に敵と會戦するやも知れざる巡洋艦内に之を收容するが如きは、非戦闘者に對する安全の場所とは看做し難きに似たり。

六。たとひ禁制品又は准禁制品を積載するにしても、臨檢搜索に抵抗し、封鎖を侵破し、又は非中立的役務に従事

するに非ざる中立國商船を撃沈すること。

第十七條 a 潜水艦自身又はその行動上に感ずる危険の如き軍事的必要の理由は、前條の下に於ける商船の破壊を正當化せしめざるものとす。

註。例外的許容を概括的條句にて掲ぐることは、今次及び既往の經驗に徴し、例外を無限に擴大せしむるに至るの虞あり。

第十七條 b 交戦國のと中立國のとを問はず、凡そ商船は如何なる事情の下にありても虚偽の旗章を掲表することを得ず。

第十七條 c 武装の潜水艦は他の軍艦に關する本法規所定の同一條件に服する限り、中立の港津又は領水に於て他の軍艦の受くると同一の待遇を中立違反を構成することなしに享有するを得べし。

第十七條 d 武装潜水艦は前記水域に於て潜航せず、必ず水上を航するを要し、且軍艦たることの明瞭なる標章を表し、及びその國旗を掲ぐべし。之に違反するときは交戦期間中該艦及びその乗員を留置すべし。

第十七條 e 上記の制限及び封鎖の現行法則に遵由する限り、封鎖は潜水艦に依り有效的に維持せらるべし。

第十七條 f 潜水艦及び巡洋艦は搜索を公海若くは交戦國の領水又は港津に於て行ふを得べきも、中立國の領水又は港津に於て行ふことを得ず。

第十七條 g 中立船に對する臨檢搜索は適當の監視の下に行ふを要す。船又は載貨にして結局無害のものと認められたるときは、拿捕者は着港より三日後に於て滞船費賠償の責に任ずべし。無害の中立船にして臨檢搜索のため強制的に交戦國の港に引致せられたるときは、港税及び倉敷料は之に課することを得ざるものとす。

第十七條 h 敵國又は中立國の商船を以上の諸規定に違反して破壊したる責任ある將校は戰律犯に問はるべく、拿捕されたるときは當該處罰を受くるものとす。

第十八條 私有財産の破壊。——私有財産の破壊は之を禁ず。但し破壊が軍事的必要の絶對に要求する場合又は本法規の條項の許容する場合はこの限に在らず。

第十八條 a 隔障水域。——交戦國は以下封鎖に關する規定にある如く、中立諸國に通告の上公海の一部を隔障水域 (Barred zone) と宣言し、該水域を航行せんとする中立國商船に對し取締を爲すことを得。但し之に一定の航路を指示し、且その航行の安全に就て責任を執るを要す。

第十九條 水雷。——水雷は命中せざる場合に無害となるものに非ざれば之を使用することを得ず。

第二十條 自動觸發水雷は、その緊維と不緊維とを問はず、隔障水域以外の公海に於ては之を敷設することを得ず。

第二十一條 凡そ自動觸發水雷は、隔障水域に於けると領水に於けるとを問はず、之を緊維するか將たその他の不浮動装置を爲すべし。

艦船が追躡を受け又は戦闘に従事する際、防禦のため機械水雷を海中に投入するは妨げなきも、斯かる機械水雷は投入後半時間以内に無害となるべきものたるを要す。

第二十二條 交戦者は隔障水域の外自國及び敵國の領水に機械水雷を敷設することを得べし。然れども該領水に於ても左のことは之を禁ず。

一。之を敷設したる交戦者の監視を離れてより一時間以内に無害となる構造のものに非ざる限り、緊維その他不浮動の装置なき自動觸發水雷を敷設すること。

二。緊維を離れたる時に無害となるに非ざる緊維その他不浮動の自動觸發水雷を敷設すること。

三。軍事上の目的以外に敵の港及び沿岸に自動觸發水雷を敷設すること。

第二十三條 中立國は自國の領水に監視ある機械水雷以外の水雷を敷設することを得ず。

第二十三條 a 緊維と不緊維とを問はず凡そ自動觸發水雷を敷設する場合には、非戦闘者又は中立船の安全に關し凡

ゆる注意を施すを要す。

交戦者は殊にその敷設したる機械水雷の一定の期間後無害となるべき装置を施すべし。

交戦者は機械水雷がその監視を離れたる場合には、軍事的事情が許す限り、危険地點を告示を以て航海者に知らしむべし。この告示は尋常の外交手續に依り之を中立諸國政府にも通知すべし。

第二十四條 交戦國は終戦と共に、その敷設したる機械水雷を引上げるに就て能ふ限りの手段を盡すべし。

交戦國の一方が他の一方の沿岸に敷設したる緊維自動觸發水雷に關しては、之を敷設したる國はその敷設面を對手國に通知し、兩國は能ふ限り速に之を引上げることに努むべし。

終戦の際機雷水雷を引上げべき責任ある交戦國は、該水雷が及ぶ限り引上げられたることを成るべく速に通告すべし。

第二十五條 砲撃。——不防衛の港、都市村落、住所又は建物は如何なる手段に依るも之を砲撃することを得ず。

その沿岸に自動觸發水雷の敷設せられたることの單なる理由を以て之を砲撃することを得ず。

第二十六條 「海軍力砲撃に關する海牙條約第二條第一項及び第二項に同じ」

第二十七條 「同條約第三條第一項及び第二項に同じ」

第二十八條 砲撃を爲すに當りては、軍事的目標以外の物件の破壊は之を禁ず。「以下同條約第五條第一項及び第二項に同じ」

第二十九條 「同條約第六條に同じ」

第二十條 封鎖。——附屬書第一を見よ。

第三十條 a 戰時禁制品。——附屬書第二を見よ。

第三十條 b 中立。——附屬書第三を見よ。

第二款 海戦關係の法規

## 第四章 敵財産に關する交戦國の權利義務

第三十一條 船及び貨物、軍艦。——交戦國の武裝軍は敵の軍艦を捕獲又は破壊するため、その裝具及び給養品と共に之を攻撃することを得。開戦の際港内所在のもの、開戦の事實を知らずして海上にて遭遇したるもの、不可抗力に由り入港するの已むなきに至りしもの、若くは沿岸にて難破又は坐礁せるものに對しても亦同じ。

第三十二條 公私船、停船、臨檢、及び搜索。——海軍所屬以外の諸船は、その國有たるを私有たるを問はず、交戦國軍艦之に臨檢搜索を行ふため停戦を命ずることを得。

軍艦は停船を命ずる場合には空砲二發を連發し、之にて不十分なるときは船首の前方に向け實弾一發を放つべし。

註。臨檢に對する抵抗に關しては倫敦宣言第六十三條を見よ。

軍艦は是に先だち又は同時にその旗章を掲げ、夜間にありては旗上に燈を掲ぐべし。停船を命ぜられたる船は直ちに旗を掲げ且停船してその命に應ずべし。軍艦は將校一名外若干名の操縦する短艇を該船に派すべし。上船する者は該將校の外その中の二三名に限るものとす。

軍艦より短艇を派すること能はざる事情あるときは、該船に對してその短艇に責任ある職員を乗らしめ、船舶書類及び船荷證券を携帶して軍艦に来るべき旨を命ずることを得。

停船、搜索、又は拿捕の適法の權利の行使に對し抵抗するときは、事情の如何を問はず該船は沒收となり、載貨は敵船の載貨として取扱はるべし。該船の船長又は船主に屬する物品は敵貨として取扱はるべし。

第三十二條 a 臨檢は先づ船舶書類及び船荷證券の檢査に於て行はる。書類にして不備又は嫌疑を避け難き性質のものなるときは、臨檢將校は船内を搜索するを得べく、この目的のため船長の協力を求むるを得べし。

搜索の不可能なる場合、若くは一應の搜索に於て現在の又は新に起れる嫌疑を晴らす能はざる場合には、拿捕者は一層の搜索を行ふため、該船を港に回航せしむることを得。

郵便袋の檢査は第五十三條に規定する如く能ふ限りの注意及び速度に於て之を行ふべし。

第三十二條 b 港に引致したる船の搜索は迅速に之を行ふを要す。

搜索後該船の留置せらるべき明確の理由示されざるときは、該船は當該事情の下に正當と認めらるべき滯船費を要求するを得べし。

第三十二條 c 船舶書類中に荷出港に於ける本國當該官憲の發給したる證書あり、且添ゆるに交戦國又はその同盟國の領事官又はその代理者の證明書及び荷送人の宣誓書を以てする場合には、これ等の書類は載貨及び船の行先地の誠實を證明するに足るものと看做さるべし。

前項の規定を條件とし且交戦國と中立國との間に特別の協定なき場合には、軍艦護送の下にある船は臨檢搜索を受くべきものとす。

第三十三條 拿捕の原則。——敵の公私船は之を拿捕するを得べく、載貨の敵人に屬するものは公私共に之を押收することを得。

第三十四條 不可抗力、海難、その他已むを得ざる事情の下に入港したるがため交戦國の權内に陥りたる船又は貨物は之を拿捕且押收することを得。

第三十五條 船舶書類を帶有せず、若くは之を隠匿し又は故意に破壊し、若くは虚偽の書類を提出したる船は之を拿捕且押收すべきものとす。

第三十七條 拿捕の原則の緩和。——交戦國の一方に屬する公私船にして開戦の際敵港に在るものは、直ちに又は相當期間内に離港し、且許可證の交付を受けて仕向港又は指定の地の港に向け發航せしむることを得。

開戦前最後港を發し開戦の事實を知らずして敵港に入りたる船は同様取扱はるべし。

第三十七條 不可抗力のため前條規定の期間内に敵港を離去すること能はざる公私船は之を拿捕せざるものとす。

交戦國は前項の船を押収することを得。但し戦後無賠償にて之を還附するを要すべく、又賠償を支拂ひ之を徴發することを得。

第三十八條 開戦前に最後の發航港を去り海上に於て遭遇したる際、開戦を知らざりし敵の公私船は之を捕獲することを得ず。但し該船は戦後賠償なくして還附するの義務の下に之を押収し、又は賠償を爲し且人員の安全及び船舶書類の保管を爲すの義務の下に之を徴發し又は破壊することを得。

該船にして特定の恩惠期間の満了前に海上に於て遭遇したる場合には之を押収せず、その仕向港又は指定港に向ふの自由を與ふべし。但し一たび本國港又は中立港に立寄りたるときは拿捕せらるべきものとす。

第三十九條 第三十七條及び第三十八條に掲げる船内に在る敵貨は之を留置したる上、戦後賠償なくして還付し又は賠償の下に戦時中之を徴發することを得。

第三十六條乃至第三十八條に掲げたる船内に在る禁制品に關しては、該船を押収せざる場合に於ても亦前記の規定を適用す。

第四十條 第三十六條乃至第三十八條に掲ぐる場合に於て、凡そ公私船にしてその構造上軍艦に変更せらるべきものなること明かなるものは之を押収し又は賠償の下に徴發することを得。該船は戦後之を還付すべきものとす。

該船内に在る貨物は第三十九條の規定に従つて處理すべし。

第四十一條 第三十一條及び第三十三條に規定せる法則の例外。——病院船即ち傷者、病者、及び難船者を救護する唯一の目的を以て特に製造し又は設備する船にしてその屬する交戦國の軍の一部を構成し又は公式に承認せられ、且開戦の際又は交戦中その使用に先だち船名を交戦國に通告したるものは、交戦の繼續中之を尊重すべく且拿捕することを得ざるものとす。「本條に該當する赤十字原則海戰應用條約の第一條には『軍用病院船』とあるを本條にては單に『病院船』としてある。以下多く同じ」。

該船は前項の政府公認の證據を船舶書類と共に帶有するを要す。

病院船は中立港内の滯留期間に關し軍艦と同一視せらるることなし。

第四十一條 a 病院船はその外部を白色に塗り、幅約一米突の緑色の横筋を施して之を標識すべし。

病院船に附屬する端舟及び救護用に供せらるべき小船は同様の塗色を以て之を標識すべし。

病院船はその國旗と共にゼネヴァ條約に定めたる赤十字旗を掲げ、又中立國に屬するものなるときは、右の外指揮を受くる交戦國の國旗を大橋に掲げて之を標識すべし。

前記の病院船及び端舟にしてその享有する尊重を夜間確實ならしめんと欲するものは、その附隨する交戦者の同意を得たる上、その標識塗色を見易くするため必要な措置を執るべし。

本條に定めたる特殊徽章は當該船を保護し又は標識するために非ざれば之を使用することを不得す。

第四十一條 b 病院船は國籍の如何を問はず救護扶助のことに當るべし。

病院船は何等軍事上の目的に使用することを不得。又如何なる方法に依るを問はず戦闘者の運動を妨礙することを不得。

病院船は戦闘中と戦闘後とを問はず自己の危険に於て行動するものとす。

第四十一條 c 交戦國は病院船に對し臨檢搜索を爲すの權利を有し、その介助を拒絶し、その離隔を命じ、その航行すべき方向を指定し、且その船内に監督員を乗込ましむることを得。事情重大なるがため必要なるときは之を留置することも亦妨げず。

交戦者は病院船に下したる命令を成るべく該船の航泊日誌に記入すべし。

本條の規定に依り敵のために留置せられたる病院船はその屬する交戦國の國旗を、又中立國所屬のものなるときは自國の國旗を孰れも撤去すべし。

第四十一條 d 交戦國はその對戦國に於て同意するに於ては、當該船の單に病院船たることの誠意の保障たらしむるため中立國の士官一名を之に乗組ましむることを得。

第四十二條 病院船に關しては公私の別なきものとす。

第四十三條 「赤十字原則海戰應用條約第七條に同じ」

第四十四條 「同上第八條に同じ」

第四十四條 a 中立の商船、遊船、又は端舟にして交戦者の依頼に由り又は自己の發意に由り傷病者又は難船者を船内に收容したるものは、その故を以て拿捕せらるることなかるべし。但し中立違反の行爲あるときは之を拿捕するを得るものとす。

第四十五條 カータール船。——軍使としての任務に當るカーテル船と稱せらるる船は、たとひ海軍力の一部を構成するものにもありても、その任務の執行中は之を拿捕せざるものとす。

交戦國の一方に依り他方と交渉するの任務を命ぜられ且白旗を掲ぐるものは之をカーテル船と認む。

カーテル船を仕向けられたる相手方の指揮官は、如何なる場合に於ても之を接受せざる可らざる義務を有せざるものとす。指揮官はカーテル船がその任務を情報獲得に利用することを防遮するに就て必要なる一切の措置を執ることを得。その利用ありたりと認むるときは該船を一時留置することを得。

カーテル船にして船長が該船の特權的地位を利用して背信行爲を挑發又は實行したること明確に立證せられたるときは、その不可侵權を失ふものとす。

第四十六條 特殊任務の船。——宗教、學術、又は博愛の任務を帶ぶる船は、(一)開戦以前に着手せる航海に於て往復中なるとき、(二)明瞭なる標識を有するとき、且(三)その任務の性質を保障する所屬國政府の證明書を帶有するときは、捕獲を免除せらるべきものとす。

第四十七條 沿海漁業及び地方的小航海用の船。——専ら沿海漁業又は地方的小航海に用ゐらるる船、水先案内又は燈臺用の船、及び主として河川、運河、及び湖水の航運に従事する船は、その船具及び搭載物と共に拿捕を免除せらるべきものとす。

トロウル船及び掃海船は領水外に於ては臨檢搜索を受け及び拿捕せらるべきものとす。

以上の諸船を表面平和的に装はしめつつ軍事上の目的に使用することは之を禁ず。

第四十八條 安導券又は免許狀を帶有する船。——敵艦にして安導券又は免許狀を帶有するものは拿捕を免除せらるべし。

第四十九條 不可侵權の喪失。——第四十一條、第四十五條乃至第四十八條に規定する捕獲免除は、當該船にして如何なる方法に依るを問はず敵對行爲に加はり、その他軍事的幫助を構成するものとして中立人の爲すを得ざる所の行爲を爲すときは之を失ふものとす。

臨檢のため停船を命ぜられたる場合に強て逃走を企つるとき亦同じ。

第五十條 軍事行動水域内に於ける交戦者の權利。——交戦者は公海に於ても、その現に行動する範圍に相當する水域内に前掲敵船の航入するを禁ずることを得。但し之を押収又は拿捕するの權なきものとす。

交戦者は又右の水域内に於てその行動上に有害となる行爲、殊に例へば無線電信の如き特定の通信行爲を爲すことを該船に對し禁ずることを得。

これ等の禁令に違反したる船は之を禁止水域外に武力を以て追拂ひ、その搭載具を押収することを得。該船が敵對行動に關する情報を敵に供與したることの證據あるときは、之を敵の役務の下に置かれたるものと看做し、その搭載具と共に該船を拿捕するを得るものとす。

第五十一條 敵性。——船の敵性又は中立性は該船が掲揚の權利を有する國旗に依りて之を定む。

敵船内に在る貨物の敵性又は中立性は該貨物の所有者の敵性又は中立性に依りて之を定む。

各國は貨物所有者の敵性又は中立性は該所有者の定住所に依りて定むるや國籍に依りて定むるやを遅くも開戦の時に於て宣明するを要す。

敵船内に在る貨物の敵性は、何等讓渡が輸送中に又は開戦後に行はれたるを問はず、その仕向地に到達する時まで繼續するものとす。

然れども敵所有者の破産の場合に於て、拿捕前に以前の中立所有者が該貨物に對する法律上の要求權を行使したるときは、該貨は中立性を回復すべきものとす。

第五十二條 國旗移轉。——開戦前又は開戦後に敵船を中立國旗に移轉したる場合には、(一)該移轉にして敵船たる性質より生ずる結果を免れんがために行はれたるに非ざること、(二)該移轉にして無條件に、完全に、且關係國國法に遵ひ善意且現金拂にて爲され、移轉の結果該船の監督及びその使用より生ずる利益が完全に買主に移りたること、(三)該移轉が航海中又は封鎖港内に於て行はれたるに非ざること、(四)買戻又は返還の條件附に非ざること、及び(五)國旗掲揚の權利に關し國旗國國法に規定する條件に遵由すること、以上の立證せられたる場合には有效とす。

第五十三條 郵便信書。——郵便信書及び小包郵便物は中立船内に在ると敵船内に在るとを問はず搜索を受くべきものとす。但し中立國の外交官とその本國政府の間及び中立國の植民地官憲間の公信には搜索を行はざるべし。臨檢は成るべく寛大且迅速に行ふことを要す。

郵便物を搭載する船を拿捕したるときは、拿捕者に於て檢閲後は能ふ限り速に之を發送すべし。

第五十四條 海底電線。——交戦國は兩交戦國の領土又は領土間の二點を連結する海底電線、及び交戦國の一方の領土と中立國の領土を連結する海底電線に限り之を押収又は破壊することを得。但し左の諸條件に遵由するを要す。

交戦國双方の領土又は一方の領土の二點を連結する海底電線は、中立領水以外に於ては何れの所にも之を押収又は破壊することを得。

交戦國の一方の領土と中立領土とを連結する海底電線は、如何なる場合に於ても該中立國の領水内にて押収又は破壊することを得ず。公海に於ては、封鎖が有效的に成立し且封鎖線内に在る限り之を押収又は破壊することを得。但し能ふ限り速に之を復舊せしむべし。交戦國の領土及び領水内に於ては、電線は何時にても之を押収又は破壊することを得。押収又は破壊を行ふは絶對必要の場合に限るべし。

前諸項の適用に關しては、當該海底電線が國有なると私有なると、將た所有者の國籍如何を問はざるものとす。

交戦國と中立領土とを連結する海底電線を押収又は破壊したる場合には、後日之を復舊し且講和條件の定むる所に從ひ賠償を爲すべし。

#### 第五章 人に關する交戦者の權利義務

第五十五條 船の人員。軍艦。——敵にして軍艦を拿捕したる場合には、交戦國の兵力を構成する戦闘員及び非戦闘員は俘虜の取扱を受くるの權利を有す。

第五十六條 公私船。——敵の公私船にして交戦者に依り拿捕せられたるときは、船長及び職員船員は、その敵國人たると中立國人たるを問はず、現戦役中交戦關係の役務に従事せざることを書面を以て正式に約束するときには俘虜とせらるることなし。

第五十七條 前條規定の約束の下に解放せられたる人員の氏名は捕獲國より之を對手の交戦國に通知すべし。この通知を受けたる交戦國は故意に該人員を使用することを禁ず。

第五十八條 敵の公私船の船員を構成する者は、反對の證據なき限り、總て敵の國籍を有する者と推定す。

第五十九條 敵船の人員にしてその特殊の性質に依り拿捕より免除せらるべき者は、その理由のみに於て留置せらる

ることなるべし。

第六十條 公私船にして直接又は間接に敵對行爲に加はりたる場合には、該船の一切の人員は、他の理由に因る何等犯罪の如何を問はず、敵に於て之を俘虜として留置するの權利を有す。

第六十一條 公私船の人員にして自身敵對行爲に出でたる者は、他の理由に因る何等犯罪の如何を問はず、敵に於て俘虜として之を抑留することを得。

第六十二條 乗客。——海軍に從屬するも兵力の一部を構成せざる例へば用達人、新聞通信員等の如き者にして敵の權内に陥り、敵に於て之を留置するを有益なりと認めたる者は、軍事的必要の要求する期間之を留置することを得。彼等は俘虜の取扱を受くるの權利を有す。

第六十三條 敵船に在る乗客は、自身敵對行爲に加はりたるに非ざる限り、俘虜として留置せらるることなるべし。

敵の兵力に編成せられたる乗客は、船が拿捕せられざる場合に於ても俘虜たるべきものとす。

第六十四條 教法、醫療、及び看護に従事する人員。——「第一項乃至第三項は赤十字原則海戰應用條約のそれと同じ、但し第四項及び第五項として左の二項を加ふ」

第四十一條 第十項に依り交戰國が敵の病院船に留めたる士官は衛生員に許容したると同一の保護を享有す。

教法、醫療、及び看護に従事する人員にして例へば防護の目的以外に武器を使用するが如き敵對行爲に参加する場合には、その不可侵權を失ふものとす。

第六十五條 軍使。——カーテル船の人員は不可侵とす。但しその特權的地位を利用して背信行爲を挑發又は實行したること明確に立證せられたるときは、その不可侵權を失ふものとす。

第六十六條 間諜。——間諜は現行中に捕へられたる場合と雖も裁判を経るに非ざれば之を罰することを得ず。

何人も交戰者の作戰地帯内に於て對戰者に通報するの意思を以て隱密に又は虚偽の口實の下に行動して情報を蒐集し又は蒐集せんとするに非ざれば之を間諜と認むることを得ず。

故に變裝せざる軍人にして情報を蒐集せんがため敵艦隊の作戰地域内に進入したる者は之を間諜と認めず。又軍人たるも常人たるを問はず通信を傳達するの任務に當る者、又は無線電信に依る通信を發受し、且その任務を公然執行する者も間諜と認められざるべし。海軍行動水域の偵察又は通信連絡のため輕氣球、航空機、又は飛行船にて派遣せられたる者亦同じ。

第六十八條 敵の現實の軍事行動水域に相應する地帯より逃走を遂げ又は所屬軍に復歸したる間諜にして再び敵の權内に陥りたる者は、前の間諜行爲に對しては何等の責を負ふことなし。

第六十九條 敵國人に對する徵發、嚮導、水先案内、及び人質。——交戰者はその權内に陥りたる者即ち一般的に稱し敵方に屬する一切の國民を強制し、その本國に對して行はるる作戰行動に加はらしむることを得ず。開戰前よりその備役の下に在る者に對しても亦同じ。又本國の國狀、軍狀、兵の配置、又は防禦方法に關する情報を強制的に供與せしむることを得ず。

交戰者は彼等を強制して嚮導又は水先案内に使役することを得ず。

然れども交戰者は誤導の目的を以て故意且任意にその使役を申出でたる者を處罰することを得。交戰者は對戰國人を強制してその敵國に對する忠義の誓を爲さしむることを得ず。

人質を取ることは之を禁ず。

第七十條 俘虜。——「大體に於て陸戰法規慣例規則第四條に同じ」

第七十一條 俘虜を艦船内に留置するは必要ある場合に限り、且單に一時的に限るべし。

第七十二條 「陸戰法規慣例規則第七條第一項に同じ」

第七十三條 俘虜は艦船内に留置する間、その権内に屬せしめたる國の艦隊の現行の法律、規則、及び命令に服従すべきものとす。

第七十四條 逃走したる俘虜にして敵の現實の作戰行動區域に達する前、又はその所屬軍に復歸するを得るに先だち再び捕へられたる者は懲罰に付せらるべし。

〔第二項は陸戦法規慣例規則第八條第三項に同じ〕

第七十五條 〔同上第九條に同じ〕

第七十六條 〔同上第十條に同じ〕

第七十七條 〔同上第十一條に同じ〕

第七十八條 〔同上第十二條に同じきも〕但しその解放が無條件の俘虜交換規定中に屬する場合はこの限に在らずの但書あり

第七十九條 海戦に於て俘虜となりたる者陸上に送られたる上は陸戦に於ける俘虜に關する規定に従ふ。

該規定は艦船内に留置中の俘虜に對しても能ふ限り之を適用すべし。

前項の諸法則はその適用し得る限り押送中の艦船内の俘虜に對し捕獲の時より之を適用すべし。

第八十條 〔同上第二十條に同じ〕

第八十一條 傷病者、難船者、及び死者。——病院任務に従事する船は國籍の如何を問はず交戰國の傷者、病者、及び難船者を救護扶助すべし。

第八十二條 敵船又は義務不履行の病院船にして拿捕又は押收せられたるときは、船内の陸海軍軍人及び公務上陸海軍に附屬するその他の人員にして負傷し又は疾病に罹りたる者は、國籍の如何を問はず捕獲者に於て之を尊重し且看護すべし。

第八十三條 中立國の軍艦又は商船に依り救助せられたる傷病者及び難船者は之を留置せざるものとす。

交戰國の軍艦は軍用病院船、救恤協會若しくは私人に屬する病院船、商船、遊船、又は端舟内に在る傷病者又は難船者の引渡を請求することを得ず。〔赤十字原則海戦應用條約第十二條は之を肯定するも本條約は之を否定すること注意を要する〕但し該船舶にして自國の國籍に屬するものたる場合はこの限に在らず。

第八十四條 〔赤十字原則海戦應用條約第十四條に同じ〕

第八十五條 〔同上第十六條に同じ〕

第八十六條 〔大體に於て同上第十七條に同じ〕

第八十七條 交戰國の陸海軍の間に於ける軍事行動の場合には、病院船救護に關する本規則の條項は水上の軍隊に限り之を適用すべきものとす。

#### 第六章 交戰者の占領地に於ける權利義務

第八十八條 占領、その範圍及び結果。——水上領土即ち入江、灣、水道、港、その他領水の占領は、同時に海軍力又は陸軍力に依る本陸地の占領ある場合に限り成立す。この場合に於て該占領は陸戦の法規慣例に従ふ。

#### 第七章 交戰者間の協定

第八十九條 一般法則。——交戰國海軍指揮官は麾下の軍隊に關する純乎たる軍事的性質の協定を取結ぶことを得。

但し例へば全局的休戦の如き政治的性質の協定は本國政府の認許あるに非ずんば之を取結ぶことを得ず。

第九十條 〔大體に於て陸戦法規慣例規則第三十五條に同じ〕

第九十一條 降伏規約。——指揮官にして降伏規約を取結びたる上は、その對手方に引渡すべき船、物品、又は艦裝を毀損し又は破壊することを得ず。但し毀損又は破壊することの權利が降伏規約に於て自己に留保せられたるものはこの限に在らず。



第九十二條 休戦は作戦行動を停止す。休戦の際に現存の封鎖は休戦規約の上に明規せられざる限り解除とならざるものとす。

臨検搜索権は引續き之を行使することを得。拿捕権は中立船に關し存在する場合の外その行使を停止す。

第九十三條 「大體に於て同上第三十七條に同じ」

第九十四條 休戦規約にはその開始及び終了の時を明確に指示することを要す。

休戦の效力發生期は兩交戦軍に於て正式に且適當の時期に於て之を當該官憲及び軍隊に通告するを要す。

第九十五條 戦闘は休戦規約に所定の時期に至り之を停止すべく、時期の規定なきときは休戦の通告後直ちに之を停止すべし。

休戦期間の規定なきときは、交戦軍は敵に適當の通告を與へたる上何時にても作戦行動を再開することを得。

第九十六條 海軍の休戦規約には、交戦國軍艦が敵國沿岸の或地點に接近するを許さるる場合には、その接近の條件並に該艦と地方官憲及び地方人民との關係を規定すべし。

第九十七條 「同上第四十條に同じ」

第九十八條 「同上第四十一條に同じ」

第九十九條 戦闘の停止。——休戦の場合に於けるが如き戦闘の停止にありては、その停止の時及び停止終了の時を明確に規定すべし。

戦闘の再開に關し時の規定なきときは、戦闘を繼續せんと欲する交戦軍は適當の時期に於て敵に通告を爲すを要す。

交戦者の一方に依り又は個々に依る戦闘停止の違反は第九十七條及び第九十八條に規定する結果を伴ふものとす。

## 第八章 拿捕手續及び捕獲檢定

## 第一百條 拿捕手續

臨検搜索を行へる後當該船を拿捕すべきものと認むるときは、臨検士官は(一)目錄作成の上一切の船舶書類に封緘を施し、(二)拿捕始末及び船の状態の摘要書を作り、(三)載貨の状態を記し且目錄を作り、併せて事情の許す限り艙口、金庫、及び炭庫を閉鎖し封印を施し、(四)一切の在船者の名簿を作り、(五)拿捕艦長は該船を保管し船内の秩序を保持し且指定港に回航せしむるため、必要數の艦員を之に移乗せしむべし。但し艦員を移乗せしむるに及ばずと認むるときは之を護送するに止むべし。

第一百一條 俘虜とすべき者及び處罰を加ふべき者を除き、交戦者はその拿捕したる船に事實の證人たるに必要と認むる人員のみを相當期間を限り留置するに止むべし。而してその口供書の作成終りたる上は、絶對の必要あるに非ざる限り之を解放するを要す。

特別の事情ある場合には、拿捕艦長はその拿捕したる船の船長、職員、及び船員の一部を艦内に轉載せしむることを得。

拿捕艦長は留置したる人員を給養し、且之を解放する場合には解放後當座の給養方に關し相當留意するを要す。

第一百二條 拿捕したる船は拿捕國內又は同盟の交戦國內の最近にして碇泊に安全なる且該拿捕事件を取扱ふべき捕獲審檢所と連絡の便ある一港に送致すべし。

該船には航海中は拿捕國の軍艦たるを示すべき旗旗を掲ぐべし。

第一百三條 拿捕したる船及び載貨は送致港への航海中能ふ限り拿捕當時と同一の情況を保たしむべし。

載貨中に劣化し易きものあるときは、拿捕艦長は能ふ限り船長と協議し且その面前に於て該品の保存方に就て最適當の措置を執るべし。

第一百四條 沒收せらるべき船及び載貨の破壊。——敵の無武装商船及び中立の商船は如何なる場合に於ても之を破壊することを得ず。その載貨も、絶對的禁制品として沒收せらるべきものに非ざる限り、同様に之を破壊するを得ざ

るものとす。「本條は特に注意を要する」

第一百五條 「大體に於て倫敦宣言第五十四條第一項に同じ」

第一百六條 拿捕したる船の使用。——拿捕したる船又はその載貨を拿捕者に於て即時公務に使用するの必要を認めたるときは、その目的のため之を使用することを得。この場合には局外の立會人をして價格及び詳細の目録を作成せしめ、拿捕に關する書類と共に之を捕獲審檢所に送致すべし。

第一百七條 海上冒険に依る拿捕物件の喪失。——海上冒険 (sea adventure) に由り拿捕物件を喪失したるときは、その事實を詳細に記録に留むるを要す。この場合に於ては、該喪失は拿捕の行はれたるにしても免れ難きものなりしとのことを拿捕者に於て立證したるときは、該船又は該載貨に關し賠償の責なきものとす。

第一百八條 再拿捕。——拿捕したる船が再拿捕せられ、更に再拿捕者より奪回したるときは、最後の拿捕者のみ拿捕上の權利を有するものとす。

第一百九條 捕獲檢定。——拿捕したる船及びその載貨を拿捕國又はその同盟國の港に送致したる上は、必要の書類と共に之を相當官憲に引渡すべし。

第一百十條 敵船の拿捕及び貨物の押收の適法性及び正規性は之を捕獲審檢所に於て立證するを要す。

第一百十一條 凡そ再拿捕は均しく之を捕獲審檢所の審檢に附すべし。

第一百十二條 交戰國が戰時中拿捕したる船又は貨物の所有權は、捕獲審檢所に於て沒收の最終檢定を下したる時に於て始めて該交戰國に移るものとす。

第一百十三條 船又は貨物の拿捕が捕獲審檢所の確證を得ず、又は審檢所に於て何等檢定を下すなくして該拿捕が支持せられざるときは、該拿捕に相當理由なき限り利害關係人は損害賠償を要求するの權利を有す。

第一百十四條 絶對的禁制品として沒收となるに非ざる貨物が破壊せられたる場合には、荷主は之に對し損害賠償を要

求するの權利を有す。

拿捕者に於て拿捕後その船又は載貨を使用したる場合には、而して該拿捕が違法と宣明せられたる場合には、拿捕者は右使用の際に作成せる文書に依り相當の賠償金を利害關係人に支拂ふべきものとす。

第一百十五條 敵の非軍用公船及び私船の場合と異なり敵の軍艦を拿捕したる場合には、該軍艦は捕獲審檢所の檢定を俟たず拿捕者の之を占有すると同時にその財産となるものとす。

第一百十六條 平和。——敵對行爲は講和條約の調印に依り終止するを要す。終戦の通知は能ふ限り速に各政府より之をその海軍指揮官に發すべし。

講和條約の調印後敵對行爲の行はれたる場合には、能ふ限り之を事前の状態に回復すべし。

敵對行爲が講和條約の公然の通知を受けたる後に於て行はれたる場合には、被害國は之に對して賠償及び犯人の處罰を要求することを得。

第一百十七條 本規則の條項に違反したる交戰者は、陸軍の法規慣例に關する一九〇七年十月十八日の海牙條約第三條に依り賠償の責あるものとす。交戰國はその海軍力を組成する人員の一切の行爲に付責任を負ふものとす。

一七三三 他方米國にありては、一九二八年二月、海戦法規の編案を建議する概要左記の決議案が上院外交委員長ポラーに依りて同院に提出せられた。

「第二回海牙平和會議及び倫敦海戦法規會議にて議定せる海戦に關する諸法則は曩の大戦中種々の點に於て乖離せられたる所あるに鑑み、又軍備の制限及び國際關係の正調を期するには、過去數百年を経て發達したる諸法則を不確實の状態に据置くべからざることを須要の條件と爲すべきに鑑み、又海上法規の現在の混亂状態——海上を武力以外に何等明確なる法則の下に置かず且通商を戰鬪艦隊以外に何等終局的保護の下に置かざる——は軍備擴大の誘因を作すものたるに鑑み、茲に米國上院の所信を左の如く決議す。

『第一。海戦に於ける交戦國及び中立國の行動を律すべき諸法則を再説し且再編案するの要あること。』

『第二。右は軍備制限及び平和のため世界の主要海軍國の責務に屬すること。』

『第三。右は能ふべくんば一九三一年の軍備制限會議に先だちて實現せしむべきこと。』

一七三四 この決議案が上院に現はれてから間もなく、同年(一九二八年)ハバナにて汎米會議があり、而して同會議にては、米國の肝煎にて起草せられたる海上中立條約(Convention on Maritime Neutrality)が採擇せられた。この條約は前文に於て、交戦に参加せざる諸國は講和の周旋を提し得ること且之を以て非友誼的行爲と看做さざること、中立諸國はその權利の尊重を確保するに就て均等の關心を有すること、中立とは交戦に参加せざる所の國々の位地を意味し、之に伴ふ權利義務を生ずべく、そは宜しく律定すべきこと等の意を高調し、次に諸條項を掲記するが、要は第一章に於て交戦國の臨檢搜索權、商船破壊の際に於ける乗員乗客の安全、並に潜水艦のこれ等法則の遵守のこと、第二章に於て交戦國の中立人に對する義務、殊に交戦國の中立港濫用の禁止、交戦國の商船へ再變更の商船の中立港に入泊を許すに就ての條件のこと、第三章に於て中立國政府が防止せざる可らざる、又自ら抑制せざる可らざる諸行爲、及び非中立的役務のこと、第四章に於て交戦國の中立人の權利侵害に對する賠償義務のこと、を孰れも詳細に規定したもので、命題は中立條約とあるも、一の海戦法規を以て目すべきものである。その條項中には尙ほ議すべきものなくもないが、その相應に洗練を加へたる跡は確に見られる。

けれども米國上院に於けるボラーの前掲決議案は、何等かの事情で遂に採決に至らなかつた。又前述のハバナ中立條約は、米國を始め中米南米大陸諸國政府の多數は之を批准したるも、歐亞諸國を拘束するの力な

汎米會議  
採擇の海  
約上中立條

ハー  
ド  
大學  
案

きものであるから、未だ以て世界を律する普遍的の法規と見るを得ざること勿論である。

一七三五 外に尙ほ最近のものとしては、一九三九年七月の米國國際法雜誌にて世に紹介せられたるハーヴァード大學の國際法研究會立案の『海戦及び空戦に於ける中立國の權利義務に關する條約案』がある。これも中立國の權利義務を主體としたものであるが、中に海戦(及び空戦)それ自體に關する規定が少なからずあり、見やうに依りては同時に海戦及び空戦關係の一の有力なる學會案としても參考とするに足るものである。けれども命題が中立國の權利義務に關するものとなつてあるから、その内容は便宜追て中立篇に掲ぐることにする。

斯の如く輓近世に出でたる海戦關係の學會案の中には、洗練せる好規定を有するものも若干あれど、孰れも謂ゆる學會案たるに止まり、謂ゆる机上法より一步も外に出でない。随つて海戦に關し各國を拘束するの力ある國際法規は、一八五六年の僅に四ヶ條の巴里宣言以外には、倫敦宣言の流産以來ただ一の潜水艦條約を外にし、今に出現するに至らないのである。

## 第二項 國內法規

一七三六 海戦關係の國內立法に關しては、海牙議定の陸戦法規慣例條約が各締約國に對し同條約附屬の規則に適合する陸戦法規の發令方を命ぜるが如きと異なり、何れの國も各別に海戦法規を制定して之を自國の海軍部隊に發令すべき何等義務を國際條約の上に負ふては居らぬのである。(倫敦宣言第六十六條には『記名國は其の官憲及軍隊に對し必要なる訓令を與ふべく、且其の裁判所特に捕獲審檢所に於て本宣言の適用を

主要海軍  
國制定の  
海戦法規

英國

保障するが爲に相當の手段を執るを要す。」とあるも、これは敢て記名國は倫敦宣言の規定に適合する海戦法規を別に發令せよとの意味ではない。けれども世界の主要海軍國中には、倫敦宣言その他海戦關係の國際法則を參酌し、別に自國海軍の遵守すべき特定の海戦法規を自發的に制定せる國も少なくない。

一七三七 英國にては海戦法規の一として一八六六年(慶應二年)に制定の海軍捕獲法が夙にありしも、一八八八年(明治二十一年)ホルランド教授の同國海軍省依囑にて之に改修を加へたる『海軍捕獲法提要』(Manual of Naval Prize Law)が海軍部内に頒布せられた。全文三款、三百二十六ヶ條で、第一款は戦時に於ける英國海軍指揮官の權利に關する一般的原则、第二款は船の拿捕及び抑留に關する諸法則、第三款は臨檢搜索及び沒收に關するそれを規定し、交ゆるに英國の捕獲審檢廷に於ける判決例二百有餘件を以てし、當年にありては海上捕獲に關し最も完備せる法典として知られたものである。然るにこの捕獲法提要は、一八九九年の南阿の役に起りし別に記する獨逸商船 *Prudens* 事件に於て、英國政府は『該捕獲法は英國海軍將校の參考用の形式に於て單に一般的の原則を掲げたものに止まり、英國の海軍の見解を徹底的且權威的に記載したものに非ず。』と當年の對獨回答中に於て聲明し、その法的效力を自ら非認するの態度に出でたがため、多少權威を失へる姿となつた。爾來英國には、多年に互る捕獲審檢例の類纂ある以外に、特に海戦法規として制定且公表せられしものあるを聞かない。(特に公表せられしものといふ所以は、英國海軍には過ぐる數年前に部内に機密として訓令せる捕獲法規が別にあるやに聞及べるからである)。

米國

一七三八 米國にても今より約四十年前、ストックトン提督(Admiral Stockton)の監修の下に海戦法規を編纂し、一九〇〇年(明治三十三年)海軍省令として之を發布したるが、生命五年を出でず、一九〇五年に時

の大統領ロースヴェルトは之を廢止した。廢止の理由は必しも海戦法規を不要としたが故ではなく、要は該法規中の或條項が米國海軍に取りて不利益なりといふにあつたやうである。それならば、その不利益と認むる條項だけを改正したならば可ならずやと思はれたが、或は他に尙ほ全部の廢止を要せし理由があつたのかも知れない。

降つては米國の第一次大戦參加直後の一九一七年六月、同國海軍省にては『海戦に關する米國海軍訓令』("Instructions for the Navy of the U. S. governing Maritime Warfare")と題せる一法典を編纂し、之を部内に頒布した。前の一九〇〇年の海戦法規が五十五ヶ條なりしに比し、この新訓令は百十三ヶ條となつた。けれども大體は前の條項を大部分活かして之に増補を加へたものである。

佛 國

一七三九 佛國には一八九一年(明治二十四年)に同國海軍のロス大佐の編纂せる一種の海戦法規(Charte, *Guide International du Commandant de Bâtimens de Guerre*)があり、海戦に關する必要事項は大體網羅してあるが、これは私著に止まり、官の公書としては、その後第一次大戦に先だつ一年半前の一九一二年十二月、佛國軍令部にて『佛國海軍將校訓令』とでも云ふべき海戦法規を制定した(題名を正しく記すれば、Instructions sur l'Application du Droit International en Cas de Guerre, Adressées par le Ministre de la Marine à MM. les Officiers Généraux, Supérieurs et Autres commandant les Forces Navales et les Bâtimens de la République)と云ふ頗る長いものである)。この訓令は元々倫敦宣言を大部分踏襲してあつたが、一九一六年一月之に一部の改正を加へた。その一部の改正法に於ては、第一次大戦の開始後に英國を始め該宣言の規定を取捨して施行したる所を追ひ、戦時禁制品、繼續航海、その他の點に於て従前の主義

を改めた所が大分ある。

然るに佛國海軍長官は、第一次大戦中に於ける右の一部改正と大戦後更に洗鍊を加へて新に編纂したる『海軍訓令』をば、改めて一九三四年三月八日を以て部内に令達した。(題名は一九二二年のそれと同一である)。この改正訓令は、舊訓令の三十三章、百六十五條なるに對し四十一章、百五十二條で、條數は何程か減じたるも内容は却つて一層充實し、且第一次大戦後の新事態に順應せしめたる新规定が少なからずある。

一七四〇 獨逸にありては、その海戦法規としては一九〇九年(明治四十二年)九月制定の『捕獲令』(“Prisonordnung”)、及び一九一一年(明治四十四年)四月に制定の『捕獲審檢所法』(“Prisongerichtsordnung”)を擧ぐべきである。(この兩者は第一次大戦勃發當時の一九一四年八月三日を以て始めて公表されたもので、尙ほ『捕獲令』には同大戦中に累次改正が加はつた)。この『捕獲令』は常に捕獲手續のことのみならず捕獲に關係ある諸般の事項を大體倫敦宣言に則り、かなり周密に規定したものである。然しながら獨逸は第一次大戦中の潜水艦戦に於て同令規定の條規を逐一遵由せず、之と乖離せる行動に出でたこと多々ありしは別に説く如くである。

一七四一 伊太利も、獨逸が捕獲令を制定したるその前年、即ち一九〇八年に『戦時に於ける國際海上法規』と題する全文二百九十五條の自國海軍用の海戦法規を制定した。けれども、その後三年にして起れる伊土戦役に於て、同國捕獲審檢所にては時に該法規と異なる檢定を下したとあるのみならず、中に於て同法規は法的の拘束力を有せずとまで宣明したのもあると聞く(L. C. Guet, “La Guerre Turco-Italienne,” *Rev. Gén. de Droit Int. Pub.*, XXI, p. 107)。然るに伊國は第一次大戦參加後の一九一七年三月、新に『現

獨 國

伊 國

戦役中捕獲權の行使に關する法則』と題する八章、百十二條より成る捕獲法規を制定し、之を以て同大戦中に於ける伊國海軍の行動の準則とした。この捕獲法則中には倫敦宣言のそれと大分異なる規定が設けられたが、特に英佛兩國の新方針に倣ひ、禁制品の絶對的と條件附の區別の如きも之を全然認めぬことにしたのも一特色であつた。その後二十一年を経たる一九三八年、即ち第二次大戦の始まる前年、陸海空軍の行動及び中立關係の條項を包羅する浩漭の交戦法典を制定した。これは各國の現行交戦法規中にありても、蓋し關係事項を最も密に包羅したる出色のものである。

一七四二 帝國海軍にありては、陸海の各兵科操典に類する海戦要務令、砲術水雷その他各科の操式規程等の夙に編纂せられたるものがあるが、そは専ら部内の戦術上の教範に係り、且孰れも軍機に屬するものであるから全然觸るべき限りに在らずとし、國際法の戦時の法則を對象としたる海軍法規としては、明治二十七年の對清開戦後程なき同年八月二十日公布の帝國捕獲審檢令、及び次で同年九月七日大本營訓令として海軍部に發せられたる帝國捕獲規程を以てその嚆矢とする。(中立に關する法規としては既に普佛開戦の明治三年に太政官布告として發布したる中立規則があることは追て述ぶる如くである)。右の兩法令殊に帝國捕獲規程に對しては、クリーンはその名著『中立の法規慣例』中に於て左の如くに批評した。

『日本帝國捕獲審檢令は普魯西の同令に則れる所多く、而して帝國捕獲規程の立案者は英國の主義、佛國の法律、萬國國際法學會の決議等を沿く踏襲したるに於て、まさに正反對の學系の諸斷片を自然に駢列せしめ、最新の原則と時代錯誤のそれとが一法令中に雜然相竝ぶの奇觀を呈する。…日本が今後法律を立案するに方りては、氷炭相容れざる二種の外國法律を混採するなきを望ましとする。捕獲審檢所の構成に關しては英國の制は良典型たるを失はざる

帝 國  
捕 獲  
海 規  
及 び  
海 規  
法 規

も、捕獲の法則に關しては英國のそれは明かに劣等たるに鑑み、その模倣に取捨を誤ることなきに留意すべく、斯くして日本は能く外國との無益の紛糾を避くるを得べしと信ずる。(Kleyn, Neutralité, II, pp. 411—2)

想ふに各國の法制を比較研究し、その短を捨て長を採るは立法の要諦たること論なく、隨つて右の批評を逐一肯綮に中れるものとは認むべからざるが、しかも或程度には、我國の少なくとも明治年間の各種立法上に事實往々免れざりし弊竇を指摘せる他山の石として反省すべきものたりしは否み得ない。

その後十年にして日露の役となるに及び、開戦の直後暫くは、帝國海上部隊は訓令に依り右の捕獲規程に遵由して行動したるも、程なく明治三十七年三月七日、新捕獲規程の發令となつた。この新捕獲規程は二十七年のそれが全文三十二ヶ條なりしに比し九十八ヶ條の比較的周密のもので、舊規程に比し諸般の點に於て一進境を示せるものであつた。

日露戦役の終つてから間もなく、海軍省に於ては『海上捕獲事件調査會』なるものを組織し、坂本海軍中將(俊篤男)を委員長に、部内の關係吏員及び部外の國際法學者十數名を委員とし、前記の帝國海上捕獲規程の各條項の是非を審議せしめた。その結果として該規程修正の成案を得たりしも、それは部内の参考となりしに止まり、之に依る改正規程の發令は見るに至らなかつた。

やがては第一次大戦となり、殊に我國も之に参加するに及び、大正三年十月六日軍令第八號として新制定の帝國海戦法規の發令があつた。この海戦法規は全文二十六章、百八十二條より成る浩漭の一法典で、當年の海戦に關する國際法規及び國際法の諸原則は略々之を網羅し、他の海軍國の當時の海戦法規に比して遜色なく、殊に海上捕獲に關しては倫敦宣言の主義を専ら採擇し(或は當該條文をその儘に譯載し)たもので、同

宣言が現實國際法規となるに至らざりし當年にありては、少なくとも大戦の初期にありては、世界の最も進歩せる海戦法規の一に推し得るものであつた。明治三十七年の海上捕獲規程は右の海戦法規の制定の結果として當然廢止となつたものと承知するが、その廢止の發令が正式に出たか否かは詳でない。(或は海軍部内限りの令達として出たものか)尤も廢止の發令が正式に出でざりしとするも、海戦法規の條項中には海上捕獲規定のそれと重複し又は矛盾するものも少なからずあるから、後法は前法を凌駕する一般原則に依り、海戦法規の制定と共に自動的に廢止となつたものと見るも妨げあるまい。一説は、帝國海戦法規に軍令として制定せられたものなるも、帝國海上捕獲規程は大本營令であり、而して大本營令は當該戦時に限り有效のものであるから、後者は前者の制定に依りて廢止となるを須らず、日露戦役の終了と共に當然失效となれるものと解すべしといふ見方もある。

さりながら第一次大戦に於て、主要交戦國が擧げて漸次倫敦宣言の規定より乖離し、遂に公然その不遵守を宣明するに至りたるに顧み、同宣言の條項を大部分踏襲したる帝國海戦法規も、現在及び將來の戦時に於てその儘之を墨守するに於ては帝國の不利を見るべきこと多々あるべく、隨つて帝國海軍として善處その措置を誤まる勿らしめんがためには、適當の改定を之に加ふることに就て、遅れたりとも尙ほ且今より相當研究を費すべきことは、帝國の海軍當局者及び國際法學者の宜しく努むべきことなりと信ずる。

## 第二章 艦 船

### 第一款 軍 艦

軍艦の戦時任務

一七四三 海上に於ける戦闘機關として軍艦が最主要的の地位を占むるものたることは言を俟たない。軍艦は平時にありては本國の主權及び威嚴を代表し（而してその理由に於て外國の領水に在りては治外法權を享有し）、又在外國人の保護に當り、戦時となりては『海上捕獲、其ノ他ノ敵對行爲、及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得』（帝國海戦法規第一條）る國家最重要の機關の一たるものである。勿論戦時海軍力を以て敵對行爲その他交戦の目的を達するに必要な措置を爲すものは、必しも獨り軍艦に限らず、陸上に於て海軍陸戰隊、及び上空に於て海軍所屬の軍用航空機も、共に均しくその任務を有するが、しかも軍艦がこの任務遂行上最主要的の地位に立つものなることは問はずして明かである。

何をか軍艦といふ

一七四四 然らば軍艦とは何であるか。その定義は何と下すべきか。

之に就ては、一九〇七年の第二回海牙平和會議提出の商船を軍艦に変更することに關する條約案の英國原案に、一種の定義が掲げられてあつた。即ち同案の前文に

海牙平和會議に於ける軍艦の定義問題

『軍艦 (War-ships) は別つて之を(甲)闘艦 (Fighting ships) (乙)補助船 (Auxiliary vessels) とす。

『闘艦とは公認の旗掲げ、敵を攻撃するの目的にて國費を以て武装し、且この目的にて所屬國政府より正當に任命せられたる將校その他の乗員を有する所の一切の艦船を總稱す。……』

『補助船とは、交戦國に屬すると中立國に屬するとを問はず、凡そ兵員、武器彈藥、燃料、糧食、水、その他海軍需要品の輸送に使用せられ、又は艦船修理の任に當り、若くは交戦國艦隊の直接又は間接の命令の下に通信及び情報の傳達の目的に従事せんがため航行を爲すべき一切の軍用船 (military ships) を總稱す。陸兵の輸送に使用せらるる船も亦この定義の中に入るべし。』

といふのである。然るにこれが審査委員會の討議に上るや、謂ふ所の『補助船』を『軍艦』の二種のひとするは當らずとの論起り、英國代表は右の第一項を撤回した。随つて問題は、敢て軍艦に二種ありといふが如くに分類することなく、即ち『闘艦』と『補助船』とを引離し、單に別々の題目の下に別々に討究することになつた。

そこで問題は謂ゆる『闘艦』であるが、英國代表はその特に『闘艦』の定義を下さんと試みたる趣旨は、要するに往昔の私艦の覆面の復活に向つて止めを刺すべき一案文を提出したる以上に何等意味ありしに非ずと卒直に辯じ、この説明の下にその以上の議論も無かつた。又『補助船』の定義に關しては、提出者の説明では、凡そ商船にして艦隊の用務に充てられ又はその命令の下に置かれ、若くは軍隊輸送の任に當るものは之を海軍の補助船として取扱はんとの意なりとあつた。然るに燃料、糧食、その他軍需品を輸送する船に對して認めんとする敵性は、つまりは英國が廢止を主張する所の戦時禁制品の存続を却つて前提的に肯定するもので、英國としては矛盾の譏を免れない。禁制品輸送船としては當然捕獲を免れざるべきに、補助船としては同じ禁制品の輸送が適法と認めらるるのの一の矛盾である。それやこれやの議論で、これ亦徹底的の結論に達せず、遂に有耶無耶の間に葬られた。随つて英國提案の軍艦の定義は、同會議に於て議定せられたる商船を軍艦に変更することに關する條約には、之を挿入しないことになつた。尤も同條約には、軍艦に変更

有耶無耶に葬らる

せられたる商船の行動、標識、及び指揮者の資格に關し特定の條件は之を規定するも、その變更せらるべき軍艦とは抑も何ぞやと質さば、やはり問題は逆戻りする。同條約規定の條件は軍艦の定義を立つるに方り須要の一資格とはなるが、それ自身未だ以て完全の定義と目するには尙ほ盡さざる所がある。

一七四五 轉じて國內法規を見るに、我が帝國軍艦外務令の第二條には「本令ニ於テ軍艦ト稱スルハ海軍旗章令第九條、第十條、第十三條、第十四條ニ依リ旗章ヲ掲グル艦船艇ノ一又ハ二以上ヲ謂ヒ：：」とありて、即ち海軍旗章條例の當該條項に依り大、中、少將旗、代將旗、司令旗、又は長旒を掲ぐる艦船艇を軍艦外務令にて軍艦と稱するのである。想ふに特定旗旒を掲ぐるは軍艦として當該指揮官之に坐乗するが故で、旗旒を掲ぐることに由りてそれが始めて軍艦になるのではあるまいから、之を定義とすれば原因結果を顛倒したるの嫌がある。且旗旒の掲揚を唯一若くは主たる條件とすれば、軍艦として航行するに何か都合の悪い場合には、一時その旗旒を撤去することに依りて覆面の資格變更を爲し得るの餘地を生じ、時として好ましからざる結果を來すことなしとも限るまい。現に日露戰役當時、豫て軍艦の通航が國際條約にて禁じられてあるダルダネルス海峡及び蘇士運河を在黑海露國義勇艦隊所屬船にして戰時に補助巡洋艦となる *Smolensk* 及び *Sanktetersburg* (St. Petersburg) の二隻は、商船旗を掲げて通過し、紅海に出づるや軍艦旗を掲げ、中立船に對し臨檢搜查權を行使し、大に物議を招いたことがある。特定旗旒の有無を標準にして軍艦たるの定義と爲すことは、右の理由に於て當を得ざるものと思ふ。尤も帝國軍艦外務令には特に「本令ニ於テ軍艦ト稱スルハ」とあるから、即ち要は本令施行の便宜上、行政的に軍艦の範圍を爾く定めたと見るべく、必しも軍艦の定義の意味には非すと云へば云へぬではない。

帝國軍艦  
外務令の  
意味する

一七四六  
國法の  
外令の  
定義

一七四六 之を一二の外國の立法例に見るに、獨逸の一九〇九年九月制定の捕獲令には、「軍艦の要件左の如し。軍艦(即ち常に長旒)を掲ぐることを、指揮官は國家之を任命し且その氏名の艦隊將校名簿に記載あること、及び乗員は海上規律に服すること。」とあり(第二條第四項)、又米國の第一次大戰開始後程なき一九一四年十一月十三日大統領令にて公布せる「交戰國の巴奈馬運河使用に關する規程」及び參戰後の一九一七年五月二十三日改定の同規程)には「軍艦とは、政府より正當に任命せられ、その氏名の艦隊將校名簿に記載せらるる將校の指揮の下にあり、乗員は正規の海軍規律の下にあり、且その武器及び乗員の性質上敵の公私船に對し攻撃的行動を執るに適したる武装公船なり。」「又補助艦船 (auxiliary vessel) とは「交戰國の中立國のとを問はず、又武装の有無を論ぜず、第一條の定義「軍艦に關する」の下に屬せざる船にして、運送船又は艦隊附屬船として、その他陸上又は海上の敵對行爲を遂行又は幫助することの直接の目的以外の何等方法に使用せらるるものを謂ふ。但し病院船として艦装せられ且之に専用せらるるものは之を除く。」と定義した(第一條及び第二條)。

一七四七 降つて一九二一・二年の華府會議に於ては、海軍軍備制限條約の討議の際、米國代表は軍艦の定義として「軍艦と稱するものの中には(一)その掲ぐる國旗の國の直接の監督及び責任の下にありて、指揮官は該國家の勤務に服し且その正當官憲に依り適法に任命せられ、乗員は海軍軍紀の下に立つ所の一切の關艦、(二)(イ)他の一切の武装船、(ロ)武装すると否とに拘らず軍の指揮に屬し若くは軍事行動に参加すべき又は之に使用せらるべき他の一切の船(但し病院船その他傷病者又は難船者の救護に専用せらるべき船、及び博愛、學術、教法、又は探險に専用の船、並に俘虜交換の如き或特殊任務に従事する船を除く)、以上の

華府會議  
に於て定  
義は廢案  
となる



艦船を含むものとす。右の(二)に屬する船は軍艦として取扱はるべきも、中立船に對する臨檢搜索權その他の交戦者權を有せざるものとす。闘艦とは敵に對する攻防用として政府の指揮の下に立ち、又はその目的に於て政府之を徵用するものを謂ふ。』と云へる案を提出した。之に對して英國代表は『本條約に於て(一)軍艦と稱するは敵船に對して攻勢行動を執ることの目的に主として使用せらるる艦船を謂ひ、(二)補助艦船とは……』と云へる修正案を、又佛國代表も大體英國案に似たる修正案を提出した。けれども右の三者孰れも定義としては多少の穴がありて議纏らず、結局軍艦に定義を下すことは同會議に於ては廢案となつた。

一七四八 斯の如く軍艦の定義としては、過去及び現在の國際條約の上には之を掲げたるものとは殆ど見當らない。稀には國際法關係の文獻に定義が全然無い譯ではない。例へば榎本海軍教授(重治氏)の『軍艦とは抗敵又は軍用の爲に、其の所屬國の管轄監督の下に置かれ、特殊徽章を附し、當該官憲に依りて正式に任命せられたる軍人たる指揮官に依りて指揮せらるる船舶を謂ふ。』と云へるのもその一である(海軍大臣官房『軍艦外務令解説』第一一七・八頁)。これは大體に於て間然する所なき好定義と思はるるが、講者の從來説き來れる軍艦の定義は、『軍艦とは軍用の目的にて特定の公務員之に搭乘し、元首の統率權の下に行動する海軍將校之を指揮し、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下に置かれ、乗員は海軍軍紀の下に立ち、且外部に特殊徽章を有し、軍艦たる特有の旗旗を掲ぐる所の國家の公船なり。』といふのである。(その構造、造材、並にその有する裝備及び兵力の大小強弱は問はない)。軍用とは必しも攻防のことのみに限らず、或は沿海の測量、或は在外自國人の保護等、直接の攻防以外に屬する役務に當ることもあるが、その孰れも攻防の派生的任務たるに於て、之を廣義の軍用と解するに妨げない。特定の公務員とは主として海軍

斯く定義  
したい

最重要の  
要件

軍人を意味するが、必しも全部が軍人たるを要しない。しかも軍艦の要件として最重要なるは、元首の統率權の下に行動する海軍將校之を指揮することと、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下に置かるることである。たとひ乗員の全部が海軍軍紀の下に立つ軍人であつても、將た艦體の外部に特殊徽章を有するも、將た軍艦特有の旗旗を掲ぐるも、統率權の下に行動する海軍將校之を指揮するに非ず、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下に置かるるに非ずんば、以て軍艦を構成し得ない。軍艦にしてこの至重の二要件を缺かば、その瞬間に於て軍艦たるの性質を失ふのである。故に例へば指揮官が假に艦と共に本國政府に對して叛旗を翻すありとせば、彼は本國元首の統率權の下に行動するものでないから、それは單に艦體と乗員を有する武装の一船たるに止まり、法理上最早や軍艦でない。叛軍の手に奪はれたる軍艦も亦同様である。(但し該叛徒が謂ゆる交戦團體として承認せられたる曉に於ては問題は別である)。海賊が軍艦を有せず、又有するを得ないことも、同じ理由に於て説明が能きる。

然しながら、たとひ元首の統率權の下に行動する指揮官あるも、艦そのものが存在せずんば亦以て軍艦を構成するを得ない。艦體と指揮官(及び乗員)とはこれ亦軍艦を構成する必須の要件で、二者その一を缺くも軍艦は成立しない。故に例へば軍艦が甚しき海難に遭ひ、指揮官が己むなく艦を委棄して艦體のみを水中に留め、之を自然の運命に任せたるが如き場合ありとせば、その水中に埋没さるる限り既に軍用の目的に副はざるものであるから、これ亦物質的には兎に角、嚴格なる法律眼から見れば、その引揚げられて舊態に戻るに非ざる限り、最早や之を軍艦と稱し得ないのである。

一七四九 軍艦は平時に於けると均しく戦時に於ても、外國の港及び領水に在りて不可侵權及び治外法權

艦體と指  
揮官も軍  
艦構成の  
要件

軍艦の不

の特權を享有する。この特權は、嚴密に云へば、軍艦自身の國際法上當然に有する權利ではない。國際法上の權利者は國際法の主體たる國家で、軍艦は國際法の主體でないから、國際法上當然の權利者とは稱し難いのである。軍艦の特權なるものは、一國がその國內法に於て、若くは國際慣例に基き、他國の軍艦に對して認むる所の特權といふよりも特典である。一國は他國の軍艦に對し軍艦たるの資格を承認し、その資格に隨伴する特定の特典を賦與するのを國際法上の義務とするのであるから、その特典をば軍艦は恰も國際法上の權利なるが如くに擬想する。一國は國際法上の義務として之を他國の軍艦に賦與するのであるから、軍艦は權利として之を受取るが如くに見ゆるが、若し之を當然の權利なりとすれば、その權利者は軍艦に依りて代表せらるる國家それ自身で、直接に軍艦そのものではない。(この理は外交使臣に就ても同じで、隨つて此に説く所は大使公使などにも當嵌まるのである)。要するに軍艦の特權なるものは、嚴密に論ずれば權利といふよりも特典として論すべきものであるが、普通には特權として説かれてあるから、右の法理を承知の上にて之を特權と稱するのは毫も妨げない。

一七五〇 軍艦の特權として説かるる不可侵權と治外法權の區別に關しては、フヒリモアは論題を主として外交使臣に取り「外交使臣が國際法上賦與せらるる分限は、自然法を基礎とし隨つて不變的なる *ius cogens* の權利と、元來は不變的なるに非ざるも、一般に推定せらるるが如くその性質合理的にして且慣例上神聖視せらるるに至れる特權とより成立する。前者は普通に之を不可侵權、後者は之を治外法權と稱する。」(Phillimore, *Commentaries*, II, §§ 104-8, pp. 136-141)と云ひ、他の學者にして亦同様の區別を立てて論ずるものも往々ある。けれども不可侵權なるものは、之を廣義に解せば、その中に治外法權をも包含すべ

く、治外法權を廣義に解せば、不可侵權は治外法權に伴ふて發せる主従關係のものとも論じ得べく、將た兩者を共に狹義に解せば、軍艦の特權中には不可侵權と治外法權とに兩屬するものあるを認め得るから、兩者を明確に分類することは、特權の種類如何に依りては困難の場合もあるのみならず、對手國の司法權の眼より視れば、實質上に於て兩者の間に殆ど逕庭を認め難いので、實際の適用に於ては之を同一視するも格別の支障あるを見ない。けれども理に於ては兩者を別けて見るを當れりとする。

軍艦の不可侵權とは、軍艦の物體並にその有する威嚴及び榮譽が外國の港及び領水に於て侵害を受くることなきの特權で、嚴密に云へば不可侵權よりも不可侵の待遇と稱するのが適切であるけれども、普通に不可侵權と云はれてあるから、強て改むるにも及ぶまい。治外法權なるものは、之を享有するものは事實的には外國に在るも法律的には自國の領内に在りとの擬想に出でたる特權で、別言すれば、外國に於ける自身の所在地點は本國の延長なりとの觀念に發したものである。けれども本國領土延長説は、種々の見地より觀て合理的の説明とは稱し難い。ホールは

「外國に滞在する元首、外國に駐劄する使臣の特權は、その特權を享有する身體及び物件は所屬國の延長部分にして、外國領土の上に移動するもその領土より離れて存在すとの思想の下に、治外法權なる擬喻的<sup>メタホリック</sup>文字を以て説示せらるるを常とする。然れどもこの文字は繪畫的<sup>ピクチャレスク</sup>である。治外法權なる文字は、擬喻的より轉じて法律的事實に化したものである。身體及び物件の當該國法權より免除せらるるを以て法律上當該國の外に在りと爲すの觀念は、その意義誇張せらるるの處あるが故に危険である。」(Hall, § 48, p. 218)

と説いてこの語を鵜呑みにするの危険を戒め、立博士も

「治外法權の元來の觀念に於ては、其原語 *extraterritoriality* (領土外的資格) が示す如く、恰も駐劄國の領域外に

在るが如くに看做さるるの資格（又は特權）を指すのであつて、事實は領域内に在るも、法律上は恰も領域外に在るが如く看做すと爲すの擬制と密接の關係を有するを以て、此資格を有する者は、恰も全然領域外に在るが如く、一般に駐在國の法律上の拘束を免かると爲し、從て治外法權を有する公使が駐在國に於て行ふ所は、如何なる場合に於ても、駐在國の法律の違反となること無しとするが、治外法權の元來の觀念に適するもの如くなるより、今日に於ても猶治外法權とは一般に駐在國の法律上の拘束を免かるとの特權なりと論ずる學者が多數に存するのである。治外法權を上述の如く廣汎なる内容を有するものとして認むることは、昔時の治外法權に關する法規現象に適するも、治外法權に關する法規現象の實際の變遷の傾向より見るときは、治外法權が法規上全然駐在國の領域外に在るが如く看做すとすの絶對的の意義を失はんとするの傾向の歴々たるを見るのであつて、外交使節が駐在國の裁判管轄を免かれ、又警察處分を免かることは、之を明確に認めざるべからざるも、外交使節の駐在國に於ける行爲が、全然駐在國の法律の拘束を免かれて、如何なる場合にも外交使節の行爲が駐在國の國內法上の違反を構成すること無しとする思想の如きは、多數の學者の猶墨守する所なるに拘はらず、現時の實際の法規現象の傾向に適せず、又此の如き舊套を脱せざるの思想を墨守することは、今日に於て外交使節の特權を認むる主たる理由とせらるる職務執行の必要の上よりも、要求せらるる所でないこと明かなるのみならず、本國の威嚴維持の必要の上よりするも、必ずしも要求せらるる所に非ずと言ひ得べきである。……現今に於て治外法權の語を用ふるも、其の領土外的資格の擬制を包含すると解することなく、駐在國の一般の法令の法律拘束又は駐在國の一般の法律的權力の作用より、全然免除されると爲すの廣義に解せずして、主として、裁判管轄を免れ、又駐在國の法律的權力に基く警察的又は其他の行政的處分の直接の執行を加へられざることを指すに外ならざるものと解すべきである。

『治外法權は、或は之を法の擬制なりとし、或は之を法の原則なりとし、或は之を法の説明的形容詞に過ぎずと爲すのである。治外法權の原語 extraterritoriality が、領土外的資格又は性質を意味し、公使は事實上駐在國領域内に

在るも、法律上に於て、法權の關係につき、恰も駐在國の領土外に在るが如く取扱はるべく、之を駐在國の法權の下に立たしむべきに非ずとするの觀念を含蓄して居るのであるから、治外法權の觀念が元來擬制的觀念に關係あること言を須たぬのであるが、昔時は兎に角、今日に於ては、領土外的資格の擬制を取りて直ちに法の原則の基礎として認むるを得ないのである。……治外法權の觀念が、領土外的資格の擬制を含蓄するときは、今日に於て直ちに之を法の原則として認め得ざること明白であつて、又法の説明的形容詞としても不完全なるものと認めねばならぬ。研究の便宜上治外法權の語を用ふることも、之を原來の擬制との密着の關係より分離されたものと思惟し、法の原則を該擬制に求めざるは勿論、説明的形容詞としても、該擬制の觀念に拘泥してはならぬのである。……今日に於ては、所謂治外法權の享有者は、法律上に於ても、全然駐在國の法權の外に立つこと無きを以て、恰も領土外に在るが如く看做すの擬制は、之を今日の治外法權享有者の地位に明にする爲めに援用するを得ないのである。』（『平時國際法論』第四二九頁乃至第四三二頁）

と論ずる。所説主として外交使臣に係るものであるが、治外法權の基礎を領土外的資格即ち本國領土延長説に求むるのを排斥するに於て理は一である。

想ふに治外法權なる語には、事實曖昧模糊の點が少なからずある。殊に國境即ち法境の嚴密なる屬地主義から見れば、一國が他國の領土内に延長せられるといふことは論理の容認せざる所である。現代の國際觀念の下にありては、例へば任國の法律を犯せる外國使臣に對しては任國の法定手續に依りて之を處分せずといふ迄で、犯罪は犯罪として明かに構成するのである。よしんば本國にては罪とならざる行爲であつても、任國の法律が之を罪とすものたるに於ては、領土延長説を援用してその無罪を主張するを得ない。反對に、本國では犯罪を構成するものでも、任國の法律之を犯罪とせぬものならば明白に無罪で、本國の法權の延長と

いふ觀念は之を認むべき餘地が無い。ただ任國の法律を犯すも任國の法定手續に依りて處分せぬとなつて居る所から、犯罪に對する制裁を任國政府は直接に實行することができない。此に治外法權の意義が存する。軍艦の享有する治外法權に就ては、假に之を本國領土の延長に擬想し、事實は外國の領土に在るも法律的には自國に在るものとの古來の説明を是認するとしても、少なくとも使臣の治外法權に至りては、その淵源及び性質を相異にし、畢竟使臣は任國の法權以外に立つに非ずんば自由且完全にその職務を執行する能はざるが故に、その職務の自由且完全なる執行に對する保障といふ實際的必要と、兼て使臣は本國の威嚴を任國に代表する者なるが故に、その威嚴代表の資格に對し尊敬の意を表するといふ禮讓的關係に基いて之が享有を承認するに至つたものに外ならない。治外法權の性質概要斯の如く、隨つてこの語には不精密の點なきを得ないが、既に世上慣用の語であるから、その性質を辨知の上にて之を踏襲することにしたい。

**一七五一** その語義の法律的検討は此に止め、凡そ軍艦は普通に謂ふ不可侵權及び治外法權を有するものであるから、外國の港及び領水に於てその掲ぐる國旗に對し相當の尊敬及び禮遇を受くべく、又外國の法權に服せず、納税の義務を負はず、艦内の事柄に關し一切干渉を受けない。(但し港内取締に關する法規、檢疫規則等を尊重すべきは勿論である)。之に關し帝國軍艦外務令は左の如くに規定する。

第三條 軍艦ハ主トシテ左ノ特權ヲ有ス。

一 軍艦ハ外國政府ノ干渉ヲ受クルコトナシ。若シ外國政府強テ之ニ干渉ヲ加ヘムトセバ兵力ヲ以テ拒ムコトヲ得。

二 軍艦ハ外國ノ法權ニ服從セズ、從テ外國ノ警察權、裁判權、臨檢搜索權ノ艦内ニ行ハルコトヲ許

帝國軍艦  
外務令の  
規定

サズ。

三 軍艦ハ外國ニ對シ納税ノ義務ナシ。

四 軍艦ハ主權ニ伴フ所ノ尊敬ト禮遇トヲ受クベキモノトス。

第四條 軍艦ニ搭載スベキ普通ノ船舶ハ軍艦ト同一ノ特權ヲ有ス。

第七條 軍艦ハ外國港灣ニ出入ノ際及其碇泊中ハ其ノ地ノ港則及衛生規則ヲ遵守セムコトヲ要ス。

右は平時戦時を通じ軍艦の特權(及び義務)として洽く認めらるる所であるが、特に戦時に於て古來問題となつたものは、軍艦に對する臨檢搜索である。これは追て臨檢搜索を説く所に於て再述する。その外往昔にありては、軍艦は一國の領土の延長なりとの擬想から、公海に於てその彈程距離を自國の領水に擬し、該距離内に交戦國の一方の艦船が他の一方の艦船を追躡したり攻撃したりするを許さず、つまり該距離内を交戦國の一方のために一種の避難所に供するを得るもの如くに見られたものである。けれども斯かるは國際法の今日は全然支持せざる所であること論を須みない (Ferguson, *Int. Law*, II, p. 455 參照)。

## 第二款 私艦及び義勇艦隊所屬船

**一七五二** 軍艦に似て紛らはしきものには、今日では一八五六年の巴里宣言の加入國間には勿論、その不加入國にありても事實的に使用廢止となれる私艦と、外に義勇艦隊(主として帝政時代の露國の)所屬の特殊船があつた。

私艦 (la course; le corsaire; privateers) は種々の文獻に幾様の定義が下されてゐるも (Moore, *Digest*,

私艦とは  
何ぞ

VII, § 1215, pp. 535-6)、要するに『私人之を所有且操縦し、ただ海上に於て敵對行爲を行ふ權能を國家の交付する特許狀に依りて賦與せられたる船』(Lawrence, § 200, p. 500)と解さば足りる。即ち私艦は私人の船で、乗員も私人であり、ただ戦時に於て政府より敵對行爲、殊に通商妨害、殊に敵船及び禁制品輸送の中立船を拿捕するの特許を賦與せられたものである。その特許を附與するのは國家の主權者に限るとしてある。特許狀は古來之を Letters of marque と稱する。Marque は元と或は marca 即ち境界を意味し、本國領土の境界以外に於て拿捕を行ふの權を認めたるに出づとすひ、或は marque 若くは marchiare にして、拿捕物件に特殊の徽號を附するの意に發すといひ、その語源は明瞭を缺く(Westlake, II, p. 5)。孰れにしても、この特許狀を帶有することなくして私艦の業を行へば、對手國は之を海賊として取扱つたものである。英國は一七三〇年、一八〇六年、及び一八二六年の累次の海軍訓令に於て、私艦を捕へたる場合に正當の委任を有せざるものであらば海賊として取扱ふべき旨を規定したるが、特に同國捕獲審檢所に於ける無特許私艦の海賊擬律の有名なる判決例としては、一八一二年の The *Curlew* 事件のそれがある (Cobbett, *Leading Cases and Opinions*, p. 93)。米國にては、私艦は一七九八年七月の法律に依り、乗員百五十人以上のものは一萬四千弗、その以下のものは七千弗の保證金を政府に供託するを要すと爲し、歐洲諸國にありても、多くは違法行爲に對して支拂はしむべき賠償金の保證として八千弗乃至一萬二千弗を供託せしむるの制なりとあり (Moore, *Ibid.*, § 1216, p. 535)。

**一七五三** 私艦は古來正規の海軍力の微弱なる國が、戦時に於て自國人の所有船に右の特許を與へて敵對行爲殊に拿捕權の行使に當らしめたものであるが、自國人の所有船にのみ限らず、中立國人のそれに特許を

私艦の弊

與ふることも稀でなかつた。その船は政府取て之を軍用に徵發したるに非ず、使用者は依然船主で、船員も特に軍紀に服するに非ず、ただ船主の任命する特定の職員之を操縦し、以て軍艦類似の行動に當つたものである。時には中立國の船にして交戰國双方より私艦たるの特許狀を得、私慾を海上に逞うせる例もあつた。斯かる兩天秤の私艦の横行は弊害殊に大なりとし、古い一七九五年の米西通商條約には、特に之を海賊として嚴重に處分することの規定があつた(第十四條第二項)。稀には私艦の辯護として(一)戦時失業の海員をして生活の資を得さしめ且國事に貢獻せしむるを得ること、(二)大海軍を有せざる國をして短期間に且少經費にて臨時的の海軍力を動かすを得せしむること等を擧ぐるものもあるが (Woolsey, *Introduct. to Int. Law*, § 121, p. 210)、格別有力の辯護と思へず、却つて彼の次で擧げたる弊害の方が適切である。則ち曰ふ。

『第一に私艦の動機は劫掠にある。專業の海軍士官の有する名譽及び慎慮の念情は之を私艦の人々に期待するを得ない。彼等が海上生活を終へて歸るや、一種強奪の精神に支配せられ、社會を毒せずんば措かない。第二に、彼等に對する船内取締は嚴なるべき筈なるに、それが甚だ微弱である。職員は公船の指揮者の如くに規律ある者でないから、部下の取締が行届かず、天真の者共を放埒の輩たらしめる。第三に、私艦が中立船に對し交戰者權を行使する場合には、指揮官は特に寛容且堪忍を要すべきに、部下の輩はそれを顧慮せず、弊害ためにその甚しさを致すの例稀ならず。』 (Woolsey, *Ibid.*, p. 210)

まさに右の如くで、私艦は多年識者の嚳感する所のものであつた。

**一七五四** 由來私艦を最も多く利用し、隨つてその維持に最も熱心なりしものは英國で、之に次ぐは佛國であつた。私艦は十六世紀の末葉に南歐諸國の間に創生を見、その利用の最も洽ねかりしは十六世紀の交と云はるるが、その後英佛兩國は盛に之が利用を奨勵した。現に十八世紀より十九世紀に互れる約二十年間の

巴里宣言  
にて廢止

ナポレオン戦役に於て、英國が私艦の特許状を發給したる數約一萬隻、之に依り佛國の船を拿捕したるもの約一千隻、佛國側にありて、その拿捕したる英國船實に一萬隻の多きを算したとある。英佛兩國は之がために交々王室の所有船を個人に貸與し、その艦装を助け、糧食を給與し、その拿捕したる船及び貨物は之を拿捕者の有とせしむる外、殊功ある者には賞金を與へ、時には授くるに榮爵を以てすることもあつた。米國も十八九世紀の交、私艦を盛に利用したもので、之に依り當年の米國は、今日の二等海軍國ほどの勢力を海上に保持したものである。

之に對し私艦の廢止を力説したものは露國である。露國もクリミア戦役の頃までは、私艦を相應に利用した。けれども露國は、將來は私艦を廢止するも以て自國の海上勢力を損するの虞甚しからず、而して英國のそれを殺ぐ効は大であると見、一八五六年の巴里會議に於て熱心之が廢止を主張した。當時佛國は海上情勢の變化と共に、昔日の如くその維持を辯護するの要も無くなつたので、露國の主張に賛成するに躊躇しなかつた。英國も亦時勢の變遷に鑑み、敢て異議を強く挟まなかつた。加ふるに私艦に伴ふ弊害は各國共に之を認めた。殊に私艦の使用者は往々特許状を濫用して不法の行動を演じ、將た特許状なしに拿捕を行ひ、ために私艦と海賊船の區別が實際立て難いといふ風でもあつたので、私艦廢止のことは巴里會議に於て比較的易々と一致を得、その結果が同宣言第一條となつた。

一七五五 尤も巴里宣言の不加入國は、その拘束を法的に受けないのは勿論で、隨つて例へば米國の如きは、私艦を依然使用するに妨げなき理である。けれども米國は爾後之を使用したことなく（但し南北戦の際に南軍にては之を使用した）、米西戦役に於ても兩交戰國共に巴里宣言の規定に遵由して私艦を使用せざる

同宣言不  
加入國も  
廢止的  
に

べき旨を宣明した。（西班牙は後に巴里宣言に加入したが、同戦役當時には未加入國であつた）。されば米國とても私艦使用の舊慣は既に全く之を棄てたものと見るべく、殊に米國が往昔私艦の廢止に反對を唱へたる一理由は、その廢止は大海軍を有せざる國に對し不公平なりと云ふにあつたのであるが、米國の既に世界の最大海軍國の一となつた今日にありては、右の理由は既に全然消滅した譯である。事實艦艇の速力が今日頗る増大し、洋上の警邏及び自國商船の保護の便宜が復た昔日の談でない現代にありては、私艦の活動の餘地亦殆ど無く、隨つて私艦は、たとひ巴里宣言不加國の間にも、事實的に最早や時代遅れの廢物となつたものである。されば米國としても、第一次大戰の酣なりし一九一六年一月十八日、時の國務長官ランシグは『私艦は之を廢止せり。』と公然宣明し（*Turlington, Neutrality, III, Pref. vi*）、即ち巴里宣言に加入せると全然同一の立場を取るに至つた。

一七五六 されど是より先き、私艦が巴里宣言に依り廢止となつた結果として、正規の海軍力の比較的劣勢の國は緩急事あるの日、別に商船を以て海軍力を補充することを考案するやうになつた。その備は蓋し一八七〇年の普魯西の義勇艦隊編成の計畫であらう。

乃ち普佛開戦の直後、普魯西政府は専ら佛國の軍艦に對抗せしむる目的にて、國內の船主をして交戦の繼續中その持船及び乗員を悉く祖國の海軍に提供せしめ、政府は之を以て義勇艦隊を編成し、之に適當の武装を加へ、北獨逸海軍の旗章を掲げしめ、乗員は相當階級の制服を着し、之に交戦法則の遵由を誓約せしめ、その他政府は船價を評定し、該船にして海軍服役中敵の捕獲又は擊沈に遭へる場合には政府はその船價の全額を補償すること、政府は船價の一割を備船料として即金にて船主に支拂ふこと、戦後該船を船主に還附す

一八七〇年  
の普魯西  
義勇艦隊  
案

佛國の抗  
議  
英國は巴  
里宣言違  
反と見す

私艦と同  
一視する  
殊別視す  
る兩説

る場合には、既に支拂へる右の割合は備船料として船主之を保有すること、敵船を捕獲したる場合には之に従事したる乗員に三萬マーク以上十五萬マーク以下の賞與金を支給すること等を規定する勅令を發布した（一八七〇年七月二十四日）。佛國政府は之を目して覆面の私艦の復活なりと爲し、巴里宣言違反として英國政府の注意を喚起した。英國政府は法律家の意見を徴したる末佛國政府に對し、普魯西政府の計畫に係る義勇艦隊は全然同政府の役務に服し、乗員は海軍軍人と同一の規律の下に立たしむるものであるから、私艦とはその性質を異にし、隨つて英國政府は巴里宣言違反として普魯西政府に異議を申込むを得ずと答へた。而して普魯西にては、その後戦局の有利に發展せるに伴ひ、右の義勇艦隊制を實行するの要なきに至つたがためか、遂に之を實行しなかつたので、問題は之に打切られた。

一七五七 然るに普魯西の當年の義勇艦隊案は、果して巴里宣言の廢止したる私艦とその性質を異にするものなるや否やに就ては、國際法學者の間に議論ありて、例へばカルヴォー、ホールの如きは之を大體同一に視、之に反しブルンチュリ、トキッス、ゲッフケン等は兩者別種にして違法に非すと論ずる。その代表的意見として試みにホール及びトキッスの所論を擧ぐれば、先づ以てホールは曰く。

『英國外相グランヴィルは普魯西計畫の義勇艦隊を以て私艦との間に實質的の差異あるものとして答へたが、その差異はよしんば實質的のものなるにもせよ、果して總ての重要な諸點に於て兩者の同一性を妨ぐるほどの性質のものや疑なきを得ない。その武裝は兩者共に私益を事とする人々に依りて行はれ、その乗員は兩者共に國の利益よりも彼等の私益に於て使用せられる。普魯西計畫の義勇艦隊が軍艦の攻撃のみを考量したといふは偶然的であり、一時のことであつたであらう。普魯西は開戦當時、私有財産の海上捕獲を行はずと宣明した。これは自國の通商を自身保護する能はざるよりして、佛國をして之を侵すなからしめんと意に出たのである。假にこの宣明を撤回したる一

八七一年一月以後尙は交戦が暫く繼續したりしならんには、而して義勇艦隊にして愈々實現せしならんには、無論私有財産捕獲の權能を賦與せられしなるべく、而して私有財産捕獲の慣例を追ふ國は、その義勇艦隊に賦與する權能に關し公船と私船とを區別するものとは想像し得られぬのである。されば義勇艦隊を私艦と區別する眞の差異は、前者が海軍の軍紀の下に立つことであるが、私艦とて同じくその下に立つことなしとの理由はあるまい。（ブルンチュリは普魯西の義勇艦隊が海軍の指揮の下に立つの事實を以て私艦との區分點と爲せるが第六七〇節）、しかも彼は同節の前置に於ては「私艦は艦隊指揮官の指揮を受く」と記する、その隸屬關係は一方には厚く他方には薄しとの意なるや）。巴里宣言の私艦を禁ずる意味は、その當時までの法則にきちんと當嵌る私艦のそれのみに係るのではない。私艦の廢止となつたのは、私益の目的を以て私計算にて維持する武裝は之を嚴たる軍紀の下に置くことを得ないからである。義勇艦隊にして政府との關係が普魯西案よりも一層緊密となるに非ざる限り、該案が巴里宣言の遁辭を構成するものに非ずと證するは困難であらう。

『一國の商船の一部を正規の海軍に編入することは、以上論じたる所と自ら別種に屬する。斯かる編入の顯著の一例は露國の義勇艦隊にある。同義勇艦隊の所屬船は私計算に依る建造で、平時は商船旗を掲ぐるも、船長及び少なくとも他の職員一名は政府の任命に係り、海軍の軍紀の下に立ち、且船の用途も、例へば囚徒を遠謫地に輸送するが如き、全然公務に係るものの如くである。之を諸般の狀況から綜合するに、商船旗の掲揚はさしたる問題と見難く、その船は管に戦時直ちに國の公船に変更し得るものたるのみならず、既に露帝國の海軍に編入せられてあるものと見るべきである。』(Hall, § 181, pp. 622-4)

次にトキッスの殊別觀は左の如くである。

『普魯西の補助海軍案が巴里宣言と牴觸するや否やの問題に關しては、國際法學者の間に意見の一致を缺く。カルヴォーは普魯西に依りて艦裝せらるべき船は、船主の善良の行動に就ての保障が要求せられてなきに於て、私艦の擴大せるものと見るを得べしと論じ (Le Droit International, 3eme ed., p. 303)。ホールも亦その近刊の國際法に於

て「義勇艦隊にして政府との關係が普魯西案よりも一層緊密となるに非ざる限り、該案が巴里の通辭を構成するものに非ずと證するは困難であらう。」と見る (International Law, 1880, p. 435)。けれども、これ等有數の國際法學者の所見は、普魯西の勅令にある船の乗員は交戦繼續中聯邦海軍に編入せられ、海軍の制服を着し、交戦法則の遵守を誓約し、加ふるに國家が之を艦裝し、國家の公旗を掲げて航海することの決定に重斷を置かぬものの如くである。

『之に反しゲッフケン教授は、その最近版の Heffler's Droit International de l'Europe (Paris, 1883), p. 278 に於て、又 Dr. Charles de Boeck はその傑作の Enemy's Property under an Enemy's Flag に於て、普國勅令の下に専ら敵に對して用ひんと企てたるが如き補助海軍と、對手の國籍を擇ばず且拿捕特許狀に隠れて私戰の最惡の傳統に據りつつ主として中立人の通商に喰込むを目的とする所の私艦との間に大相違あるを認めたる。』 (Twiss, Bellig. Rights on the High Seas, pp. 13-4)

一七五八 斯の如く當年の普魯西案の見方に關しては、その私艦との異同に關し肯否兩説ありたるが、孰れにしても普魯西案そのものが實現を見るに至らずして消滅したので、言はば議論倒れの姿であつた。けれども戰時商船を軍艦に変更することの考案は、之がため消滅した譯ではなく、爾來各國の間に研究は進められ、又戰時現に實行せられ、その問題の重要性は今日依然存在すること追て次款に於て述ぶる如くである。戰時商船を軍艦に変更するに就ては、平時商船を建造するに方り異日徵發して直ちに爾く變更するに足るべき船型、容量、速力等に關し豫め考案を要するや論を俟たない。故を以て海上勢力の消長に關心を有する世界の主要諸國は、概ね國內の重なる汽船會社に對し右に關する特定の條件を指定し、年々補助金を交付し、その他種々の特殊契約の下に種々の方式に於て、孰れもその企圖の達成を計らざるはない。而してその規模の一步進んだものが舊露帝國の義勇艦隊である。

一七五九 露國は一八七七・八年の交、英國との關係急調を告ぐるや、國內の或愛國團體の建議を容れて

戰時徵用  
船の建造  
獎勵

舊露帝國

の義勇艦  
隊の制

義勇艦隊を編成することにし、公衆の寄附金にて船を購入し、愈々開戦とならば之を海軍の任務に使用することにした。當年の英露の危機は、やがて伯林條約の成立にて一先づ消散したが、義勇艦隊の計畫はその儘進行し、その結果として義勇艦隊社なるものはオデッサを本據として成立した。その資金は當初は専ら公衆の寄附金に仰ぎしも、一八九五年以降は政府の同會社に對し所屬船の隻數及び能力に關する特定條件の下に交附する年額約六十萬ルーブルの補助金を主たる財源とした。義勇艦隊所屬船は、平時は商船旗を掲げてリボウ及びオデッサと浦鹽港との間に軍隊、軍需品、官吏、遠謫囚徒等の輸送に當らしめし外、茶業者の通商、一般乗客の運輸等にも従事せしめた。その監督權は露國海軍省之を握れるのみならず、船長を始め高級職員中の少なくも一名は現役の海軍將校を以て之に充て、船員もその三分の一までは現役五年を経たる水兵出身者たるべき制であつた。而して戰時とならば、所屬船は總て之を海軍の直接統制の下に移し、軍艦旗を掲げ、専ら補助巡洋艦又は運送船の任務に當らしむるものとした。日露開戦の頃の義勇艦隊所屬船は補助巡洋艦たるべきもの十四隻、運送船四隻を算したものである。

然るに露國にては帝政倒れ、ケレンスキーの執政を経てレニン政府となるに及び、一九一八年十二月、國內の一切の船を舉げて國有に移すと共に、義勇艦隊所屬船も同じく國有と化した。隨つて以前の義勇艦隊は既に全然その性質を失つたものと承知する。

### 第三款 商船の軍艦への變更

一七六〇 商船の何たるかに關しては、米國の一九二八年の賠償裁定委員長たりし判事パーカー (Judge

第三款 商船の軍艦への變更

六七

商船の意

既にその  
性質を失  
ふ



Parker, War Claims Arbitor) の下したる定義には『商船とは一切の私有船（又は國有且國營のものもあらん）にして、種々の方法にて艦隊の附屬船たるに適するも、商船名簿に登録せられ、武装せず、私的船員之を操縦し、軍艦の何等有形的性質を有せず、且攻勢的敵對行為に従事すべき有形的艦装も將た法律的權利も之を有せざるものを謂ふ。』とある（註）。この定義は完璧とは稱し難からんも、商船の性質は大體之にて概念を得られる。尤も此に謂ふ商船とは、主として軍艦に對比しての商船のことである。他の見地からする商船の意義、例へば捕獲法規の上に於けるその如きは、右の解説と多少異なる點もあり、これは別に當該項目の所に於て説くことにする。

註。商船の意義に關し賠償裁定委員會に於ける當年の討議には、後日の參考となるべき點もあるので、その概要を記すれば。

第一次大戦の直前及び開戦後約一ヶ年の間に、敵の捕獲を避けて米國の諸港内に繋留せる獨逸船は約一百隻を算したが、米國政府は一九一七年五月十二日の兩院共同決議に依り、これ等の船を一時政府の管理に移し、更に一九二八年の『賠償裁定法』(The Settlement of War Claims Act, 1928) に於て、獨逸船主に對する相當評價額の賠償を爲すことが規定せられた。

斯くて同委員會にて獨逸船主の要求を審査するに方り、その中の約二十隻は米國港に逃竄するに先だち獨逸艦隊の石炭船その他の特別任務に服したるの故を以て之を商船と認むるを得ず、隨つて賠償を爲すべき限りに在らずとの論が起つた。然るに委員長パーカーは、議會が本法を制定するに方りて定めたる船の種類、即ち(イ)交戦國が拿捕すると同時に無賠償にて直接且完全の捕獲物となる所の公船、(ロ)海軍補助艦船の一部に非ずして、捕獲審檢所の檢定に依りてのみ捕獲物となり、又は賠償の下に徵發するを得る所の私有の商船、この分類に依れば、本件諸船は後者の性質を失はざるものなること、獨逸海軍の僱船となれる石炭船その他の特務船は、たとひ獨逸艦隊に服務したるにもせ

よ、その非武装にして且海軍水兵を有せず、依然商船の船籍に在り、而して艦艇たるの何等有形的特質を備へず、將た攻勢的敵對の軍事行動に従事すべき有形的の裝備も法律的權利も之を有せざる限り、常に商船と看做すべきこと、本件諸船の従事したる任務の如きは何れの中立船とて、その商船としての位地に影響する所なくして之に従事すべきは得るものなること等の意見にて、結局船主に相當賠償すべきものとの裁定となつた。

一七六一 商船に關し戦時に於て重要な問題となるものの一は、その軍艦への變更である。平時に於ても勿論あり得ることなるが、特に戦時に於て國家が自國人の船を或は徵發し、或は傭入れ、或は買上げて之を直接間接に軍事上の目的に使用することは有勝ちのことで、又それは當然國家の權能に屬する。この權能の行使は國內法上の問題であるが、その國家の用に供せらるる船をば特定の條件の下に軍艦に變更し、之に軍艦たるに伴ふ權利義務を認めしむることになると、それは國際法上の問題として取扱はるのである。自國の商船を自國の軍艦に變更することそれ自身は國家の權能として何等問題なきも、變更の結果はその海軍力の増大となるので、敵としては當然之を重要視すべきのみならず、正規の軍艦の班に加はりて中立船を臨檢搜索し及び拿捕する交戦者權行使の有資格者が新に出現する譯であるから、中立國としても亦當然關心を有することになる。是に於てか如何なる條件の下に於て行はるべき軍艦への變更をば國際法上適法の變更と認むべきか。問題の核心は此に存するのである。

一七六二 商船を軍艦に變更する場所として推定せらるるのは本國領水(港を含む)、中立領水、公海、稀には敵國領水の四者孰れかであらんが、本國の領水に於ける變更に關しては何等問題となるべき點は無い。(但し後に述ぶる海牙議定の商船軍艦變更條約第六條に依り成るべく速にその變更の結果を軍艦表に記入するを要する) 敵國の領水内に於ける變更は、稀にこれありとせば、開戦の際敵國港に在る自國船が敵國政府

の與ふることあるべき退去恩惠期間内に於て軍艦に變更せらるる場合であるが、敵港にて軍艦に變更せばその瞬間に捕獲せらるべく、又軍艦に變更せられ得るやうな商船ならば敵國政府之に拿捕免除の恩惠を與ふることあるまいから、實際問題としては斯かる場合あるべきを想像し得られない。故に實際的には、軍艦への變更は主として(一)本國領水に於けると、(二)中立領水に於けると、及び(三)公海に於ける場合である。けれども(一)には何等問題なしとし、その是れあるは専ら(二)と(三)、殊に公海に於ける變更である。

**一七六三** 中立領水に於ける商船の軍艦への變更は、従前にありては稀でなかつた。けれども別に述ぶる一八七一年の謂ゆる『華盛頓三法則』以來、別して一九〇七年の海戦中立權利義務條約が出来て以來、同條約の第八條に依り、中立國はその管轄内に於て交戦國の商船が軍艦に變更せらるるを防止するの義務、及び軍艦に變更せられたる商船が自國港より出發せざるやう監視するの義務を有することになり、ために自然それが許されざることになつた。第一次大戦中、米國(參戰前の)にては之に就て相當取締法を講じた。即ち米國の商務長官が歐洲開戦直後の一九一四年八月六日、紐育税關長に對し

『紐育在港の各外國船の代表者をして當省に對し、凡そ船は旅客及び軍需品以外の貨物の輸送のみに従事する商船なるか又は本國の兵力の一部を構成するものたるかを證明せしむべし。この證明は最近の大統領布告の米國の中立維持のために必要なりとす。右の證明なき限り出港は許すべからず。船は在港中如何なる方法に依るを問はず軍艦に變更せらるる何等計畫に着手する所なかりしことを貴官は嚴密なる監査の未満足するに非ざる限り、出港許可證の發給に先だち當省に打電せらるべし。給炭船に非ずして石炭を異常の多量積込むもの如きは、右變更を推定せしむるに足る。船内積込の砲を解包するあらば、確にそれに相違なかるべし。船を軍艦色に塗替ゆることも變更の意圖を證示するものとす。船が陸海軍の召集兵又は豫備兵の運送船に使用することの許されざるべきは勿論なるも、各國人の普通の乗客殊に婦女子兒の混するそれの中に貴官の目に留らざる若干の豫備兵役者あることは妨げず。但し乗客が殆ど男

中立領水  
に於ける  
變更

子のみにて且殆ど同一國人である場合には出港は許さざるものとす。船内に何等武器彈藥類を有せざることば當然た

るべし。』(U. S. For. Rel., 1914, Suppl., p. 595)

と電訓し、越えて四日後の八月十日發の商務大藏兩長官の連署に係る紐育税關長への訓令中には

『第五、商船として入港したる交戦國の船にして程度の如何を問はず之を補助巡洋艦又は武装艦船に變更し、又は變更せんと試み、又は變更するの意思あるものと信すべき理由あるときは、貴官は直ちに詳細を具して當省に電報せらるべし。左記の孰れかに該當する行爲は右變更を構成するものたるべし。(イ)入港の際船内に在りし砲を相當位置に据付け又は從來の位置を變ゆること、(ロ)軍事上の或目的に適合するやう船の外形、色彩、裝具、又は艦裝を變ゆること、(ハ)方法の如何を問はず軍事上の何等目的に向つて又は軍事的遠征を助くるための艦裝たるを證示する所の事情の下に砲、武器、又は彈藥を船内に積込むこと』(Ibid., p. 597)

と云へるが、これ等の訓令は要するに米國政府は交戦國がその商船を米國の領水内にて軍艦に變更し又は變更せんと試むることを許さずと爲したものである。海戦中立權利義務條約の不加入國にありては斯かる防止監視の義務を負はず、隨つて交戦國は自國商船を該中立領水にて變更するは自由なるも、その場合には變更と同時に商船としての待遇は止み、滞在の二十四時間制その他燃料糧食等の補給に關しては軍艦に對する制限が代つて之に適用せらるべきである。

**一七六四** 然るに難問は、公海に於て商船を軍艦に變更するを許すことの當否にある。而して之に關しては、今に定説が立つてない。敵の商船を公海に於て拿捕したる場合に、拿捕者がある現場にて之を自國の軍艦に變更することは、古來屢々行はれたる所であり、英國にもその適法を肯定する判決例がある(例へば一八一一年の *The Cyprian* の如き)。追て述ぶる被拿捕船の奪回參照)。既に然らば、自國の商船とても公海に於て之を軍艦に變更するを非とすべき理由はあるまい、とも論じ得られるであらう。乃ち第二回海牙平和會議

公海に於  
ける變更

に於て獨露兩國代表は、この論據を以て英國の公海非變更説に反対したもので、ウェストレークはこの論據を反駁するは困難なりと評する(Westlake, II, p. 310)。けれども自國の商船を公海に於て自由に商船に變更するを許すことの實際的利害はどうであるか。商船を多數に有するも世界の遠隔の方面に自國港を有せざる交戦國に取りては、それが極めて有利であること論を俟たない。けれども反対に、商船の少ない交戦國に取りては勿論、たとひ之を多數に有するも世界到る處に自國港を有する交戦國としては、之に依り格別利益を感じざるのみならず、中立港に於て商船としての待遇、即ち軍艦の享有し得ざるそれを受けたるものを公海に出づるや何時にても軍艦に變更せしめ、之を以て相手方の商船に對し脅威を逞うするを得さしむるに於ては、該交戦國は甚大の不利を感じざるを得ない。英國の如きはその後者に屬し、隨つて公海に於ける軍艦變更には反対の態度を固執する。英國が公海に於て拿捕したる敵の商船をその現場にて軍艦に變更するの權を認めながら、交戦國自身の商船には公海に於ける軍艦變更を許さずといふは、理に於ては矛盾の觀なきを得ないが、兎に角英國は公海に於ける商船の軍艦變更には多年反対し、乃ち日露戦役に於て露國の義勇艦隊所屬船が黒海より地中海に出でたる折には商船旗を掲げ、而して進んで紅海に入ると同時に軍艦と化し、以て中立船たる英國の商船に對し臨檢搜索を行ふことあるや(註)、英國は之を以て重大なる國際法違反なりと爲し、露國に向つて強硬に抗議したものである。

註 一九〇四年(明治三十七年)七月、露國義勇艦隊會社の所屬船にして戦時補助巡洋艦となるスモレンスキー及びサンクトペーターヌブルクの二隻は、商船旗を掲げ且自ら商船と稱し、黒海より君府海峡を経て地中海に出で、更に蘇士運河を経て紅海に現はれた。抑も軍艦の君府海峡の通過は一八四一年の倫敦條約、一八五六年の巴里條約、及び一八七一年の倫敦條約に依り禁ぜられてあるのみならず、一八九一年の露土協定に依り、露國義勇艦隊所屬船は該海

英國は之に反対す

日露戦役  
中露義勇艦隊の行動

峽の通過を許さるる場合に於ても、武器彈藥は之を積載するを得ずとしてある。然るに右の二艦は、既に事實戦闘に當るに足る所の武器を積んで黒海を航出した。斯くして兩艦は、蘇士運河を通過したるや、直ちに砲を甲板上に裝備し、掲揚の商船旗に代ゆるに軍艦旗を以てし、中立船に對して臨檢搜索を行つた。七月十三日、英國商船 Malacca は戦時禁制品積載の故を以て拿捕せられ(所載の武器彈藥二十三噸は英國政府の所有品で、新嘉坡及び香港の駐屯兵に仕向けられたものとある)、露國水兵は之に乘移り、英國の國旗を卸して露國の軍艦旗を掲げ、ボート サイドに逆行し、乗客及び乗員を同地に下船せしめ、更に同船を遠くリバウの捕獲審檢所に廻送せんとした。當時偶々米國陸軍省より比律賓に送るべき彈藥を積込んで紐育よりマニラ及び日本へ航行中の同じく英國の一商船も亦拿捕せられたが(尤も同船は後に蘇士にて解放せられた)、同様の目に遭へる中立國の商船は、この外にも幾隻かあつた。

事は英露兩國政府間の一問題となつた。英國の申分を要約すれば、『凡そ軍艦の航出するを許されざる黒海より露國義勇艦隊所屬船が航出したとせば、それは單に商船として海峡を通過せる後に於て、巡洋艦と化して中立國の通商に干渉するが如き權を有せざる筈である。之に反し軍艦としての權能を行使し得るものとすれば、黒海よりの航出又は海峡通過は條約違反を構成する。故に孰れかの點に於て、該兩船は巡洋艦の任に當る資格なきもので、隨つてその行ひたる拿捕は違法として效力なきものである。のみならずマラッカ積載の軍需品は英國政府の財産で、政府の標章を附せる梱包としてあり、英國の支那艦隊所屬部隊に仕向けられたものであるから、禁制品を以て目すべきものに非ず、隨つて拿捕せらるべき筋合のものに非ず。』といふにあつた。當時英國の新聞紙中には、露艦の行動は海賊のそれである、英國海軍は武力を以てしても被拿捕物件を奪回すべし、と論ずるものもあつた。この論の是非は、ロウレンスが評して『法律的には支持するを得ざるもので、假に之を實行したとせば、疑もなく直ちに開戦となつたに相違あるまい。海賊とは一切の國家的權力を抛棄し、國籍を剝奪せられたと同様のものである。海賊の行爲に對しては何れの政府も背後に立たず、何等責任を負はない。故に之を取扱ふ唯一の道は直接之を擊破することにある。然るにこの場

合にありては、如何にベータルスブルグの行動が無法なりしにもせよ、露國の一巡洋艦として國家的權力の下に爲されたものであるから、露國の政府は當然その責に任すべく、隨つて救済を露國政府に求むるのが英國政府の責務である。』(Lawrence, War & Neutrality, pp. 207-8)と云へる所、亦贅するを須みない。兎に角英國政府は以上の論據にて露國に對し強硬に抗議した。而して露國は結局英國の主張の前に屈し、問題は妥結した。妥協の要點は、露國はマラッカを佛領アルヂェールに廻送し、同地にて形式的に載貨の検査を行ひ、而して同地駐在英國領事に於て同船積載の軍需品は英國政府の財産なることを證言すべく、それと共に同船は之を解放すること、といふのである。この方式は同七月二十七日を以て行はれ、その日の日没と共に露國旗は卸され、翌朝日出と共に英國旗は再び掲げられ、斯くして本件は落着した。

尤もこの交渉に於て、露國義勇艦隊所屬の該兩船は再び巡洋艦として行動せざること、萬一中立船を拿捕するが如きことあらば、即時命じて之を解放せしむべきこと等も約されたけれども、露國は凡そ商船として通峽したる露國義勇艦隊所屬船は敵對行爲を爲すの法的資格を有せず、といふことを一般的原则として容認することは避け、單に本件の兩船は既に海軍の任務に服するの期間が満了したるものなること、マラッカの拿捕に關しては、英國政府の公的説明に鑑み、特別の検査を行ひたる上解放すべきものと認めて解放したるものなること、といふ見解の下に自國の立場を辯じた。その後露國政府は、該兩船の任務を一旦解きたるも、後に再び之を軍艦に編入し、極東廻航のバルチック艦隊の附屬船として之に隨從せしめた。

第二回海  
牙會議に  
於ける本  
問題

一七六五 商船の軍艦變更、殊に之を公海に於てすることの當否の問題は、第二回海牙平和會議に於て重要な一の討議事項となつた。それは畢竟前述の日露戰役中に於ける露國義勇艦隊所屬船の行動に由來したものである。商船の軍艦變更に關する關係委員會の議題は

(一)交戰國が商船を軍艦に變更することは慣例上及び法制上之を許容すべきものなるや。

(二)商船を軍艦に變更するに方り交戰國の遵守すべき合法的の條件如何。

といふにありて、之に對しては各國代表より合計七種の案が提出せられた。而して右の(一)に對しては孰れも異議なく、即ち『國家は商船を軍艦に變更するの權利を有す』といふに一決したが、(二)の問題に至りては議論百出した。先づ以て英國代表は、曩に掲げたる軍艦の定義(第一七四節參照)を提出するに方り、之に附記するに『その本國港を出發する以前に於てする外商船に軍艦の資格を與ふること、及び本國港に歸還したる以後に於てする外その資格を廢棄すること、は共に適法ならざるものとす。』と云へる一句を以てした。次で伊國の『開戦後本國領水を出發せる船は公海又は他國の領水内に於てその性質を變更することを得ず。』、和蘭の『商船の軍艦變更を行ひ得る場所は本國港のみに限るべし。』、埃匈國の右の和蘭案に『一旦軍艦に變更せる商船は現戰時中再び之を商船に變更することを得ず。』を追加すべしとの案、日本代表の英國案に對する修正の意味を以てせる『商船はその所屬國の本國港若くは領水、又はその陸海軍を以て占領せる港若くは領水内、に於てするに非ざれば之を軍艦に變更することを得ず。』の案等が提出せられた。

一七六六 これ等諸案中には専ら商船の軍艦變更の場所に關するものあり、又その再變更の許否に係るものもありたるが、その場所問題に關し審査委員會に於ける各國代表の重なる論點を摘記すれば、米國代表は、軍艦に變更せられたる商船は陸戰法規慣例規則第一條の民兵及び義勇兵と同様に視るべきもので、隨つて民兵等を編制する場所及び時日は交戰國の任意なると同様に、商船を軍艦に變更する場所及び時日に就ても交戰國は國際法上何等の制限を受くべきに非ず、故に公海に於てすると他國領水に於てするとを問はず變更を許すことにすべしと云ひ、露獨兩國代表も、既に拿捕の敵船を公海に於て軍艦に變更するを得る以上は、自

遂に妥結  
を得ず

國商船の公海に於ける軍艦變更も亦違法を以て目すべからずと論じた。英國代表は之に對し、

『中立領水に於ける變更は中立侵害なるを以て交戦國は之を避くるの義務を有す、又公海に於ける變更を許すに於ては、交戦國をしてその軍艦に變更せる商船にて敵國又は中立國の商船を矢船に拿捕するを得さしむるの道を閉くことになる。且軍艦に變更せらるべき商船がその商船旗を利用して中立港に入り、戦時軍艦には與へられざる所の種々の權利を利用し、中立港を次から次へと經由してその目的とする公海に出で、そこで軍艦に化け、以て敵國又は中立國の商船を脅威するの任に當ることになる。故に商船を軍艦に變更するは該商船所屬國の領水又は軍の權力の下に置かるる領水以外に於ては絶対に許すべきでない。中立國人は捕獲權を行使する軍艦名を或程度まで知るの權利を有するに拘らず、突如公海に於て變更せられたる軍艦にして捕獲權を行使するに於ては、ために不幸なる結果を生ずることなしとせず。各國は戦時軍艦に變更し得べき商船名を平時に於て互に通知し置き、その商船は公海に於て軍艦に變更することに制限を附し、且その商船は中立港に於ては軍艦同様に取扱ふことにすべきである。』

と論じ、公海變更非認説を高調した。その後の委員會に於ても本問題は重ねて討議せられたが、要するに公海に於ける變更を絶対又は主義上不可とする英、伊、日、蘭、瑞典等と之を可とする獨、露、佛、米等と相對立して妥結を得ず、結局變更場所の問題は條約の規定事項の範圍外に置くこととなつた。

**一七六七** 海牙平和會議は是に於てか右の問題には已むなく觸れざることにし、その餘各國の意見の妥協を得たる諸點を綜合して一の成案を作り、漸くにして之を議定するを得た。これが『商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約』である(以下略して『商船軍艦變更條約』と稱する)。尤も米國は、事實的には最早や私艦を使用せぬこととして居るも、形式的には、海上私有財産尊重主義の認められざる限り私艦を禁ずる巴里宣言に加盟せずといふ立場にある關係上、本條約にも調印せず、外に不調印國は土耳其、伯刺西爾、その他

妥協し得  
たる點に  
成る一  
條約

一ヶ國あつた。

この條約は前文に先づ『戦時ニ於テ商船ヲ戰闘艦隊ニ編入スル爲之ヲ行ヒ得べき條件ヲ定ムルノ希望スベキコトヲ考慮シ』と記してその目的を明にすると共に、『締約國ハ商船ヲ軍艦ニ變更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ヤノ問題に關シ一致スルコトハ能ハザリシニ因リ、變更ノ場所ハ問題外ト爲シ、左記ノ規則中ニ包含セラレザルモノナルコトヲ考慮シ』と稱し、即ちこの刺多き問題には今觸れざるの意を表白してある。條約本文は十二ヶ條であるが、適用國の範圍、批准、加盟及び廢棄手續に關する條項を外にし、特に重要な條項は軍艦の要件を規定する第一條乃至第六條の六ヶ條である。

その規定  
する軍艦  
の要件

**一七六八** 今その規定する所に依れば、軍艦に變更せられたる商船は、その掲ぐる國旗の所屬國の直接の管轄、直接の監督及び責任の下に置かるるに非ざれば軍艦に屬する權利及び義務を有するを得ざること(第一條)、これは言はば巴里宣言の「コロラリ」と謂ふべく、要は往昔の私艦の復活を豫防するための規定と見れば見られる。即ち凡そ商船にして軍艦に變更せられたるものは、必然その所屬國の直接の管轄、監督及び責任の下に置かるるに於てのみ軍艦としての資格を認めらるべく、私艦の如きには軍艦に屬する權利義務を認めずと爲したものである。故に本條は、或は巴里宣言の私艦に關する第一條の遵守を確保することの規定と見るも可い。

(二)外部  
の特殊  
章の  
特  
殊  
徽  
章

次に軍艦に變更せられたる商船には、その國の軍艦の外部の特殊徽章を附すべきことの規定がある(第二條)。軍艦の外部の特殊徽章とは、軍艦旗の商船旗と異なるものにおいてはその軍艦旗、及び軍艦の長旋、その他特別に軍艦たることを表徴する徽章あらばその徽章で、要は之に依り一見軍艦たることを知らしむる

(三) 指揮官

(四) 乗員の軍紀服従

(五) 交戦の法規慣例の遵守

(六) 變更の事實の公表

本條約の價值

の趣旨である。その次には、指揮官は國家の勤務に服し、且當該官憲に依りて正式に任命せられ、その氏名は艦隊の將校名簿に記載せらるべきことである(第三條)。これは軍艦への變更が覆面的のものでなくして善意に行はれたものなること、及び私的若くは出先軍憲とだけの關係ではなくして國家行爲のものであることを保障するものである。更に次では、乗員は軍紀に服すべきこと(第四條)、軍艦に變更せられたる商船はその行動に付交戦の法規慣例を遵守すべきこと(第五條)、この兩條は第三條から來る當然の歸結で、即ち船體及び乗員の軍事的性質を帯び、依つて以て國家の軍務に服するものとなれる所以を確證せしむるものである。最後に、交戦國にして商船を軍艦に變更したるものは成るべく速に右變更をその軍艦表中に記入すべきことである(第六條)。「記入」は佛原文には「mentionner」であるが、英原文には「announce」とありて、即ち單に記入するのみでなく、併せて之を公表するの意が含まれてある。要するに軍艦へ變更したることの事實を能ふ限り速に公表せしめ、以て萬一の誤解を避けしむるの趣意に外ならない。

商船にしてこれ等の諸條件を具備するに至るときは、その武装の有無及び程度の如何を問はず、軍艦に屬する權利義務が認めらるるのである。その權利義務中には臨檢搜索及び拿捕の權利を行使し、その他一切の敵對行爲を爲すこと、乗員が交戦者として取扱はるること、敵國以外の國に於て不可侵權を享有すること、中立港に於て出入及び碇泊に關し軍艦と同一の制限を受くること等も含まれる。帝國海戦法規には、商船を軍艦に變更することに關しては、右の海牙條約の規定に依るべきことが規定されてある(第十五條)。

一七六九 然しながら商船軍艦變更條約の上に於ける最大難題は、前述の如く公海に於ける變更の許否如何にある。而してこの難題に關しては、本條約は全然之に觸れてないのであるから、肝腎の晴點を缺くのみならず、その規定する事項も軍艦に變更することよりは主として既に「變更セラレタル」(「transformé」, «converted») ものに係り、又一旦變更せられたるものは現交戦中再變更を爲すを得ざらしむるが如き規定が無いから、軍艦に變更せられたる商船を元に引戻し、復た之を軍艦に再變更するやうに變更濫用の道も開かれてあり、通じて尙ほ不備の嫌あるを免れない。けれども兎に角本條約は、軍艦に變更せられたるもの軍艦としての資格に要する條件を確定し、特に私艦の復活に止めを刺したるの點に於て、海戦法規の進化史の上に於ける重要な一の頁を作せるものには相違なく、この意味に於て本條約の價值は之を相應に認むべきである。

前掲要件に關聯する大戦中の一問題

The *Yoshika*, 1914

一七七〇 商船の軍艦への變更に須要の條件は以上の如くであるが、之に關聯し第一次大戦中に起りし一問題に、蘭領スマトラ總督府の所屬船(但し船籍は英國)にして獨逸の陸戦隊に押收せられたる九十七噸の三本檣の帆船 *Yoshika* に關するものがあつた。事件の始末は概略左の如くである。

一九一四年十一月九日、折からスマトラの近海を遊弋中の獨逸巡洋艦エムデンは印度洋中のココス・キーン島(スマトラのバダン港の南方約一千軒)の沖合に着し、同島所在の英國の海底發電所を破壊せしめんとて、一中佐を指揮官とし士官二名、水兵五十名にて編成せる陸戦隊をば機關砲四門を附して同島に上陸せしめた。然るに間もなくエムデンは英艦シドニーを遙か沖合に認めためたので、之と會戦せんとて陸戦隊をその儘にし急ぎ沖合に乗出した。他方陸戦隊は同島に碇泊中のアエシアを押收し、之に獨逸の軍艦旗を掲げた。而して之に乗移り、程なく北航して同島スマトラの一港エムマハーヴェンに近づきしの際(十一月二十六日)和蘭の一水雷艇 *Ima* に出會ひしかば、隊長は同艇に馳寄り、該港に入ることには差支なきや、且入港せば如

何に遇せらるべきやを尋ねた。艇長は入港は差支なかるべきも、交戦期間中抑留を受くるるべしと告げた。隊長は本船は既に獨逸の軍艦となつたものであるから、その公的性質に照し抑留を受くる理なしと辯じて辭去し、翌日エムマハーヴェンに入港した。而して港務官憲より獨逸軍艦旗を掲ぐる権利の立證方と彼の官職の證明方を要求せらるるや、彼はその前者に對しては自分は責任を以て然りと云ひ得ること、又後者に就ては自分の上司に對する以外には身分を證明する限りに在らざることを答ふるに止めた。そこで港務官憲は彼の抗議に拘らず、本船は軍艦とは看做さずして捕獲士官の乗組む一の被拿捕船として取扱ふこと、隨つて航海に必要な糧食淡水等を補給する外、餘の供給は中立違反を構成するものとして拒絶すること、肯ぜずんば交戦期間抑留するの外なきこと等を告げた。これは別に記する和蘭政府の第一次大戰の當初に公布したる中立規則の第十條に據つたものである。隊長は已むを得ずその許さるる補給を受けて程なく出港し、獨逸領東阿弗利に向け航去したとのことである。

そこで問題は、本船は獨逸側の主張せる如く果して商船の軍艦に變更せられたるものと見るべきか、將た蘭國官憲の固執せる如く捕獲士官の移乗せる被拿捕船を以て取扱ふべきものであるかにある。之に關しては獨逸兩國の國際法學者の間に異說少なからずあつたやうであるが (*First Year Book of Int. Law, 1937, pp. 110-102 参照*)、その歸着點は要するに本船は既に獨逸政府の管轄、直接の監督及び責任の下に置かれたるものなるや、且獨逸の軍艦たる外部の特殊徽章を附したるや、及び指揮官は當該官憲に依り爾く正式に任命せられたるや、即ち商船軍艦變更條約の第一條乃至第三條の規定を履めるものなるや否やにあらう。而して本船は未だこれ等の要件に合格してなかつたやうであるから、隨つて該條約の關する限り、之に獨逸軍艦

變更場所  
の問題は  
倫敦宣言  
も不解決

たるの性質を認むるを得ざるものと見るのが至當であつたかと思はれる。

一七七 商船の公海に於ける變更問題は前述の如く海牙平和會議に於て妥結を得ず、而して程なく倫敦海戦法規會議となつた。英國が同會議に於ても海牙會議に於ける態度より離れず、依然公海變更非認を力説するに決意したことは、外相グレーが同會議に臨む自國代表に與へたる訓令中の左の一節に徴し得られる。

『商船の以て軍艦に變更し得らるべき條件は第二回海牙平和會議に於ても大に討議せられ、而してその妥協を得たる諸點は最終議定書附屬の一條約に編綴せられたるが、しかも重要な一點、即ちその變更は公海に於ても適法に爲され得べきかの問題に至りては、遂に妥結に達する能はざりしこと同條約の前文に記する所の如し。前回會議に於ける意見の相違既に斯く明白なりしに鑑み、來るべき會議に於て果してその一致を期し得らるべきや疑なき能はざるも、本政府は主要海軍諸國が將來相約して遵守すべき共通の法則を案出するに至らんことを熱心に希望す。この類の法則は必然互讓の性質のものにして、條約に依り設定せらるべきものとす。之に關する主義上の重要問題は暫く別にし、本政府をして商船を公海に於て軍艦に變更するの權を非認せしむる實際的理由二あり。一は、假にこの權を認むるの曉に於ては、軍艦として行動するの性能ある商船が無警告にて敵船又は中立船を拿捕するを容易ならしむること、二は商船旗を掲ぐるも軍艦に容易に變更し得る敵船が中立港に於て、軍艦としては國際法則上享受し能はざる凡ゆる待遇及び特權を商船として享受し、次から次へと中立諸港を之に利用し、然る上公海に於ける適當の地點に於て軍艦に變更せらるべきこと是れなり。この弊を防ぐには、一方には豫め軍艦に變更し得る構造のものと特に且公然指定せられたる商船の公海に於ける軍艦變更の權に制限を加へ、他方には斯かる商船をば中立港に於て軍艦並みに取扱ふことと爲すにあるべし。尤も他に尙ほこの希望を達成するに適切な提案あるに於ては、本政府は好意を以て之を考査するに吝ならず。』 (*Corresp. and Doc., Int. Nav. Conf., Misc. No. 4, 1909, p. 31*)

程なく海戦法規會議の開會となるや、英國代表は本問題に關し左の覺書を提出した。

『本問題に關しては、その依つて以て何等原則を立て且國際法上の既定の法則と爲すべき所の一般的慣例は各國間に未だ之を見ず。先例も亦之を尋ねるに由なきが如し。』

『英國政府は、本問題は中立人の權利の見地よりして之を決定すべきものと思惟す。中立國商船が交戰國の臨檢搜索權の行使に對して抵抗すること、延いては當然適法の捕獲物となることは、中立人に取りては關心の繋がること極めて大にして、隨つて該權利を行使するの資格ある船に關し何等疑惑の生ずる餘地ならしむることを必要とす。想ふに交戰國と中立國との關係を律する原則よりして演繹せらるべき眞箇の法則は、中立商船に對する臨檢搜索權の行使は、長旒掲揚の戰艦隊の公船たるもの、且公船たることの知らるるもの、に嚴に之を限らしむるにあり。然るにこの權利が、中立人に於て平和の商船なりと信じ、しかもそれが突如且無豫告にて軍艦に變更せられ、殊に臨檢搜索を行はんとする商船の眞近かにありて急に爾く變更せられたる船に依りて行使せらるることにして許さるるとせんか、該權利の甚しき増伸と云はざるを得ざるべし。中立人の平和的の通商航海の安全に對する斯かる制限は各國間の一般の利益と相容れず、且中立國と交戰國との間に必然軋轢の原因となり、戰禍を擴大せしむるの危險を伴生すべし。故を以て英國政府は、交戰國の戰艦隊は本國の領水内に於てする外之を造設せざるべきことを以て中立人に取り極めて重要なことなりと認む。』

『本件に類似する點にして英國の捕獲審檢所に於て問題となりしものは、曾て敵の拿捕する所となり後に英艦に依りて奪回せられたる英國船の原所有主の財産還元の權利に關する事件一二あるに過ぎず（即ち *The Ceylon* 及び *The Georgia*）。然しながらこの兩事件は、孰れも議會令の定むる所に依り英國の利害關係人の權利にのみ係るものにして、隨つて本件の一般的問題には殆ど若くは全然關係なきものとす。』(Ibid., p. 10)

されど倫敦海戰法規會議に於ては、本問題は海牙會議に於けると同様に贊否兩説に別れて互に相降らず、双方共に何とか妥協に達せしめたとの希望に於ては一であつたが、それが却々能きず、英國代表は豫ての

訓令に由り、互讓的に『當該政府に於て戰時艦隊表中に編入するの目的に適合するものとして前以て特別に且公然と告知したる船に限り、而して中立港に碇泊中は交戰國軍艦と同一の取扱に服すべきを條件として、公海に於ける軍艦への變更を認むること。』といふ試案をも提したるが (Ibid., p. 10)、これも妥協を得ず、結局本問題の關する限り、倫敦會議も海牙會議と同様の不調に了つた。爾來本問題は今以て未解決の懸案として取殘されてある。

一七七二 次に一旦軍艦に變更したる商船の再變更に關する件に就ては、第二回海牙平和會議に於て奧匈國代表は、『商船を軍艦に變更したる場合には當該戰時中再び之を商船に變更するを得ざるものとす。』といふ提案を爲し、その再變更を許すに於ては濫用の弊生すべく、この弊を避けんがため能ふ限り船の性質を確定不變ならしめ、以て隨時軍艦となり又商船となる雌雄兩性の怪物を退治するを必要とすべしと説明し、米國代表は之に贊したが、我が帝國代表は、本案は一の弊害を除かんがために不條理且不必要的制限を加ふるもので、本國の港及び領水にて再變更を爲すを許すも何等弊害なきことなるべしと論じて之に反對し、結局本問題は當時未決の儘現狀維持といふことに一決した。而してこれも後年の倫敦海戰法規會議に於て再び討論に上りたるが、遂に公海變更問題の不安協に連れて共倒れとなつた。乃ち本問題の結末に關し倫敦宣言を批判せる一著書に

『歐大陸諸國の多くは歐洲以外に港津を有せざる所から、自然その商船を何時にても、又その欲する何れの場所にて、軍艦に變更するの權を要求するのであるが、之に反し英國は、何れの海面にも海軍根據地を有するよりして、より強き地位にある所から、開戦後は商船は自國の管轄内に於てする外公海に於て之を軍艦に變更するを許さざること



を主張する。想ふに大陸派の要求は、大なる弊害に向つて道を開くものたること疑を容れない。「一種の軍艦」たるものが軍艦に變更せらるるに先だち、中立港に於て商船としての待遇を受け、その新任務に必要な軍需品を積込んで出港し、砲を擬するに適當の時機を見計つて急に軍艦旗を掲げ、その遭遇する敵船又は中立船に喰ひつき、而して後に敵の巡洋艦の前に逃走するに方りては、再び商船に立還りて庇蔭を中立港に求める、といふが如きはそれである。海戦法規會議に於ては戦時公海に於て商船に再變更することを禁ぜんとする意に傾かぬでもなかつたが、主要の論點に關し一致が得られなかつたので、問題の全部が結局廢案となつたのである。

『我が英國内各地の重なる商工會議所からは、同會議に於て右の問題に關する我國の主張の容れられざりしこと則ち以て倫敦宣言を批准すべからざることの理由と爲すべしとの建議が外務省に提出せられた。けれども、これは非論理的のやうである。倫敦宣言は本問題に關する我國の立場を何等不利ならしむるものでない。他日交戦國にして公海變更主義を採るものあらば、我國は之に抗議すること自由である。或は云ふ、海牙倫敦兩會議に於ける本問題の不安結は大陸諸國が戦時公海變更を實行するの意思あることを證するものなりと。されど大陸諸國は倫敦宣言を批准すると否とに拘らず之を實行するに於ては一で、既に海牙條約に對し我國は行動の自由を明確に留保したのであるから、我國は假に倫敦宣言を批准したにしても、この問題に關し毫も手を縛らるるものでなく』(Benwich, Declaration of London, p. 13)

とあるが、これ蓋し英國の當年の地歩を闡明するに於て要を盡せるものであらう。

その後萬國國際法學會の一九一三年のオックスフォード大會に於て佛國のフォーシユ教授の提出に係る海戦法規案——百五十有餘條に互る浩漭なる——は、右の再變更問題に關し第十一條に『軍艦に變更せられたる船は當該戦時中はその性質を維持すべく、その期間再び之を公私船に變更することを得ず。』と掲記せるが、討議の末に第十條として『凡を軍艦は當該戦時中公私船に變更するを得ざるものとす。』との條文が採擇せら

れ、一九二〇年のポーツマスの海戦法規案も亦第十條に於て同様の規定を設けた。然しながら右は一の學會案に過ぎずで、未だ以て國際法の一法則となつた譯ではなく、隨つて再變更のことは國際法上依然未決の一問題となつてある。

**一七七三** 第一次大戦中、中立國中には交戦國軍艦の商船への再變更のことが國際條約の上に禁ぜられてない以上は、自國の領水の關する限り自國の中立規則に於て肯否共に自由之を律定するを得べしとの見解を執り、任意の法則を立てたるものもあつた。智利の如きはその一で、即ち同國政府は一九一五年三月十五日付在サンチアゴ各國公使宛の回牒を以て、この問題に關する肯定的態度を明かにした。要は、交戦國の補助巡洋艦たりしものが商船として智利の港又は領水に入れる場合に於て、左記の條件に遵由する限り總ての點に於て之を商船として取扱ふといふにあつた。

- 一。補助巡洋艦として智利の中立を侵害するなかりしこと。
- 二。再變更がその屬する國の港又は領水に於て、又は該國の同盟國のそれに於て、行はれたるものなること。
- 三。その乗員又は艙裝の點に於て補助巡洋艦として本國の艦隊の役務に服すべきことを證示すべき象徴なきこと。
- 四。船の所屬國政府は總ての利害關係國殊に中立國に對し、商船に再變更せられて補助巡洋艦の資格を失ひたる船の名を通告すること。
- 五。該政府は再變更の船は將來之を補助巡洋艦として艦隊の役務に服せしむるの意圖なきことを言明すること。

**一七七四** 商船より變更せられたる交戦國軍艦にして中立港に抑留中のものが、商船へ再變更せんがために必要の修理を加へんことを要求し、抑留國政府は之を斥けて許さざりし例は、第一次大戦中獨米兩國間の交渉の上に見えた。即ち一九一五年十一月、當時米國のノルフォルク港に抑留中なりし獨逸補助巡洋艦(商

船より變更せられたる) Kronprinz Wilhelm 及び Prinz Eitel Friedrich に関し、在華府獨逸大使は該兩艦に完全なる修理を加へ殊に後者には客船としての設備を復舊することを許されたと要求し、

『海戦中立權利義務條約第二十四條は單に抑留の交戦國軍艦をして交戦期間出港すること能はざらしむるため必要と認むる手段を執ることを中立國の義務と爲せる迄で、工事着手を妨ぐるものでない。出港すること能はざらしむるためには推進機、螺旋器、汽笛等の如き重要部分を取去らば可なりで、加ふるに中立國に於て艦員が再び本國の戦闘部隊に参加することなきやう之に對し相當檢束を施せば、それにて中立義務の履行は能きる譯である。艦の内部の改善はその抑留を妨ぐるものでない。殊に本件の場合にありては、修理の結果は軍艦たるの特質を廢棄することになるから尙ほさらである。且修理は後日の費用を節約するため純乎たる探算上から爲さんとするもので、何等軍事的行動を目的とするものでない。』(U. S. For. Rel., 1915, Suppl., p. 839)

と論じてその要求を支持した。之に對する米國國務長官の同一一九一五年十二月二十二日付回答の要旨は、『要求の修理にして商船への再變更となるが如き大規模のものには米國政府之に承認を與ふるを得ず。抑留は軍艦たる性質のものに限るべく、それが商船たるに至らば、該商船及びその乗員を抑留するの權利に關し新に或問題を生ぜざる能はず。』といふにありて(Lind, p. 233)、この理由の下に米國政府は右の要求を斥けた。

一七七五 然るに別に記する一九二八年のハバナ締結の海上中立條約は、中立港に於ける交戦國軍艦の商船への再變更を特定條件の下に認むる規定を設けた(第十三條)。而して該條約には米國も締約國の一となつてあるから、隨つて米國は第一次大戦當時執りたる態度は之を一變するに至つたものと見るべきである。但しハバナ條約の規定は單に當該締約國間限りのもので、未だ以て國際法上普遍的の一法則を立つるに至つたものではないこと論を俟たない。

米國政府  
その要求  
を斥く

ハバナ海  
上中立條  
約は再變  
更を肯定

## 第四款 武 裝 商 船

### 第一項 第一次大戦前の商船武装問題

一七七六 英國にては、武装船(armed ship)の意味は關係法規に依り必しも一でない。英國政府が一八六四年制定の海軍捕獲法の適用に關し第一次大戦中の一九一五年三月二日を以て公布したる勅令には、英國軍艦にして敵の武装船を拿捕又は破壊したるときは、現に在艦の將校及び艦員に捕獲獎勵金を支給すとの規定がある。その謂ゆる武装船とは敵の軍艦に限るや、將た相當の武装を爲せる敵の運送船をも意味するやの問題は、英國の一潜水艦が一九一五年五月土耳其の一運送船(Gul Yonul)を撃沈したる際に起つた。

土耳其の海軍將校の操縦せるこの運送船は武装せる六千の土耳其兵を搭載し、尙ほ防禦用の常置の速射砲若干門の外別に七五耗のクルップ野砲六門を装備し、相當の彈程距離にて敵潜水艦を射撃し得る位置に之を据付けてあつたとある。之を英國潜水艦十四號がダルダネルスにて撃沈するや、同艦長は艦員を代表し、捕獲獎勵金三萬有餘磅(土耳其兵一人に付五磅の割合に加算するに破壊せる船員約二百箇に對する相當割合を以てしたるもの)の支給方を捕獲審檢所に請求した。

審檢所長官エヴァンズは之に對し、海軍捕獲法第四十二條に謂ふ『武装船』とは、艦隊の戦闘單位にして海戦に於て攻勢を執ることの目的にて就役且武装せられたる艦艇を意味し、隨つて本船は之に該當せずと爲

英國捕獲  
法の「武  
装船」の  
解釋

し、別に本請求を支持すべき證據の提出あらば再詮議を爲すべしとの條件にて一應却下した(一九一七年二月十一日)。艦長は新證據を追加して再詮議方を請求した。之に對しエヴァンズの後任スターンデールは、尙ほ之を以て前決定を覆へずにはならずと爲し、同じく之を却下した(一九一八年十一月二十五日)。然るに問題は更に樞密院司法委員會に移るに及び、同委員會にては反對に、本船は謂ふ所の『武装船』の範囲に入るべきものとの見解を執り、殊にエヴァンズが『本船に速射砲若干を有すればとて、その以て武装船と認むべからざることは、猶ほ防禦用に砲を裝備する商船をば武装船と稱するを得ざると擇ばず、且本船搭乗の土耳其兵が上陸後戰場に使用せんがため武装し且野戦砲若干を携帯するの事實も、以て謂ゆる武装船を構成せしむるに足らず。』との論は肯定し難しと爲し、結局本運送船は英國捕獲法の武装船なる語に包含せらるるものとの見解の下に、捕獲獎勵金の請求は至當とすと裁定した(Int. Law Doc. & Notes, 1923, pp. 103-7)。

尙ほ本件に關聯して別に、凡そ武装船と稱するには必しも武器が船體の構造上固着的に裝備されてあるものに限らず、武装する軍隊を輸送しつつある敵の艇船の如きも英國捕獲法第四十二條の意味する武装船に屬すとの解釋も定まつた(*Ibid.*, p. 108)。

**一七七七** 斯の如く英國の捕獲法に於て武装船と稱するのは、専ら海戦に於て攻勢を執ることの目的にて敵に依り武装せられ且就役する船を指すので、言はば敵の准軍艦たるものを意味するのであるが、此に謂ふ武装船とは斯かる船を指すのでなく、主として敵の軍艦殊に潜水艦の不法攻撃に對抗せんがため小口径の砲一二門を裝備する所の商船を意味するのである。この意味に於ける武装商船は、軍艦へ變更されたる商船とは全然別で、兩者混同するなきを要する。適法に軍艦に變更せられたる商船は總て軍艦たるの資格を享有すとの解釋も定まつた(*Ibid.*, p. 108)。

し、攻防共に一切の敵對行爲に従事するを得るのであるが、之に反し防禦的武装の商船は、ただ敵の攻撃に對抗する防禦のために武装するといふ迄で、その商船たるの性質には變りが無い。故に軍艦に變更せられたるに非ずして單に防禦のために武装したる商船は、敵船又は中立船に對し臨檢、搜索、拿捕等を爲すを許されない。斯かることを行ふのは軍艦専有の權で、商船にして之を爲さば海賊を以て論ぜられる。

**一七七八** しかも商船の武装に關しては、溯つて討究すべき根本的問題が四つある。第一は、凡そ商船は防禦的武装を爲すの權利を有するや、第二は、商船はその武装に依り(但し軍艦に變更せらるるのではない)單に商船として)敵の攻撃に抵抗するの權利を有するものなるや、第三は、抵抗の上あはよくば攻撃の敵艦船を拿捕するの權利を有するや、第四は、武装商船を拿捕したる敵はそれに積載の中立貨物を沒收するの權利を有するや、の問題である。

**一七七九** 戦時敵の拿捕に對抗するために商船に防禦的武装を行ふの慣例は疾く往古より行はれ、殊に英國にては、十七世紀時代には武装が戦時に義務的となり、凡そ六十噸以上の商船は武装するに非ずんば外洋に航出するを得ずとの規程のあつたこともある(一六二五年十二月二十四日の勅令)。これは蓋し商船を軍艦にて護送するの煩を避くるがためであつたらしい。嘗に戦時に於てのみならず、平時にも海賊に對する防禦上、商船の武装は寧ろ普通であつた。ナポレオン戦役に於ては、東印度會社の諸船は概ね武装し、十九世紀初葉の英米戦役に於てもその武装は盛に行はれたものである。今日となりては、往昔商船の武装を必要とせしめたる海賊の横行は殆ど絶えた。加ふるに軍艦の速力及び攻防力は今日著しく増大し、商船は如何に武装するも以て軍艦に抵抗することは不可能となつた。隨つて輓近(第一次大戦前)商船の武装は往昔の如くに盛

武装商船  
は軍艦へ  
變更しない  
船でない

商船の武  
装に關す  
る四問題

商船の武  
装權

でなくなつた。のみならず私艦の廢止、海賊の衰退等の事情は、最早や商船の武装を正當視せしめずとの論も第一次大戦前には唱へられた。(この論は同大戦に入つた後にも當時尙ほ中立の米國が英國に向つて主張したこと次項に述ぶる如くである——一九一六年一月十八日の米國國務長官ランシングの對英覺書參照)。けれども他の一面に於て、海賊のことは暫く措き、昔日の私艦利用の事實的變形とも謂ふべき戦時大型商船を補助巡洋艦に變更して敵船(及び中立船)の拿捕に當らしむるの風は、現代に於て益々盛となつて來たことでもあるから、私艦廢止を理由とする商船武装不要論は當を得ず、況して潜水艦の濫用は昔日の私艦の横暴に勝るも劣らざる結果をも示すに於てをや、といふ見方も相當に強い。殊に今日にありては、交戦國の商船にも非戦闘者たる多數の乗客が便乗すべく、その中には中立人も少なからずあらう。而して敵艦來りて之を擊沈する場合に、非戦闘者たる乗客を先づ安全の場所に移すことの保障が儼に確立するに至るに非ざる限りは、商船は自己防衛のため多少の武装を爲すの必要は依然として存すと説かれる。

一七八〇 或は武器の防禦用と攻勢用の明確なる遺別けは實際に於て困難であり、隨つて一たび防禦用の武装を商船に許すに於ては、時には濫用の弊を生ずるなしと云へず、又隨つて交戦國側に向つて無害の商船に對し矢鱈に攻撃を加ふるの口實を與ふることにもなるから、寧ろ商船の武装は一切許さざることにし、その代り戦時商船の破壊は一切之を許さざることにするに若かず、といふが如き論も無いではない(例へば次項に述ぶるランシング覺書)。武装の防禦用と攻撃用との明確に遺別けの困難なるは確に事實で、或は兩者の間に區別なしといふのが適切であらう(之に關しては追て再説する)。商船に四吋砲でも積まば、それは防禦にも攻撃にも使用し得られる。武装に防禦用と攻撃用の區別がありとせば、それは武装そのものではなくして

武装の防禦  
と攻撃用商船の抵抗  
権

使用の如何にある。けれども商船の武装が防攻孰れにも使用され得るの故を以て一切之を禁すべしといふのは、恰も市井の擾亂の際に兇徒は常人に一切危害を加ふべからず、その代り常人は棍棒をだに一切手に携ふべからずといふに類し、如何にして一切危害を加ふることなきの保障を立て得るかが先決問題であらう。常人とても騷擾の巷に出入するには仕込杖位は携帯するに理あるべく、又之を携帯したからと漫に攻勢を執りて行人を撫斬りするものと危ぶに當るまい。これ商船武装説の多數の學者に依りて支持せらるる所以である(例へば Phillimore, III, § 339, p. 549; Hall, § 182, pp. 628—9; Oppenheim, II, § 85, pp. 113—4; Wheaton, Dana's, § 528, p. 583; Phillipson's, p. 793; Dupuis, p. 121)。

一七八一 第二は商船の抵抗権である。商船の武装は敵の萬一の攻撃に對し自己を防衛するにあるから、商船に武装の權を認むるのは之に抵抗の權を前提的に認むるものである。人は他人の加へんとする危害に對し甘んじて之を受けねばならぬ義務は無く、自衛のため武器を手にはせば之を以て、武器なくは鐵拳を揮ひ、之に抵抗するの權あるは勿論である。之と均しく商船も、敵から拿捕せられんとするあらば、之に抵抗するの權あること論を俟たない。拿捕に抵抗するの權は、拿捕の第一の階梯たる臨檢搜索に抵抗するの權を當然含み、臨檢搜索に抵抗するの權は、敵艦の接近せんとするに抵抗するの權をも含む。敵艦の接近を覺知し全速力にて逃走するを得ば最も手輕であるが、逃走し得ずと見れば一應の抵抗を試み、その隙を狙つて逃走するも自然の順序であらう。商船が敵艦に對し抵抗の權を行使するには素手では能きず、多少の武器を船上に裝置するの要を必然感ずる。商船に或程度の防禦的武装を行ふのを認むるの理由は此に存する。

一七八二 商船の抵抗権を肯定せる學説としては、ホルルの『商船は敵の公船又は私艦よりその權力に服

學説及び

判決例

すべく合圖されるときは之に抵抗するの権利を有す。』(Hall, § 187, p. 636)、オッペンハイムの『敵商船は臨檢に服従すべき何等義務なく、反對に之を拒み、且攻撃に對し己れを防衛することを得。』(Oppenheim, II, § 181, p. 257)と云へる外、尙ほ多々あるも一々披露せず。又判決例としては、古きは英國の一八〇四年の *The Catharina Elizabeth* 及び米國の一八一五年の *The Nevada* の各捕獲審檢例、比較的近代に屬するものは米國の一九〇〇年の *The Panama* に関する大審院の判決例(註)を擧ぐべきであるが、殊に前の二者は之が範例たるもので、即ちカタリナ エリザベス事件に於てストウエルは

*The  
C. Elizabeth,  
1804*

『中立船の船長にして救出を企て又は臨檢より脱走せんとすれば、それは凡そ臨檢には服従すべきこと且該船及び載貨の性質に關する訊問に應答すべきことの國際法上の義務に違反するものにして、更に力に訴へてこの義務に違反せんとすれば、その結果は必然該財産の所有主の上に及ばざる能はず。且予の所見にては、その委託せられたる全財産にも及ぶべきである。然るに敵船の船長にありては之と全然相異なり、彼にして斯かる行動に出づるも何等義務に違反するものでなく、謂ゆる *lupum auribus leno* [to have a wolf by the ears] で、彼にして脱走し得るに於ては之を爲すの權を有する。』(Wheaton, *Dana's*, § 528, p. 583; *Phillipson's*, pp. 793-4)

*The  
Averette,  
1815*

と云へるが、英船ネレイド事件(臨檢搜索に關する別章參照)に於て大審院長マーシャルの『抵抗に關する論は武装に關する論と其の見地を相同うし、共に適法たるものである。…ネレイドは敵に依りて武装せられ、支配せられ、且運用せられたものである。…本船はその航海中己れを防禦するの權利を有し、又防禦したるもので、且攻撃する船を拿捕することも有り得たるやも知れなく。』(*Prize Cases U. S. Sup. Court*, II, pp. 783-4)

と云へるも亦同じ法理である。

*The  
Panama,  
1900*

註。パナマは米西開戦の直前、郵便物及び雜貨並に普通乗客二十九名(中二十八名まで西班牙人)を搭載して紐育を發し、墨西哥諸港を經由してキューバに向ふ途次、ハバナ沖にて米艦に拿捕せられたる西班牙の一郵船である(船主はバルセロナに本店を有する西班牙の『大西洋汽船會社』)。本船には兩舷に九匁口徑砲一門宛(一門に付三十發宛の砲彈と共に)、船橋にマキシム速射機關砲一門、外に信號用砲二門、合計五門の砲が据付けてあり、外にレミントン銃十二挺、モーゼル銃十挺、刀劍類約四十挺、及び之に要する彈丸若干量を有した。砲は孰れも三年前に本船に据付けられ、彈藥及び刀劍類は一年前に積込んだのもある。本船の右武装は、その中の若干を除く外、大體西班牙政府との契約にある『各船毎に防禦用として九匁口徑砲二門、及び一門三十發宛の砲彈及び火藥、レミントン銃二十挺と百發の銃彈及び火藥、並に之に附すべき銃劍、外に短劍二十箇、以上の武器を帶有すべし。』の條項に依つたものである。(この契約條項は同社所屬の郵便物輸送の他の諸船に關してもある)。船長は、自分等は開戦の事實及びハバナの封鎖のことを全然承知せざりしこと、前記の砲銃は元々戰用として裝備したものでなく、況して米西の開戦を豫期してのものでなく、單に右の契約條項に依り帶有したに過ぎざること等を辯明したが、米國の當該捕獲審檢廷(フロリダ州南部地方裁判所)にては、本船は『敵國臣民の有する一財産で、敵對用に適する武装を有し、戰時に於ては西班牙政府之を徵發し軍艦として使用すべしとの契約の下に立ち、而して現に敵の一港に向ひつつありしもので、敵港到達の上は敵に於て徵發の上之を敵國海軍の補助巡洋艦として使用し得べきものとす。』との理由の下に沒收の檢定を下し、高等審檢廷たる大審院に於てもこの檢定を確認するの判決を下した。

米國大審院の右の判決中に於て本問題に關係あるのは左の一句である。曰く『凡そ商船が敵及び海賊に對する單なる防禦用として艦裝の一部に加へ、現に之を船内に据付けてある所の武器彈藥は、之を目するに戰時禁制品を以てするは當らず「檢察官の論告に本船据付の武器はそれ自身禁制品なるが故に、本船はこの點に於ても沒收せらるべきものとありし點を非認し」、且直接戰闘用の具にありても、該商船の使用又は防禦のために必要と認めらるる數量は例外的

に取扱はるべきである。武器弾薬は性質上に於ては禁制品たること勿論なるも、凡そ商船は防禦上必要なる数量は之を帶有するに妨げなきこと論なく、これは幾多の條約の上に明記せらるる所で、プラットの「戦時禁制品」の附録には之に關する一七六六年、一七九七年、及び一八〇一年の英露條約の當該條項が採録してある。(Prize Cases U. S. Sup. Court, III, p. 2002)

一七八三 更に國內法規にて商船の敵の艦船に對する抵抗權のことを規定するものは、例へば米國の海戦法規(一九〇〇年)第十條第三項に『自衛のため且その擔任する船の保護のため攻撃に抵抗する敵商船の乗員にして拿捕せられたるときは俘虜として之を取扱ふべし。』とあり(一九一七年改定の同國海戦法規には同様の規定は無いやうである)、伊國の商船法(一八七七年)第二百九條にも『他國の艦船に依り攻撃を受けたる商船は之に對し自己を防禦するを得べく、且攻撃する艦船を拿捕するも妨げず。』又露國の捕獲令(一八九五年)第十五條にも『敵の又は容疑の船に停船を命じ、臨檢し、及び之を拿捕するの權は帝國海軍の艦船に屬す。商船は敵の又は容疑の船より攻撃を受けたる場合に限り同様の權利を行使することを得。』とある。獨逸の捕獲令の追則にも同様の規定あること追て述ぶる如くである。

一七八四 さりながら商船の抵抗權に關しては、多數の學者が之を肯定することは前述の如くなるも、稀には非認論者が無いでもない。英國政府が第一次大戰の前年の一九一三年三月、商船武装の大計畫を立てたる次第は追て述ぶべきが、當年の英國海相チャーチルが下院に於て右の大計畫を聲明するや、その際彼自身も本計畫をば世界の退歩と云へる如く、私艦の廢止を規定せる巴里宣言の精神に反せずや、との見地から是非の批評は内外に起つた。

一七八五 されば同じ一九一三年八月、オックスフォードにて開會の萬國國際法學會大會 歐米十五ヶ

國の重なる國際法學者の參加せる——に於ては、この問題に關し重要な研究討議が行はれた。問題はその審議せる海戦法規案の第十二條(當初の原案では第十三條)、即ち

第十二條 私艦は之を禁ず。

第三條以下に規定する條件に依るの外、公船たると私船たるとを問はず且その乗員も、敵に向つて敵對行爲を爲すことを得ず。

然れども公船私船共に敵船の攻撃に對しては自己防衛のため武力を使用することを得。

の特に第三項を中心として論議せられた。同會議にて伯林大學國際法教授トリーベル(Dr. H. Triebel)は、凡そ商船は敵の行はんとする拿捕に對し抵抗するの權を有するものに非ず、よしんば敵の攻撃が違法のものであつても絶對に之を有せずと論じ、右の第三項の削除を主張した。同様の商船防衛非認論はトリーベルの外、獨逸海軍省法律顧問シュラムも、當時公刊の『新捕獲法論』(Georg Schramm, Das Preisrecht in seiner neuesten Gestalt, 1913)に於て力説したる所で、要は

『商船の自衛行爲は、それが敵船たると中立船たるとを問はず、交戰國の適法の拿捕權に對する侵蝕である。商船はその平和的商船たるの資格を捨つるに非ざる限り、何等抵抗を試みずして拿捕に服従するを義務とする。之を然らずと爲すは、戰が國家間の武力對抗であり、その武力對抗は國家の組織的陸海軍に依りてのみ行はるといふ根本の觀念を非認するものである。隨つて軍艦に抵抗する商船の乗員は俘虜たるの資格なく、當然戰律犯に問はるべきで、俘虜の待遇を受くるのは敵軍の部隊に編入の乗員その敵對行爲を爲せる場合に限らる。』(S. 308-10)

といふにあつた。けれども右の大會に於ては、トリーベルの第三項削除説にはオッペンハイムは、私船の防衛權は慣例に基く既定の一原則なりと論じて反對し、伊國のフィオレは『力に對するに力を以てするは當然

で、その力が如何に表現せらるべきかは問ふの要なし。』とまで高調し、英國のリー(Lord Reay)、佛國のクルネー(M. Clunet)も商船防衛權肯定説を提した。この間にありてトリーベルは、第三項の末尾に『但し臨検は攻撃と認めず』の一句を加ふれば同項の存置に賛すべしと云へるが、採決に及んで五十四票中五十三票までの壓倒的多数にて第三項を原句の儘に採擇し、トリーベルその人も亦賛成側に立つた。(尤も第三項に關し『交戦國商船は敵國軍艦の停船命令の信號を攻撃と認めて武力抵抗を爲すを得ざるものとす。』との附帶決議があつた。ただ之に加はらなかつたのは伊國のアンチロッチ(M. Anzilotti)一人で、彼は本海戦法規案の主義とする所の或ものに不賛成であるとの理由を以て、賛否共に留保した(Annuaire, XXVI, 1913, p. 516 以下参照)。

一七八六 交戦國商船の武装權及び抵抗權を非とする意見は、右の萬國國際法學會大會の討議以外にありても、例へば前掲のシュラムのその如き、別に世に出でたものもあるが、之に對しては英國のヒギンズの強き駁論もある。ヒギンズは

『商船の自衛權、及び自衛のためにする武装權は、過去二百年間何人も之を認めて曾て疑を容れざりし所のものである。交戦國軍艦の敵船臨検は、それ自身一の敵對行爲である所の拿捕の第一階梯であり、それ自身一の敵對行爲たるもので、要は拿捕者をして該敵船が慣例上又は條約上拿捕を免れざるものなるかを確めしむるの目的を以て行ふものなるも、中立船の臨検は、交戦狀態成立の事實に依り適法のものではあるが、それは敵對行爲ではない。交戦國軍艦は多年の慣例に由り總ての中立國商船に對し臨検搜索を行ふの權利を有する。この權利は、該商船が果して中立國のものなるや、且封鎖侵破、禁制品輸送、非中立的役務等の行爲に従事することなきやを確めんがために行使するものである。假に敵船の場合に於ける如く搜索を行ふことなしに拿捕の權を適法に行使するを得るならば、搜索の權は敢て

同學會以  
外に於け  
る否の  
論争

問題にならない。然るに敵商船に對しては交戦國軍艦は之を拿捕するの權を有する。而して敵商船は之に服従せざる可らざる義務は無く、暴力であり敵對行爲である所のその拿捕に抵抗するの權利を有する。之に抵抗し又は能ざるならば逃走したからとて、敵商船は何等義務違反とはならない。けれども中立國の商船にありては、交戦國軍艦の臨検に服せざる可らざる義務あるものであるから、逃走し得れば別とし、之に對し武力的抵抗を爲さば、沒收は正當の措置と一般に認めらるるのである。敵の商船と中立國のそれとの間に存するこの區別は極めて重要な點で、敵船の抵抗權を非認するシュラム博士の所説はこの區別の認識を缺くものである。』(Higgins, "Armed Merchant Ships," Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 8, Oct. 1914, p. 715-6)

と論じ、特に彼は、シュラムの立論が陸戦の法規を海戦のそれと混淆したる誤謬に出づる所以を指摘して左の如く論斷する。

『シュラム博士は私船の乗員を以て陸上の便衣隊若くは違法の戦闘者に擬して取扱はざる可らずと論ずるも、これは同じ獨逸の國際法學者ウェーベルク博士が「陸戦に於ては常人は武力抵抗を爲すべからざるが故に海戦に於ても亦然り」といふ論據なきものである。恰もこれ陸上に於ては私有財産は不可侵なるが故に海上に於ても亦然りといふと同じく、支持し難き論である。…武力抵抗は組織的軍隊に限りて許さるべしとの法則は、概括的に見れば、戦は單に國家間の法的關係にして平和的民衆に没交渉なりといふの誤れると擇ばない。…抵抗行爲は敵の商船の乗員の運命に何等影響なきものである。』(Dr. Wehberg, Das Seekriegsrecht, pp. 283, 286)と論じて非認する所である。

『第二回海牙平和會議にては「列國は陸戦の法規慣例に關する條約の原則を爲し得る限り海戦に應用せしむこと」の希望を表明したるに顧み、上叙の點に關する陸戦と海戦に於ける異同に就て少しく考査を試むるは無益であるまい。抑も海牙會議の右の希望は、同會議の一委員會に於て同會議議定の陸戦法規慣例規則に則りて海戦の法規を制定せんと久しきに亘り、しかも不成功に終りし企圖の結果である。同委員會に於ては、陸戦と海戦の間には幾多相違の點あ

りて、根本的の更正を必要とすることに想到し、結局右の企圖を不可能なりと爲した。乃ちウェーベルグが「陸戦に關し共通の承認を得られたる所の原則よりして海戦に關する同様の結論は到底得られない。」(Ibid., p. 284) と云へる如くである。何故に陸戦に於ては武装軍隊の構成員の行動と常人のそれとを明確に區別せねばならぬかと云へば、その主たる理由は占領軍を保護するにある。且一見平和的なる職工なり労働者なりが今日は兵たり明日は常人たるが如くに、日々その性質を易ゆるやうなことを勿らしむることを確保するにある。しかも未占領地の常人にしても、一般法則に従つて隊を編成するの邊なくして侵入軍に抗敵するため自ら兵器を操る所の常人の抵抗は之を適法と認むるのである(第二條)。

『私有財産は陸上に於ては之を沒收するを得ない。けれども海上に於ては敵の商船は、たとひ私有財産にしても、常に拿捕及び沒收せられ、乗員は俘虜とせらるべきである。故に敵商船の乗員は拿捕者の手より己れの船を救はんと試むるは適法である。なぜならば、抵抗にして成功の見込あらば之に抵抗するのは彼等の任務であり、右の行動は畢竟敵軍に對する抵抗の一繼續に外ならないからである。』

(Higgins, *Defensively-Armed Merchant Ships and Submarine Warfare*, 1917, pp. 11-12)

更にオッペンハイムも、當時獨逸の國際法雜誌に『海戦に於ける敵商船の位地』と題する一文を寄せ、中に於てシュラムの所説に左の如く駁撃を加へたのがある。

『シュラム博士は前提を誤り、隨つて斷案を謬つた。先づ以て、彼は商船の敵人と中立人との區別を忘れた。臨檢搜索は中立船に對しては交戦國軍艦の權利に屬するが、敵船に對してはその義務に屬する。中立船は抵抗なしに臨檢搜索に服従せねばならぬ義務を有し、その義務を怠れば處罰を受ける。之に反し交戦國軍艦は敵の商船を搜索する權利は之を有しない。之を有するのは拿捕するの權利である。しかもこの權利は、敵船側にありて無抵抗にて之に服従すべき義務あるを意味するのではない。常にその義務なきのみならず、敵船は拿捕に抵抗し己れ自身を防守するの權利

を有する。これは適法なる一の戰闘行爲で、その船員にして捕へられた場合には、海牙議定の海戦捕獲權制限條約第六條に依り俘虜として遇せらるべきである。將た又シュラム博士の組織的の軍のみ適法の交戦者たるべしとの論も、民衆軍をも適法の交戦者と認むる陸戦法規慣例規則第二條に反するものである。商船の乗員にして敵の攻撃に對し防衛に當るものは、その位地恰も民衆軍に類するものである。戰時交戦國が商船を軍艦に變更することの盛に行はれんとする現代にありては、商船の自己防衛權は往昔海賊の横行時代に比し一層實際的な重要性を帯ぶるに至つたものとす。』(Oppenheim, "Die Stellung der feindlichen Kaufahrtschiffe im Seekrieg," *Zeitschrift für Völkerrecht*, 1914, VIII, S. 151-169.)

之に對しては、トリールは特に同志に反駁論を掲げ、中に於て

『拿捕に對する商船の防衛權なるものは、獨逸を含む各國の國際法學者間の通説なること、及び各國の慣例も亦之に傾くことは之を認むべきが、學界の輿論は必しも國際法規を作爲するものではなく、隨つて自分は主義の上から本問題を檢討するの權利を有する。オッペンハイム教授は學者の多數は商船防衛權肯定であると云へるが、まさにその通りで、世上の著書には之に左袒するものが多い。英米の國際法學者殊に海戦に關するそれに於てのみならず、佛白伊及び瑞典の著書に於ても、予の知る限り商船の防衛權は肯定せられてある。獨逸にありては、輿近の學者の多數は本問題に就ては黙して説く所なきも、古い學者中には英國の學説を追ふ者もある。又判決例としては、英國に *The Catherine Elizabeth* 及び米國に *The Nereide* の二件ありて、前者の一八〇四年の檢定に於てストウエルは「中立船は臨檢搜索に抵抗するを得ざるも、敵船にありては自ら別で、敵船の船長は抵抗するも何等その義務に違反する所なく、爲さんとすれば爲すの權利を有す。」と云ひ、後者に關する大審院長マーシャルの判決には「敵商船が拿捕を受くることに對し自己を防衛するは權利にして且義務なり。」とある。然しながら一國の國內法廷又は捕獲審檢所の決定は、以て外國を拘束するの力あるものではない。」(Ibid., S. 391)



と論じて獨逸は別にその是なりと信ずる國際法の原則を立つるを妨げず、との意を力説した。この論には矛盾があらう。既に一國の國內法廷の決定に外國を約束するの力なしと云へば（事實それに相違なきは勿論なるも）、獨逸がその是なりと信ずる國際法の原則なるものを立てたればとて、他國は同様に之を國際法の原則と肯認する限りでない、といふことを自ら聲言するに均しきもので、前掲の論據は聊か薄弱たるを免れぬものであらう。

一七八七 暫く以上を双方の代表的主張とし、理はその孰れにあるかと考ふるに、蓋し肯定説の方に與みしたい。その理由はヒツギンスの論せる所にて盡き、復た蛇足を加ふるを須みまい。現に獨逸にありても、その一九〇九年九月三十日制定の捕獲令の一九一四年七月二十二日の追則、即ち戦時商船の武装に關する規程は、大體に於て商船は防衛的武装を爲すの權ありと爲す所の英米の古來の主義を前提的に肯定したものである。この追則は左記二ヶ條より成るもので、即ち

- (一) 武装商船にして獨逸の若しくは中立國の商船に對し臨檢、搜索、拿捕、その他何等攻撃行爲を爲す場合には之を海賊行爲と認め、その船員は特別の軍律の定むる令規に依りて之を處斷す。
- (二) 武装商船にして捕獲法の認むる措置に對し武力的抵抗を試むる場合には、凡ゆる有效的手段に依りて之を擊破すべし。之がために船、貨物、及び乗客の蒙るに至れる何等損害に就ては敵國政府その責に任すべきものとす。乗員は俘虜として取扱はるべし。乗客は抵抗に参加せしことの立證なき限りは之を解放すべきも、その立證ある場合には特別の軍律の定むる令規に依りて之を處斷す。

とある。この(一)は、凡そ防禦的武装の商船は臨檢搜索權及び拿捕權を行使するを得ず、又敵の艦船に對し攻撃を行ふを得ずと爲す所の國際法の周認の原則に一致するが、ただ何を以て謂ふ所の『攻撃』と爲すかは

一問題で、その解釋の廣狹如何に依りては適用上に疑惑を生ずる場合もあらう。(二)にありては、武装商船にして捕獲法に依る措置即ち適法の命令に對し武力抵抗を試みさせねば之を擊破するの限りに在らざること、即ち武装そのものは敢て違法視せざること、を間接に示したものと解せられる。商船は伊達に武装する譯でないから、商船の武装權を肯定するは則ち商船の或場合に於ける武力抵抗——防衛的の——權を肯認するものである。尤も右の(二)は武装商船の武力抵抗に關する規定に止まり、非武装商船のそれには觸れてない。後に記するフライアット大佐 (Capt. Fryatt) の操縦せる商船 *Arundel* が獨逸潜水艦に抵抗したといふ理由にて同大佐を獨逸にて銃殺に處したのは、同船が無武装で即ち抵抗するの權なきものであり、隨つて船員は之を俘虜とする限りに在らず、と解釋せられた結果であらう。けれども凡そ商船は武装すると否とに拘らず、抵抗を爲さんとすれば爲し得るもので——實際問題としては無武装商船は抵抗するも效ないから抵抗は爲すまいけれども——武装の有無に依りて抵抗權の有無を別つは不合理の感なきを得ない。

一八八八 然しながら問題は、商船に施したる謂ゆる防禦的武装は、その稱する如く果して全然防禦用に於て攻撃用とならずと保障し得るやにある。勿論武装の規模にも依るべきであらう。一説に

『商船にして破壊力の大きな且射程の長き砲を裝備するに於ては、それにて有力なる攻撃用の武器となる。船長は敵の何等公船にして防禦力が劣勢なりと見ば、その如何なる艦型のものたるを問はず、且敵が先づ火蓋を切ると否とを論ぜず、射程に入らば之に發砲し兼ねない。商船にしても武装せば、その故に由り敵は無警告にて之を攻撃し得るものと考ふべきが故に、船長は船が敵艦の追躡を受くれば勿論のこと、敵艦を遙見したる瞬間に於て之に發砲するも、以て防禦的行動と考ふるであらう。斯の如くにして商船は、その主たる任務は旅客及び貨物の輸送にあるにもせよ、必然的に戦闘の参加者とならざるを得ない。』(Hyde, *Int. Law*, p. 405)

とあるが、備砲にして攻勢を執り得るものであらば、その装備が元々防禦用でありしにもせよ、勢ひ右様の場合も生じ、防禦と攻撃の分界を立つること事實困難ともならう。第一次大戦中の獨逸潜水艦の商船無警告撃沈は、一は之に理由づけられたこと次項に於て述ぶる如くである。

一七八九 商船の武装に関する第三の問題は、武装商船は之を攻撃する敵艦船に抵抗の上、あはよくば進んで之を拿捕するの権あるやである。この問題に就ては、ホール、オッペンハイム、ヒギンス等孰れも之を肯定する (Hall, Higgins, § 182, p. 628; Oppenheim, II, § 86, p. 114; Higgins, Int. Law & Rel., p. 260)。蓋し商船に抵抗権を全然認めずとすれば兎に角、既に之を認むる以上は、對手を殴るは可なり取押ゆるは不可なりとの論は立ちまじく、随つて敵艦船を拿捕して攻撃の根原を絶つのは當然の権利と論すべきであらう。

一七九〇 最後に、武装商船を拿捕したる敵はその船内にある中立貨物を没収するの権あるや。これは往昔の英米交戦當時(一八一二・一四年)、英國の捕獲審檢所にては *The Fanny* 事件に於て、又米國大審院にては *The Neroid* 及び *The Alalanta* の兩事件に於て、孰れも論議せられた問題である。

ファンニーは英國の武装商船で、拿捕特許狀を帶有し、一八一四年四月南米よりリヴァープールへ復航中、米國の一巡洋艦に遭遇し、抵抗後その拿捕する所となつたが、程なく英艦之を奪回した。積荷の中には中立の葡萄牙人の貨物もあつた。而して奪回者は、荷主は本船が武装し且拿捕特許狀を帶有するの事實を承知の上でその輸送を託したものである、該貨物は敵の武装商船積載のものとして米國法廷にては必然之を没収と檢定すべかりしものである、との故を以て之に對する救難料下附方を捕獲審檢所に申請した。荷主側では、

*The Fanny*,  
1814

武装商船  
内の中立  
貨物の没  
收権

武装商船  
の敵艦船  
拿捕権

中立貨物は救難料の問題となるべきものに非ずと論じて右の申請に抗議した。而して之に對するストウエルの判決の要旨は、『拿捕特許狀を帶有する武装商船は明かに一の軍艦と看做すべきものである。中立人にしてその貨物を交戦國の斯かる武装船に託する以上は、既に臨檢搜索に抵抗するの意思を暗示したもので、この點の關する限り該中立人は之を交戦國人と看做すべきものである。中立人にして敵と行動を共にし、保護を敵軍に託する以上は、彼は一時敵人となつたものである。米國法廷に於ては該貨物を適法に没収したに相違あるまい。故に奪回者は當然救難料を要求するに理由あり。』(Cobbett, *Leading Cases & Opinions*, pp. 270-271) といふにありて、即ち武装船積載の中立貨物の没収を肯定したものである。

英船ネレイド(及び同アタランタ)事件の始末は追て臨檢搜索を説く所に譲るべく、且ネレイド事件に對する米國大審院長マーシャルの判決中の商船の抵抗権に關する部分は既に述べたが、武装商船積載の中立貨物に關しては、同院判事間に意見が二つに別れた。ネレイドとファンニーの兩事件に於ける重要な相違は、後者は武装し且拿捕特許狀を帶有する私船で、つまり准軍艦であるに反し、前者は武装せるも單なる一商船でありし點にある。けれどもネレイドは敵の軍艦の護送の下にあつた。そこで大審院に於ては、五名の判事三名(その中一名は院長マーシャル)は中立人の荷主に有利の意見を立て、二名(中に判事ストーリーがある)は之に反對して没收説を支持した。ストーリーの没收説は、一は本船は拿捕を受くる直前まで敵艦の護衛の下に立ち、且荷主も敵艦護送のことを豫め納得したものなること、且敵艦の護送を受くる船に中立人が貨物を託することは敵艦との共助を意味し、非中立的行爲として當然その没収を正常化せしむること、二は、中立人がその貨物を敵艦に託するの権利は、その船が敵對行爲に與らざる限りに於て認めらるべきである、臨

檢の艦船に抵抗し又は進んで之を拿捕することのために武装せる敵船に貨物を託し、而して現にその抵抗が行はれ、而してそれが失敗に歸した場合には、該荷主は中立人たるの故を以て拿捕者に對抗するを得ざるものである、といふにあつた。而して大審院にては結局多數決に依り、敵の武装船に積載したることそれ自身は沒收の理由となるものに非ずとの決定となつた (*Prize Cases U. S. Sup. Court, II, pp. 771—803*)。

これ等の判決の後に成りし一八五六年の巴里宣言は、敵船積載の中立貨は禁制品以外には捕獲免除たるべきことの原則を立てたが、敵船にして武装してあり且抵抗したるが如き特殊の場合に關しては觸れてなく、隨つて國際法上一定の原則は未だ立つて居ないのである。けれども要するに問題は、當該武装船が准軍艦であるか、將た依然純乎たる商船であるかにあらうと思ふ。即ち中立貨物にしても、前者に積載のものであらば之を拿捕したる場合には沒收と爲すに理由あるべく、之に反し單に武装する商船である限りは、巴里宣言の少なくとも精神に鑑みて捕獲免除と爲すべきものと解するのが妥當であらう。ヒギンズの見解も亦同様である (*Higgins, Ibid., p. 241*)。

一七九一 商船の防禦的武装は、多年の國際慣例之を認め、重なる國々の國內法も之を認め、而して之を違法とすべき理由もないのであるし、殊に商船に武装を要せしめたる昔日の理由は前述の如く現代にありては稀薄になつたと云へ、他方にありては、戰時大型商船を補助巡洋艦に艦装するため、平時補助金を有力なる汽船會社に與へて特定の船型に依る造船方を命令することは海上諸國を通じての普遍制となり、別して戰時公海に於て商船を軍艦に変更することの當否に就ては、海牙平和會議に於ても倫敦海戰法規會議に於ても各國間に意見の一致を得ず、別語にて云へば、公海に於ける變更を禁ずるの案が成立せず、而して獨塊諸

第一次大戦に先だつた商船武装問題

國は公海に於ける變更肯定説を執れる關係もありて、即ち之を非とする英國の如き世界の海上國は、戰時敵の改装の補助巡洋艦に依る攻撃の外に公海にて商船より變更の軍艦に依りて行はるることあるべき攻撃に抵抗するため、商船の武装問題は第二回海牙會議以降第一次大戦頃までの六七年間、却つて昔日に比し一層の重要性を示すに至つた。

一七九二 乃ち英國政府はこの趨勢に鑑み、茲に自國商船の武装に關する新計畫を立て、一九一三年即ち第一次大戦の始まる前年の三月二十六日、下院に海軍豫算を提出したる際、時の海軍大臣チャーチルはその説明中に於て重要な聲明を爲した。曰く。

『第二回海牙會議及び倫敦海戰法規會議にて列強の或ものは、啻に自國の港に於てのみならず必要の場合には公海に於ても、商船を巡洋艦に変更するの權利を各自に留保した。故に今日にありては、他日戰時に當り外國の商船にして迅速に砲を裝備して軍艦に変更せらるるもの多數あるべきを想像するに理由ある。世界の海上通商は周知の航路に依りて行はれ、その各航路を通じ英國船は最優勢を占むるが、一朝事ある日には食料品及び原料品を本國に輸送する我が商船は斯かる武装の外國船に遭遇すべく、この場合に英國船にして武装するなくんば、一に彼等の意の儘になるべき危険に曝さるるを覺悟せねばならぬ。さればとて公海に於ける外國の武装商船たる巡洋艦に對抗するため同隻數の巡洋艦を建造するが如きは國格の許さざる所であるから、武装商船に應ずるには同じく武装商船を以てするが然るべく、我が海軍省はこの見地に於て重なる造船業者の注意を喚起するの要を感じた。彼等はこの意を諒とし、英國の一等級船若干隻をば以て外國の武装商船の攻撃を攘斥するに足るが如くに艦装するの計畫に向つて歩を進めつつある。これはキューナルド協定 (*Cunard Agreement*) の下に建造する補助巡洋艦轉用の商船とは全然別種の性質に屬する。而して我が海軍省にては、之に要する經費の大部分は之を船主に負擔せしめざることを方針から、必要の砲は政府之

英國の當年の商船武装計畫

之に關する英國海軍の聲明

を貸與し、彈藥類も政府之を供給し、船員には砲手の訓練を施すことにし、ただ船主側に須要の改造に要する費用を負擔せしむることに決した。これは巨額を要せざることと信ずる。勿論英國の商船は能ふ限り王國海軍之を掩護すべきであるが、世界の各方面に散在する英國の商船を擧げて個々に之を敵の攻撃の前に保護するを保障することは事實不可能である。事態斯の如きは甚だ遺憾であり、且必要已むなきことは云ふものの、まさしく世界の退歩で、何人も斯かる時代の速に去り、他日一層廣闊なる國際的信頼及び協定を迎ふる日の速に到らんことを望むものであらう。(Higgins, *Int. Law & Rel.*, pp. 240-241 上據)

彼は斯く聲明し、而して英國の商船に武装を施すべきものは差當り四十隻とし、追ては七十隻に増加し、備砲は四吋七のもの二門宛とすること、尤も右の装備は全然防禦的のものとし、即ち専ら追撃者に備ふるため之を船尾に据付くべきものと説明した。謂ふ所のキュナルド協定とは、一九〇三年に出来たもので、要は何時にも政府の軍用に應じ得るやうに大速力の商船二隻——ルシタニア及びマウレタニア——を建造すべく、その造船費として政府は特定條件の下に二百萬鎊を超えざる金額を低利にて前貸する外、これ亦特定條件の下に該二船に年々七十五萬鎊の航海補助金を交付することを約したものである。而してこの二隻は『武装商船巡洋艦』(“Armed merchant cruisers”)と稱せられた。右の説明中にある防禦武装の商船はこの武装商船巡洋艦とは別で、これは“Defensively armed merchant ships”と稱されたものである。英國の右の新計畫の下に武装を施されたる商船は大戦前に約四十隻を算した。(第一次大戦中その數は逐次増加し、一九一六年の九月末には一千七百四十九隻、翌一九一七年二月には増して二千八百九十九隻、同年五月には三千二百五十三隻、同年十二月末には三千六百五十六隻の多きに達したとある (Admiral Jellicoe, *The Submarine Peril*, p. 15)。

## 第二項 第一次大戦中及び大戦後の商船武装問題

### 第一目 中立港に入る武装商船

一七九三 第一次大戦にありては、交戦國の商船は勿論、中立國のそれも、取別け獨逸潜水艦の襲撃に對する防衛手段として、殆ど武装を施さざるものはなかつた。而して是と共に幾多の新問題は伴生した。その中にありて最も囂しかりし問題が少なくも二つあつた。第一は、武装商船は中立港に入る場合に普通の商船に認むるのと同じ資格を之に認むべきや、將た之を軍艦に擬し、軍艦の受くるのと同様の制限の下に立たしむべきや。第二は、交戦國の水上艦又は潜水艦は公海に於て遭遇したる敵の武装商船をば擬するに軍艦を以てし、無警告にて且在船者の安全を顧慮するを須みずして之を撃沈するを得るや。第三は、武装商船にして拿捕に抵抗すれば敵手に陥れる船長以下は俘虜を以て取扱はれず、戦律犯を以て問はるべきや、の問題である。この三問題は孰れも相關聯し、多くは互に交叉して論議せられた所のものであるが、論點の混雜を避くるために之と別箇に考察することにし、先づ第一の問題より検討を進める。

一七九四 交戦國の武装商船の中立港に入りたる場合の取扱方に關しては、元來武装商船は、既に述べたる如く、軍艦に變更せられたる商船が化して軍艦となるのは異なり、依然商船たるの性質を失はぬものであるから、格別議論の生ずる餘地なき筈であるが、しかも第一次大戦の劈頭に於て、この問題は交戦國對中立國の交渉案件となり、英國の對獨開戦のその日よりして英米間に囂しく論議せられた。

武装商船  
に關する  
開戦後  
の二問題

武装商船  
の中立港  
に於ける  
取扱

乃ち英國政府は八月四日(一九一四年)米國政府に通告するに、獨逸船は公海に於て裝架せんとする砲を甲板下に具有するを以て、英國は該船を補助巡洋艦と認むべく、隨つて斯かる船にして米國港にて裝架せられ又は米國港より出航することに依りて英國の通商が損害を受け、その他一般に英國の利益が侵害を蒙る場合には、その責は米國にありと英國は認むる旨を以てした。公海に於て商船を軍艦に變更することは、別に述ぶる如く、現實國際法の禁する所となつてある譯ではないが、英國は豫て之に反對する主義を持つると、又一八七一年の謂ゆる華盛頓三法則中に中立國政府は自國の管轄内に於て交戰國の商船が裝架され且それが出でて對戰國に向つて軍事行動を執るものと推定する理由ある場合には、之を差止むるに就て相當の注意を施すべきの規定あるに鑑み、殊に該法則の基因を作せる南北戰役中のアラバマ事件——リヴァールにて砲を積入れ大西洋のアゾレスにて之を裝架し、北軍の諸船を苦め、後に英米間の大問題となり、ジュネーヴの仲裁裁判にて英國の敗訴となれる——の先例を追ひ、特に米國政府の注意を喚起した。

次で同八月九日、英國政府は重ねて米國(及び他の中立諸國)政府に對し『裝架せる英國商船若干隻は近時米國港に航入すべきが、この裝架は單に防禦用のもので、現行國際法上商船に認められてあるものなること、これ等裝架商船は尋常の通商に従事するものであるから、入港及び荷の揚卸等に關し普通の商船並みに取扱れたること、英國は公海に於て商船を軍艦に變更せざるも、獨逸は公海に於けるその變更の權利を主張するものであるから、その軍艦に變更し得べき素質を備ふる獨逸船は、關係中立國政府に於て責任を負ふべき保障の下に軍艦に變更せざることが確めらるる迄は宜しく之を中立港に留置せられたること。』等の見解と希望を通告した。

他方在華府獨逸大使も同八月三十一日米國國務省に對し、砲四門を裝備する英國船アドリアチックが紐育に入港し、しかも交戰國軍艦に要求せらるる二十四時間を経過するも尙ほ出港せざることに関し、又その翌日も、費府に入港せる英船メリオンの砲六門を裝備することに關し、米國政府の注意を促した。けれども防禦用の裝架は商船に妨げなしとの見解を當時持したる米國政府は、これ等英船をば商船として取扱ひ、軍艦に關する在港期間の制限は之に適用しなかつた。

**一七九五** 米國政府は防禦用の裝架は之を商船に施すこと妨げなしとの見解を當時持したものであるが、英國政府よりの上述の通告もあり、特に商船裝架のことは國際法規の上に尙ほ未確定の點少なからず、隨つて新に之が取扱振を律定するの要ありと爲し、時の國務省參事官ランシングは主として之が立案に當り、その結果たる新規程を國務省は九月十九日(一九一四年)を以て告示すると共に之を交戰諸國に通牒した。要旨は左の如くである。

- 甲。凡そ交戰國の國籍を有する商船は、軍艦たるの性質を取得することなしに、單に防禦用の目的を以て武器及び彈藥を具有するを得ること。
- 乙。商船が武器及び彈藥を具有することは、その裝架が攻撃用のものとの推定を伴ふべきも、船主又は代理人に於て該裝架は單に防禦用たるに過ぎざること立證する場合には、右の推定を凌駕せしむることを得ること。
- 丙。砲架に据付けられたると下積みとなれるとを問はず、裝架が全然防禦的にして攻撃に使用せらるるものに非ずとの事實を立證するに必要なる證據は、各場合毎に各別に官憲の審理のため之を提出するを要すべく、審理の結果裝架が攻撃の意圖を有せず且攻撃に用ひらるることなしと判定せらるるに於ては、之を決定的とすること。而して裝架が攻撃に使用せらるるものに非ずと判定すべき要件は左の如し。(一)砲の口径が六吋を超えざること、(二)裝架

する砲及び小武器の少数なること、(三)砲を船の前部に据付けざること、(四)具有する彈藥の少量なること、(五)船は尋常の乗員之を操縦し且職員が開戦前に乗組みたると同一人たること、(六)船が尋常の航路の上に於ける港、若しくは開戦前に従事しつつありし同一の通商を繼續するの目的を示すべき港、に向ふの意圖を有し且現に之に向ひつつあること、(七)船の積載燃料及び糧食が仕向港に到達するに必要な限りの數量なるか、又は開戦前に於て一航海に普通と爲せるものと實質上同一の數量なること、(八)載貨は軍艦の敵對行動に適せざる商品より成ること、(九)乗客は全體として該船掲揚の國旗に屬する交戰國又はその同盟國の陸海軍の軍務に服するに不適當の者たること。殊に乗客中に女及び兒童あること。(一〇)船の速力は大ならざること。

丁。交戰國の武裝商船にして米國港に到達し、普通の商船として申告したる場合には、該船の軍艦として取扱はるべきことの推定を覆へすべき證據の充分なるや否やを決定せんがため、港官憲は武裝の意圖に關し前記の諸事項を審査し、之を華盛頓政府に報告すべきこと。出港は政府の許可あるまでは之を許さず、且着船の際その旨を艦長に告知すべきこと。

戊。商船の軍艦への變更は事實の問題とし、該船を軍艦として使用することの意圖の直接の若しくは周圍の證據に依りて之を判定すべきこと。

(U. S. For. Rel., 1914, Suppl., pp. 611-2)

即ち一言にして云へば、攻勢的武裝の商船は軍艦と看做すべきも防禦的武裝のそれは然らずといふのである。しかも武裝の攻勢的なると防禦的なるとは如何にして決するかの本問題は、依然曖昧に残されてあつた。且右の規程中の甲は商船の防禦的武裝權を認むるに於て論なしとするも、乙に於ては船内に武器彈藥を有するものは反證なき限り攻撃用のものと推定すると爲し、更に丙に至りて砲數、口径、架設位置等に關しかなり煩苛の制限を立てたことは交戰國側の物議を招いた。

一七九六 特に獨逸は、米國のこの新規程を以て中立の原則に一致せざるものとして抗議した(一九一四年十月十五日付對米覺書)。要は、

『英國がその商船に大砲を裝備することは獨逸巡洋艦に對し武力抵抗を行はんとするの趣旨である。凡そ商船は敵の軍艦に向つて砲火を開くべからざるものであるから、斯かる抵抗は國際法の許さざる所である。中立國は交戰國の武裝商船の入港を許すべきでないが、暫くこの點を外にし、少なくとも交戰國の軍艦の入港に對する取扱振以上の優遇を與ふべきでない。武裝の防禦用なるや攻撃用なるやは敢て關せざる所である。』

といふにあつた。米國政府はこの抗議に對し同年十一月七日付を以て左の如く答辯した。

『多數の國々の慣行及び獨逸のそれを含む權威ある國際法學者の一致する所説は、凡そ商船はその私的性質を喪ふことなしに防禦的武裝を爲し得ること、且敵の攻撃に對しその武裝を使用するも以て國際法に違反せざること、を支持するものである。商船の武裝の目的を判定するには諸般の事情、殊に搭載の砲の數及び位置、彈藥及び燃料の數量、乗客の數及び男女別、載貨の種類等を商量すべきで、之に依り該船の武裝は單に防禦の目的以外に出でざるや否やを立證するを得べく、中立國政府は之を檢案して該船の取扱方を決すべきである。私船にして普通の貨物、燃料の尋常量、船員の普通人員、男女の乗客、僅少の武裝及び彈藥を有するものに商船としての待遇を與ふることは、中立國としての義務に何等違反するものに非ずと本政府は思惟する。然れども或特別の場合に於ける諸般の事情は米國港に來る武裝私船の性質に關し疑を抱かしめ、紛議を醸すの慮あることもある。故を以て曩に一問題の起るや、本政府は何等苦情の原因を避くるため、商船の防禦的武裝を爲すの權利を承認すると同時に、或船の有する意圖にして本政府の之を默認することは非中立的行爲の非難を構成するが如き行爲は之を非認すべきことを夙に表白した。これ等意見表示の結果として、去九月十日以降米國港に來れる武裝商船としては一隻も無く、又事實開戦以來米國港に出入したる武裝私船は僅に二隻に止まるが、この二隻の商船としての性質は明確に立證せられたものである。』

一七九七 程なく米國政府は、前々年九月十九日の武装商船取締規程に改正を加へ、前述の對英交渉の打ち切り後間もなき一九一六年三月二十五日、國務省より之を告示すると同時に交戦諸國政府に通告した。長文ではあるが、武装商船及び海上捕獲權行使に關する米國政府の公的の新見解を了知するに於て重要な文書であるのみならず、凡そ中立國にして武装商船の取扱方に關し斯くまで綿密の規程を制定したものは他に類が無いやうであるから、参考のため全文を左に譯出する。

第一。交戦國の武装商船の性質は二つの見地より考察するを要す。即ち(甲)該船の中立港に入れる際に於ける中立國の見地、(乙)該船の公海にある際に於ける敵國の見地がそれである。

甲。中立港に於ける武装商船。

(一)交戦國の武装商船が中立國管轄内に入りたるときは、中立國政府はその港をば交戦國軍艦をして敵對行爲の基地に利用せしむることに依り生命財産の破壊に對する責任より己れを保護するため、該武装商船の性質を決定するの必要がある。

(二)該船にして攻撃的行動を執るべき委任又は命令を敵國政府より受け、又之を執らざれば處罰を受くるものたる場合、若くは攻撃的行動を執りたることの證據ある場合には、該船は軍艦と看做してそのやう取扱ふべきである。

(三)證據不充分の場合には、中立國政府はその中立維持の怠慢の責任より己れを擁護せんがため、自國領水内に入來れる武装商船の性質を事實に由りて適當に推定すべきである。何を以て斯かる推定を立つべき證據と爲すに足るかに就ては、國際法上未だ一定の法則あるを見ない。隨つて中立國政府は、該船の性質を決定すべき證據の效力を自身判断せねばならぬ。故に中立國政府は港官憲への指針として證據の標準を指示するを得るのである。尤もその標準は海戰の一般狀況その他特殊の狀態に應じて隨時變更するに妨げない。その變更は、中立領水に於ける武装商船の性質は中立國政府の義務に影響すべきであるから、戰時中にありて隨時之を爲すに妨げない。

乙。公海に於ける武装商船。

(一)交戦國軍艦にして公海にて敵の武装商船に遭遇せば、それが軍艦たるの性質を有するものであらば、之に搭載する交戦國人及び中立國人の生命財産の權利は損傷せらるべきが故に、該武装商船の性質を判定することが必要である。

(二)武装商船を軍艦と判定するには、推定に由らずして確たる事實に基くを要する。なぜならば、生命財産に對する破壊は各場合の現實の事實の命ずる所で、交戦國が敵對的性質の推定を生ぜしむるものと聲言する證據の標準にて之を回避し又は輕減するを得ないからである。他方交戦國は、生命財産の不當の破壊に對して招くことあるべき責任を負ふこと勿らんがため、確たる證據なき場合には、武装商船は平和的性質のものとの推定の上に行動すべきである。

(三)敵の商船の單に武装し居ることに基く推定は、未だ以て交戦國に於て之を目するに軍艦を以てし、搭載の人々の權利に頓着なく之に攻撃を加ふるを得るものと爲すの理由にならない。武装商船の武器が攻撃用の目的を有するとの確たる證據が要件である。中立義務を遂行せんと欲する中立國政府が攻撃用のものと推定する所の武装も、事實公海に於て單に防衛のみに使用せらるるものたることも有り得るであらう。中立國政府は、船舶書類その他の證據に照し確たる證據ありて、商船の性質を推定するに充分の理由ある場合の外、該商船の武装の目的を判定するの機會を有しない。然るに交戦國軍艦は公海に於て現實の實驗に依り、敵の商船の武装の目的を確め、直接の證據に依りて該船の性質を判定するを得るのである。

之を要約すれば、武装商船の中立國領水に於ける軍艦としての性質は、從來攻撃的行動に出でたることの文書その他の確たる證據なき場合には、周圍の諸事情を綜合したる推定に依りて之を判定すべきである。更に公海に於ける軍艦としての斯かる船の性質に至りては、攻撃の目的の確たる證據ある場合に限りて之を判定すべく、その無

き場合に於ては、該船は私的且平和的の性質を有するものと推定し、敵國軍艦は爾く之を取扱ふべきである。

要するに中立國政府は、交戦國の武装商船を以て攻撃のために武装するものとの推定の下に、而して交戦國政府はそれが防衛のためとの推定の下に、孰れも行動すべきである。但しこの各推定も別段の證據あらば——即ち第一には、立證すべき事實は消極性なるが故に主として間接且傍系的の證據、第二には、立證すべき事實は積極性なるが故に専ら直接且主要的の證據に依り——孰れも覆へざるべきものである。

第二。交戦國の武装商船にして中立國領水に入れる場合及び公海にて遭遇せる場合に於て、その性質を決定すべき證據に關しては上叙の如くである。次には中立港及び公海に於ける武装商船の性質に伴ふ中立國及び交戦國の權利義務を考察するを要する。

甲。中立港に於ける武装商船の性質に伴ふ交戦國及び中立國の權利義務關係。

(一) 交戦國軍艦は中立港に入り、而して原則として入港後二十四時間以内に出港すべき條件の下に制限的待遇を受くべきことは、國際法上の既定法則たるやうである。

(二) 交戦國軍艦は亦中立港に於て三ヶ月に一回燃料を積込むを得としてある。

(三) これ等の法則を履行する方法として、中立國は之に服従することを拒む交戦國軍艦をその乗員と共に交戦の殘餘期間抑留するの權利を有する。

(四) 防衛の目的のみにて武装する交戦國の商船は適法の通商のため中立港に礙障なく出入するの權利を有する。

(五) 交戦國の武装商船にして攻撃の目的にその武器を使用するの許可又は命令を受け、且之をその目的に使用せざれば處罰を受くべきもの、若くは斯かる許可又は命令なきも攻撃の目的に之を使用したるものは、中立港に於て平和的の武装商船として待遇を受くるの權利を有しない。

乙。公海に於ける武装商船の性質に伴ふ交戦國及び中立國の權利義務關係。

(一) 公海に於ける無害の中立貨物は法律上之を沒收するを得ざるも、交戦國は之を檢閲するの權利を有する。檢閲に對する抵抗は右の免除の特權を除去し、捕獲審檢所に於ける沒收の檢定の下に立たしめる。

(二) 戦時禁制品の輸送に屬する中立貨物、封鎖の侵犯、若くは軍事的幫助は、孰れも敵財産の性質を帶はしめ、交戦國は之を拿捕し捕獲審檢所に之に對し沒收の檢定を下す。

(三) 敵性と無害の兩貨物が混載せらるる場合には、その事實は檢閲の結果に於てのみ之を判定する。斯かる場合の無害貨物は往々敵性貨物の感染を受くるものと云はるる如く、その性質に不確實のことがある。例へば倫敦宣言にありては（本問題に係る條項の關する限り總ての交戦國は之を採擇した）、數量又は價格の五割までが戦時禁制品である所の貨物を積載する船は之に敵性を附し、之を拿捕及び沒收するのである。

(四) 敵財産は船にしても載貨にしても、常に拿捕及び沒收となる。交戦國が公海に於て拿捕する敵財産は所有者の全損となるもので、捕獲審檢所に於て救済の道なく、損害を避くる唯一の道は逃走か抵抗の成功かである。故に敵商船は自衛のために武装するの權利を有するのである。

(五) 交戦國軍艦は本國政府の委任又は命令の下に、敵財産又は敵性の中立財産を海上に於て搜索、拿捕、又は破壊するを目的として武装せられたる艦船で、その大小、武装力、及び武装の攻撃用たるか防衛用たるかは問ふ所でない。

(六) 交戦國軍艦は拿捕權に附隨し、公海に於て遭遇する總ての船をば、その船及び載貨の敵性なるや無害性なるやを判定するの目的を以て臨檢搜索を行ふの權利を有する。臨檢搜索は財産の性質を確むる目的に外ならざるが故に、敵性なることが認められたるときは、交戦國軍艦は臨檢搜索を行はずして之を拿捕することを得。攻撃艦は交戦國の權利を行使するに先だち、その國旗を掲揚するを要する。

(七) 交戦國軍艦にして明かに敵船と認めらるる商船に海上に於て遭遇し、之を拿捕せんとする場合には、該商船は逃



走するか將た抵抗するかに依り自衛の權を行使することを得。拿捕するの權と拿捕を逃れんとするの權は均しく適法と認められてある。

(八)然れども拿捕權の行使は人道及び無害財産尊重の主義に由り或公認法則の制限を受ける。たとひ船及び載貨の一部は敵性のもと明確に認めらるる場合に於ても亦然りである。この制限の結果として、交戦國軍艦は武力を以て商船を拿捕するに先だち降伏するか臨檢搜索に服するかを之に與ふるのが既定の慣例である。海戦のこの法則の遵守は、不意の攻撃に伴ふべき非戦闘者の生命の損害及び無害の中立貨物の破壊を防がしめる。

(九)交戦國の商船にして敵國軍艦より降伏すべき合圖を受くるに先だち敵艦の接近し來るのを覺知し、之を接近せしめざらんとし武器を使用し、若くは降伏すべき合圖を受けたる後抵抗若くは逃走する場合には、敵艦は降伏を強要せんがために武力を行使するも違法でない。

(一〇)商船にして降伏すれば、交戦國軍艦は之を解放するも又は抑留のため引致するも自由である。敵の商船にありては、之を港に引致することの不可能なる場合には、且船内の人々を安全の場所に移したる上は、之を撃沈するに妨げないが、中立商船にありては、撃沈するの權あるや否やは疑問とせられる。

(一一)商船は敵國軍艦より攻撃を受くること確實なるときは自衛權を行使することを得。自衛權の行使と敵の艦船を攻撃するの目的にて武装して海上を遊弋するとの間には明確なる區別が存する。

(一二)交戦國の商船が武装し且敵國の艦船を破壊するの目的を以てその或者に如何なる場合にも攻撃を加ふべき委任又は命令を有し、且斯かる勤務に對し本國政府より獎勵金を受くべきものにおいて、又斯かる命令を履行せざる場合には處罰を受くるものにおいて、該商船は平和的商船としての性質を失ひ、たとひ敵對行爲に従事するを唯一の業とせざるものにおいて、本國政府の海軍力に或程度に編入せられたるものと認むべきである。

(一三)通商と敵國海軍の攻撃とに間歇的に従事する船は、任意に取捨するを得ざる敵對的意圖の感染したるものとな

り、隨つて之を認むるに武装せる公船を以てし、敵國又は中立國は軍艦として之を取扱ふ。斯かる船に便乗する者は、軍艦搭乗者に供與する以上の免除を期待するを得ない。本國政府の委任又は命令なしに敵の海軍艦船の搜索に従事する私船は、その敵に對する關係に於ては、恰も交戦國陸軍の組織ある軍隊に對して發砲せる私人と同様に視、その以上の優遇を受くるの權なきものである。

一七九八 右の改正規程に依れば、凡そ交戦國の商船にして敵に對し攻勢的行動を執るべく、又之を執らずんば處罰するといふ本國政府の命令を帶有するもの、若くは攻勢的行動を執つたことの證據あるものにおいて、之を軍艦として取扱ふべく、之に反し斯かる命令を帶有せざるものにおいて、その武装の種類と數量の如何を問はず、普通の無武装商船と同じ待遇を中立港に於て受くべしといふので、即ち單に武装するの一事のみにては敵對行爲の意思あるものと推定せず、又その意思を有せずとの反證を擧ぐるの責任を該船に負はしめず、寧ろその無害のものたることを推定せしめ、特に攻勢的行動を執るの證據を認むる場合に於て始めて之に商船性を非認すといふのである。別言すれば、武装の多寡に依りて防衛の意思と攻撃のそれとを判別する従前の方法を廢し、専ら攻勢的行動を執るべき委任又は命令の有無に依りて之を判別するのである。更に別語にて云へば、判別の標準は武装それ自身になくして、その武装を使用するの權限如何に之を求むるのである。これは専ら武装の規模如何に依りて防禦用と否とを決せる従前の標準に比し蓋し合理的のものであらう。商船に防禦用として裝備する例へば六吋砲は、同時に之を攻撃用に充てんとすれば充て得るのである。故に商船の武装の防禦用と攻撃用の別は、砲の大小に在らずしてその利用の如何に在る。この點に於て米國の右の新規程は、以前の規程に比し一進境を示したものと謂ふべきであらう。

武裝商船  
に關する  
他の中立  
國の態度

一七九九 是より先き米國政府は他の重なる中立國政府に對し、防禦的武裝商船の入港及び出港の取扱方の問合を爲したるに、その回答に依れば、諾威にては單に防禦的に武裝せる商船の入港及び出港には何等制限なきも、海軍官憲は斯かる船に對し一應の検査を行ふとあり、瑞典政府は今日までは既定の方針としては無きも、實際問題起れる場合に適當に考慮すべしと答へ、西班牙政府はその二年前制定の規約に於て『防禦用として砲一門を搭載する商船は、その中立船たるを問はず、又その武裝が船主個人に於て爲せると政府にて爲せると論ぜず、商船として自由に西班牙港に入らしむること、一門以上の砲を搭載するものもありても、それが明かに防禦用のものと認めらるる場合には、必しも入港を妨げざること、以上は目下之を變更するの意圖なきも、將來必要に會さば變更するなきを保せずと回答したとある (U. S. For. Rel., 1917, Suppl. I, pp. 531-5)。

一八〇〇 當時武裝商船は之を商船と視ず、軍艦に擬して取扱ふことの方針を強く主張し且履行したる中立國の一は和蘭であつた。同國政府は大戦勃發直後の一九一四年七月三十日公布の中立規則に於て、凡そ交戦國の武裝商船は、たとひその武裝の目的が防禦的のものであつても總て之を軍艦と看做し、普通の商船の待遇を之に與へずと規定した(第四條)。これは凡そ武裝商船はその武裝がたとひ防禦的と稱するものなるにせよ、以て戦闘行動を執るを得るものとの同政府の見解からである。別語にて云へば、交戦國の商船が敵船に依る拿捕又は破壊を避けんがために闘ふことの適法なるは論なきも、それが戦闘行爲であることは均しく論なしとの解釋に基いたものである。この解釋は和蘭政府が交戦國殊に英國との武裝商船問題に屢次援引した所であるが、特に之を力説したのは、一九一七年三月以降英蘭兩國間に一爭議となりし英國の武裝商船

特に和蘭  
政府の態  
度

*Princess Melita* 事件に於てである。

The Princess Melita, 1917  
このメリタは、同三月末の或日、和蘭の一港に入らんとしたるに、蘭國官憲は本船の武裝せるの故を以て入港を拒み、備砲を船外に投棄するに非ずんば入港許し難しと稱して之を許さない。折から淡水補給の急を感じたる本船は、已むなく抗議の下に備砲を海中に投じて入港した。而して英國政府は、こは凡そ商船は防禦的武裝を爲すの權ありと爲す所の多年確立の國際慣例に反すと爲し、蘭國政府に向つて改めて抗議した。之に對し蘭國政府は同年四月四日付回答に於て

『交戦國にその商船を武裝するを許し且敵艦に抵抗するを適法と爲す所の交戦法則と、軍艦及び凡ゆる種類の武裝商船の入港の許否を支配する所の中立法則とは之を區別して見るを要する。商船に武裝を施すは敢て交戦法則に違反せざるも、交戦國にこの權利あるの故を以て中立國はその武裝商船を無武裝商船と同一に入港せしめざる可らざる義務あるものとの結論は伴はない。中立法則は蘭國政府に課するに武裝商船を軍艦に準じて取扱はしむるの義務を以てする。且蘭國政府は開戦の當初に布告したる中立規則に於て既に右の方針を宣明したるに顧み、交戦期間の中途に於て交戦國の一方の要求に依り今さら之を變更するが如きは中立義務に悖る行爲でもあるから、今日は之を變更するを得ない。』

と辯じた。英國政府は重ねて同年五月十八日付を以て

『軍艦と武裝商船とは二つの理由に於て區別せらるべきである。即ち第一に、軍艦の武裝は攻撃的なるも商船のそれは防禦的なること、第二に、軍艦は國家の支配の下に立ち且國家之を用役するものなるに、商船は孰れも然らず。』

と論じたが、蘭國政府は更に同年六月十八日付を以て

『武裝の攻撃的と防禦的とは之を區別すること不可能である。武裝商船が入港前に果してその備砲を例へば敵の潜水

艦に對し攻勢的に使用したることなかりしかは、中立國に於て之を確むること能はず、砲の口径や位置を検しても判かるものでない。又たとひ往航には之を攻勢的に使用せざりしとすることが確實なりとしても、復航に之を爾く使用することなしとは如何に保證し得べき。武装商船は少なくも戦闘員に擬すべきもので、随つて中立領水に於ては之を軍艦に準ぜしむるを至當とする。又兩大交戦國の間に挟まる特殊の位置の和蘭としては、特殊の警戒を施すの必要もある。且武装商船を軍艦に準ぜしむる和蘭の法則は單に入港の問題に係るに止まり、その他の點に於ては必しも之を軍艦に準ぜしむるの意ではない。』

と駁した。斯くして英蘭兩國は、その後の照覆に於ても各その主張を固持して譲らず、遂に妥結に達するに至らざる間に戦局は收まり、随つて本問題もその儘立消えの姿となつた。

斯の如く和蘭は自國港に入る武装商船を軍艦に準じて取扱ふの主張を枉げなかつたが、その商船の武装は所屬國の政府に依りて施されたと個人に依りて行はれたるとを問はざること（米國政府の照會に對する一九一七年三月二十二日付回答）、又自國港とは交戦國の武装商船に關しては和蘭本國の諸港と蘭領植民地のそれとを問はざるも、中立國の武装商船にありては、之を軍艦に準ぜしむるのは『歐大陸に於ける和蘭諸港』のみに限ること（同じく米國政府に對する同年四月十四日付追加回答）の解釋なることを言明した。

## 第二目 公海にて遭遇の武装商船

一八〇一 公海に於て敵の水上艦又は潜水艦に遭遇したる場合に於ける武装商船に關しては、獨逸は豫てより凡そ武装商船は中立港に入るに就て非武装商船と同様の取扱を受くるの資格なきもの、又商船は水上艦又は潜水艦の攻撃に對し抵抗する權なく、抵抗すれば平和的商船としての特權を喪ふもの、との見解を持せ

の公海遭遇の武装商船の態度

るが、第一次大戰の開始後一年餘りは必しも之を厲行せず、敵の武装商船を必しも目するに軍艦を以てするとは限らなかつた。然るに一九一六年二月に至り獨逸政府は、英國が開戦の當初に爲せる保障——武装商船は敵より先づ攻撃せらるるに非ざる限り決して敵艦に向つて發砲せずとの保障——を英國自身爾後幾たびか破り、現に英國の武装商船は、敵の潜水艦の近寄り又は追蹙せんとするを見れば直ちに發砲して之を打攘すべき旨の秘密命令を帶有すること獨逸の拿捕且破壊したる英船 *Woodfield* 外一隻の船内よりも發見したる所なりと稱し、自今凡そ敵の武装商船は、その武装の防禦的と稱すると否とを問はず悉く之を敵の補助巡洋艦と看做し、公海にて之に遭遇したるときは無警告にて之を撃沈すべしと聲明した。

一八〇二 獨逸が前掲の聲明の基礎と爲せる英國の武装商船帶有の機密訓令なるものは、英國政府が一九一五年四月二十五日その武装商船の各船長に與へたと稱するものである。是より先き同一一九一五年に入り獨逸潜水艦の活動濺となるや、英國政府は自國の商船に對し同年二月十日の命令書に於て『（一）凡そ英國商船は敵の潜水艦に素直に降伏せず、能ふ限り逃走を試むべし。……（二）潜水艦にして突如船前に現はれ、攻撃の意圖明瞭なるときは、該艦の側面に向つて針路を取り最速力にて之を衝撃すべし。』と命じたが、更に同年四月二十五日の機密訓令を以て『（一）潜水艦の出沒する水面にありては砲は直ちに發射し得るやう用意し置くべし。……（二）白晝潜水艦に明かに追蹙せられつつありと認め、その敵意を有するものと船長に於て判斷したるときは、該潜水艦の砲彈又は水雷の發射の如き確たる敵對行爲あるを俟たず、自衛のため發砲するに妨げなし。』と指圖した由である。獨逸官憲が英船 *ウードフィールド* の船内にて發見したるものとして之を在伯林米國大使に示したる所に依れば、その内容左の如くである（*The N. For. Rel., 1916, Suppl., p. 196*）。

英國武装商船の機密訓令

左記令書は船長一個の心得として交付するものにして、如何なる場合に於ても敵手に落つるを許さず。又寫を取ることを得ず。現に使用せざる時は、即ちに破壊するを得る場所に置ける金庫内に之を藏すべし。直ちに行動を要する部分は口頭にて之を職員に傳達すべし。

防禦的武器を有する船に適用すべき潜水艦關係の訓令。

- 一。防禦的武装の船は大體普通の商船に對する訓令に遵由すべし。
- 二。潜水艦の出沒する水面にありては砲は直ちに發射し得るやう用意し置くべし。
- 三。白晝潜水艦に明かに追躡せられつありと認め、その敵意を有するものと船長に於て判斷したるときは、該潜水艦の砲彈又は水雷の發射の如き確たる敵對行爲あるを俟たず、自衛のため發砲するに妨げなし。
- 四。夜中にありては敵味方を識別するの困難なるに鑑み、對手の敵艦なること絶対に確實なる場合の外、日没後は發砲するなきを要す。
- 五。發砲の場合には之に先だち英國旗を掲ぐるを要し、中立國旗の下にて發砲すべからず。
- 六。防禦的武装の船にして潜水艦の追躡を受くる場合には、船長の執るべき道に二あり。(一)は潜水艦が確に追躡しつありと認めたる時直ちに遠距離にて發砲すること、(二)は潜水艦が有效の射程内、例へば八百ヤードの距離に入るまで、發砲を俟つこと是れなり。遠距離にては敵味方の潜水艦を識別すること困難なるに鑑み(或英國潜水艦は潜水艦の追躡を受くるものと誤想せる商船の射撃を受けたることあり)、凡そ防禦的武装の商船は右の(二)に則るべきことを力勸す。
- 七。獨逸の潜水艦は往々英國旗を掲ぐるの事實あるが故に、潜水艦の掲ぐる國旗はその國籍の證明とならざるものとす。
- 八。防禦的武装の商船にして中立港に向ふものは中立國旗を掲げ又は中立國船の色彩を施すべからず。
- 九。中立港内にありては、殊に西班牙の諸港内にありては、武装は能く限り之を隱蔽するを可とす。この目的のためには帆布の覆被を用ゆること然るべし。

英國政府は開戦直後の八月二十五日の對米通告に於て、英國の武装商船は敵より先づ發砲せられざる限り決して自ら發砲することなしと聲明し、武装の飽くまで防禦的性質を逸せざることを辯明したが、この二回の命令殊に四月二十五日の機密訓令では、その果して嚴密の意義に於て防禦的と云へるや否や、疑問の餘地なしと云へない。

一八〇三 英國政府は右の機密訓令に次ぎ、同じ一九一五年の十月二十日、更に新訓令を自國商船に發した(海軍省作戦部通商課の名に於て)。これは前訓令の更正なるや追加なるや詳ならざるも、前訓令と多少異なる所もあるから、更正であるかとも思ふ。その全文左の如くである。

#### 甲。武装商船の性質

- (一)商船の船員が臨檢搜索に對し武力を以て抵抗し自衛のために闘ふの權は國際法の認むる所にして、獨逸の捕獲法規に於ても、多數の商船が自衛的に武装せらるべきことの周知となりたる當時即ち一九一四年六月に制定したる追則に於て明かに之を認めたり。
- (二)武装は敵の武装艦船に依る攻撃に抵抗するの目的に於てのみ之を施すものにして、他の如何なる目的にも之を使用せざるべきを要す。
- (三)随つて武装商船は如何なる場合に於ても、友國又は中立國又は敵國のとを問はず、他の商船又は漁船の自由通航を妨礙せざるべきを要す。
- (四)英國の武装商船の性質は公海に於て變更するを得ざるものとす。

乙。自衛権の行使に方りて遑由すべき法則

- (一) 船長又は指揮者は砲火の開閉に就てその責に任ずべし。
- (二) 武力抵抗の参加者は船長又は指揮者の命令の下に行動する者に限る。
- (三) 砲火を開くに方りては、之に先だち英國旗を掲ぐるを要す。
- (四) 既に停船し、その國旗を卸下し、その他降伏の意思を示したる船に對しては、砲火を開き又は之を繼續すべからず。

(五) 本訓令中に於て『武装』と稱するは、密に大砲のみならず、小銃及び機關銃を裝備する場合には、それ等をも汎稱す。

(六) 小銃及び機關銃に用ゆる彈丸は一九〇七年の海牙條約第四號の第二十三條に違はざるを要す。即ち銃丸はニッケルその他の硬堅なる物質にして包蓋し、人體に中りて後膨大するが如きものたらざるを要す。爆裂性の彈丸は之を使用するを得ず。

丙。兵器を使用すべき場合

- (一) 武装は防衛のためのみに施すものにして、船長は能ふ限りその使用を避くべきを目的とすべし。
- (二) 敵の潜水艦及び航空機が無警告にて商船を攻撃するの例は往々見る所なるが故に、之をして無警告にて發射又は投下する水雷又は爆彈が殆ど確實に命中するが如き近距離に近寄ることなきを肝要とす。英國及び同盟國の潜水艦は商船に近寄らざるべきの命を受けてあり。故に故意に商船に近寄り又は之を追躡する潜水艦なり航空機なりがあらば、それは敵對の意思を以てするものと推定し得べし。斯かる場合には、彼等が商船に近寄り、その水雷又は爆彈を以てする突如たる攻撃に對し最早や抵抗するのを不可能とならしむるが如きこと勿らしむるやう自衛のため發砲するを妨げず。

(三) 武装商船にして海難船の乗員に援助を與ふべく航進するものは、敵の艦船に對し行動を執らざるを要す。尤も援助を爲しつつある間に於て攻撃を受ける場合には、自衛のため發砲するに妨げなし。

(四) 國旗は必しも國籍を指示するものに非ずと記憶すべし。獨逸の潜水艦及び武装商船は接近中に發見せらるるを防ぐため英國、同盟國、若くは中立國の國旗を掲ぐることを珍しからず。拿捕を避くるために偽變の國旗を使用するは適法の奇計として認めらるるも、防禦的武装商船にして之を使用するは誤解を招き易く、隨つて中立船と見誤られ易き偽變は何等の方法を問はず之を使用するを得ざるものとす。

以上の兩訓令を一閱するに、一九一五年四月の機密訓令とても亦そうであるが、殊に十月二十日の新訓令は、その内容に格別批評を挟むべき點は通じて無いやうに思ふ。自衛は當然である。人は他からの加害に對し當然自衛行爲に訴ふるの權を有すると均しく、商船とても亦同様で、隨つて自衛の目的のためにする武装の適法なることは重ねて絮説を須むない。ただ武器の使用は敵の不法の襲撃に對する自衛の場合に嚴に限るべきで、漫に之を攻勢に利用すべきに非ざるは勿論である。前掲の訓令は、この點に於て何等議すべきものを見なす。

一八〇四 然しながら敵の潜水艦に遭遇したる武装商船が該艦より攻撃せらるべしとの推断の下に先づ之に向つて發砲するを得るものとせば、潜水艦の方に於ても該商船より發砲せらるべしとの心配から、先んじて之が撃沈を試むることになるべく、即ち商船の武装は却つて潜水艦に依る襲撃を促すことになるとも云へぬではない。蓋し商船にして輕砲なりとも一二門を甲板に裝備せば、それにも潜水艦に對しては有力の武器であるから、その射程内の水面には潜水艦は顔を出すを得ない。故に商船にして防禦的たる否とを問はず苟も武装するものと見れば、潜水艦は該商船に對し臨檢搜索の尋常の法則を墨守するが如きは危險至極なり

商船の武装は潜水艦の暴挙を誘導す

と爲し、身を水面に露出せしめないで突如之を襲撃する。その善し悪しは別とし、潜水艦としては之より外に道が無い。さうされては大變であるから、商船としては先づその備砲を放射し、進んで潜水艦を撃沈するの舉に出づるであらう。斯かる場合に於て、その備砲は以て防禦的のものと云ひ得べきか。假に云へずとすれば、潜水艦としては臨検捜索の手續を須みずして之を破壊するの權ありとも主張し得られぬではあるまじ。これは一九一五年十二月の *The Persia* の撃沈事件あるに及び實際的問題となつた。

*The Persia*  
撃沈事件

一八〇五 ベルシアは英國のビー・オー會社の一商船で、同十二月三十日、サイプラス島の沖合にて何國のとも知れざりし一潜水艦より突如雷射を受け、五分間にて沈没し、乗員乗客約五百五十名中、約四十名はその儘海底の藻となり、中にはアラン赴任中の米國領事を始め米國人も多數あつた。その潜水艦は前にも後にも姿を水面に現はさず、而して孰れの交戦國も、自國潜水艦の同日同時刻に同方面に出動したるもの一隻も無しと聲明したので——豫想通りに——その所屬國如何は遂に暗から暗に葬られた。

それはそれとし、本船には後甲板に四・七砲一門が装備してあつた。蓋し該潜水艦は同船よりの彈程距離内にて之をば潛望鏡にて目撃し、水面に浮び本船に近寄りて臨検捜索を行はんとすれば逆まに撃沈せらるべく、さればとて本船をその儘航進せしむべきに非ずと見、商船破壊に要する手續の如何を顧みず、いきなり無警告にて撃沈する暴舉に出たのであらう。則ち暴舉たりしには相違ないが、四・七砲といふ潜水艦に對しては優に有力の攻撃用となるべき比較的巨砲を装備し居れることは、それが如何に防禦用の名に於てするも、敵の雷射を誘發するの具たりし嫌ありたることは否み得ない。

米國の輿

一八〇六 このベルシア撃沈事件に先だつ約二ヶ月前、伊國の一商船 *Ancona* が地中海のサルジニア島附

論硬化す

近にて埃匈國の(事實は獨逸のとある——*Lansing, War Memoirs, pp. 88—9*)の追躡を受け、遂に砲撃及び雷射にて撃沈せられ(一九一五年十一月五日)、三百二十二名の乗客中約二百名の溺死者を出し、中に約二十名の米國人があつたといふ所から、米埃兩國間の重大なる交渉案件となり、埃匈國側にてその非を認めたる結果として問題は漸く妥結した(同年十二月二十九日)といふ事件があつた。しかも翌月にベルシア事件が起つたといふ始末であつたから、米國の輿論は頗みに硬化した。而して斯かる暴舉の頻發に直面したる米國國務省は、その曩に一九一四年九月十九日を以て交戦諸國に回牒したる武装商船取扱規程の根本精神を變更するの要を感じるに至つた。

一八〇七 されば一九一六年一月、當時ブライアンに代りて國務長官となれるランシングは、この變更を要する意見を覺書として大統領に提出して裁可を求めた。要は、商船の武装はそれが全然防禦的のみ使用し得る性質のものたる限りに於て肯定せらるべきこと、現規程の制定以後潜水艦が商船破壊の最有力の武器たるを示すに至りたる結果として、商船の武装を肯定する所以の主義はこの新事態に順應せしめざるを得ざること、潜水艦は水中に潜ぐる以外にその構造上殆ど防禦力なく、之に對し商船は、潜水艦が射程の水面に姿を現せば、その装備する小口徑の砲を以て一撃の下に之を破壊することを得べく、隨つて商船の武装は最早や防禦的性質を失へること、潜水艦は武装商船の前には斯の如く危険の位地に曝さるるものであるから、從來商船を保護する唯一の道たりし臨検の法則及び破壊を行ふ前に乗員乗客を先づ安全の場所に移すべきことの要求は、潜水艦には之を期待すること殆ど無理なること、之を潜水艦に飽くまで期待すべしとならば、商船は如何なる程度の武装たりとも一切許さずと爲すの外あらざること、隨つて武装商船は之に商船と

米國の商  
船武装全  
廢の提議

しての國際法上の免除を享有せしめずして、交戦國及び中立國に於て之を軍艦として取扱ふことと爲すに非ずんば實際の事態に副はざること、といふにあつた (Lansing, *Tid.*, pp. 100—101)。この意見は大統領ウキルソンの同意を得たので、彼は在華府英國大使宛の非公式的照會文を起草し、大統領の裁可の下に一九一六年一月十八日を以て之を同大使に送り、別に同日在華府佛露白の各代表者へ、又我が大使には同月二十四日、孰れも同文の書翰を寄せた。前述の大統領に提出の意見を敷衍したものに過ぎないが、重要な文書であるから之を左に摘譯する。

『公海に於て敵の通商を破壊することに向つて潜水艦を使用することに伴ふ生命の危険を能ふべくんば終止せしむることとしたきことに就ては、本政府は深大の關心を有する。その他なし、交戦諸國の孰れの船にも、その乗客又は乗員中には、中立國人の有する周認の權利として米國人の便乗するもの少なからざるが故である。乗客乗員を安全の場所に移すことなしに商船を破壊する現下の方法に必然伴ふ所の男女老弱を問はず非戦闘者の生命の戦慄すべき損失に對し、予は感傷に打たると同時に、斯かる方法は交戦諸國の海軍行動を支配する所の人道主義に悖戾することを思ひ、しかも潜水艦の公海に於ける特殊の有效性あることを立證せる事實に鑑み、予は交戦國が之を適當に使用するのを敢て不可と論ずるものではない。潜水艦戦をして敵の通商破壊に於けるその有效性を毀損せしむることなしに、國際法の一般法則及び人道主義の範圍に於て之を行はしむることに爲さんとするに就ては、潜水艦の使用以前に於ける各國間の一般慣行は多少の更正を要すべきも、予は現交戦に従事する諸國の正義及び公正の觀念に訴ふべき或種の方式は之を案出し得るものと信ずる。予はこの方式を案出せんとするに方り、主として中立國の見地に於てするも、交戦國の商船に便乗の總ての非戦闘者の生命の安全を期する上に於ても亦均しく有效なるべきを信じて疑はず。』予の意見は左の前提に立脚するものである。即ち(一)凡そ非戦闘者は交戦國の國旗を掲ぐるの權ある商船に便乗し

て公海を航し、且該商船が敵の軍艦に遭遇せば國際法則及び人道主義に倚賴することの權利を有するものなること、(二)敵國の商船は先づ停船命令を受くることなしに攻撃を受くべきものに非ざること、(三)交戦國商船は敵の潜水艦より停船命令を受けたるときは直ちに停船すべきこと、(四)停船を命ぜられたる船は逃走又は抵抗するに非ざる限り之に攻撃を加へざるべきこと、逃走又は抵抗を止めたるときは攻撃も之を止むべきこと、(五)敵國商船に捕獲士官を移乗せしむる能はず又は之を港に引致する能はざるときは、乗員及び乗客を安全の場所に移したる上は之を撃沈するを得ること是れである。

『一九一五年以前にありては、公海に於ける敵の通商に對する交戦國の行動には重砲裝備の巡洋艦専ら之に當つた。この事情の下にありては、國際法は商船に認むるに防禦用の武装を爲すの權を以てし、且その故を以て私的商船たるの性質を喪失せざるものと爲せるやうであつた。この權利は軍艦の防禦力の優勢といふを前提とし、且商船の武装は海賊及び私艦の如き一般に武装の劣勢なるものに對しては防禦の效あるも、敵の軍艦に對しては攻勢を有效的に執り得ざる程度のものであつた。然るに潜水艦の使用はこの關係を一變せしめた。巡洋艦の防禦力と潜水艦のそれとを比較すれば、後者は潜水して己れを防禦するの長所ある代りに、構造の點に於ては殆ど防禦力が無い。商船は小口徑の備砲を以てしても、潜水艦に對しては之を有效的に攻勢に使用し得るのである。且海賊は公海の主たる通商航路には今日その跡を絶ち、私艦も既に廢止となつてある故に、潜水艦戦の現代に於て砲を商船に裝備することは、商船を潜水艦よりも優勢ならしめ且潜水艦に依る停船命令及び臨檢搜索に對抗する以外に理由ありとは思へない。隨つて凡そ商船の武装は悉くこれ攻勢的武装の性質を有すと稱し得べきである。潜水艦にして公海に於て商船を臨檢搜索すべく先づ自ら停船すべきものと爲し、而して該商船にして敵性を有し、周圍の狀況がその破壊を必要とせしむる場合に於て、その乗客を總て安全の場所に移さざる可らざるものとせば、潜水艦はこれ等の條件に従事しつつある間に於て、必然商船よりの砲撃にて自身先づ破壊せらるるの危険に曝さるべきである。故に潜水艦は商船の臨時搜索、敵性の判定、

及び捕獲物として之を破壊するに先だち乗員及び乗客を安全の場所に移すことに關し嚴に國際法則に遵由すべきと同時に、交戦國の商船は一切武装を爲すを許さざること、を交戦國間に協定するを得ば、蓋し合理的且相互に公正なる協定と謂ふべきものであらう。

『予は交戦國双方の條件附宣言の基礎としてこの方式を試提するに方り、貴國政府は新事態の下に非認し得らるべき疑はしき法律的權利を主張するよりも、無害の人々の生命を救ふことの人道的見地に於て先づ之を商量せらるべきことを予は信じて疑はない。幸にして閣下之を貴國政府の考量に供せられ、之に對する意見と併せて敵が同様の宣言を爲すことを條件として貴國政府も之を爲すに意あるべきや如何の回報に接するを得ば、予の本懐とする所である。』

『尙ほ潜水艦戦の性質及び潜水艦の防禦力の脆弱なることに鑑み、凡そ何等武器を裝備する商船は之を目するに補助巡洋艦を以てし、交戦國政府に依ると均しく中立國政府に依り補助巡洋艦として取扱ふべきものとの論には本政府は理由あるものと認め、部内に爾く訓令を發すべきことを眞面目に考慮しつつあるの一事を予は茲に附言する。』

(Lansing, *Ibid.*, pp. 104-107)

一八〇八 この提案は英國にては歓迎せられなかつた。理由は、商船の防禦的武装權を非認するが如きは國際法の認むる權利を抛棄せしむるもので、獨逸にして潜水艦を害用する限り、而して害用せずとの保障が無い限り、到底應諾し得べきに非ず、本提案は商船を獨逸潜水艦の前に全然無力たらしめ、徒らに獨逸を有利の位地に立たしむるものである、獨逸の不誠實は斯かる提案を實行することの可能性を疑はしむ、といふにあつた。他方獨逸側に於ても、本提案は潜水艦の效用を没却し、徒らに英國を利せしむるのみ、とて反對説があり、甚しきは、本提案はランシング案といふよりもグレー案と稱するを當れりとすまで冷評せる新聞紙もあつた。のみならず獨逸兩國政府はベルシア撃沈事件に鑑み、二月十日(一九一六年)を以て潜水艦戦

英國の  
不意に  
自艦に  
同米國  
身撤回  
す

に關し新一宣言を發した。要は、表面防禦的と稱して砲を裝備する商船は潜水艦に對し事實之を攻撃に利用するやう各政府より内訓を受けて居るに鑑み、備砲を有する敵商船は自今平和的商船と目せらるべき何等權利を有せざるものとす、潜水艦は三月一日以降この方針を以て武装商船に臨むべしといふにある。獨逸のこの新聲明は、恰も米國の意向に迎合せんがために發したるもの如くに内外に受取られた。(事實は必しも然らずで、右の新聲明はランシング案が英國その他の聯合與國に提示せられた當時既に確定せるものであつたとある)。隨つて米國政府は獨逸を有利ならしむるため該提案を爲せるものとして、その立場は世間の一部から誤解されたやうである。されば英佛諸國政府はその後ランシングに對し、商船の防禦的武装及び臨檢搜索に際して執るべき措置に就ては現行法則より離るるの意なきことを述べて提案不同意の旨を回答した。是に於てランシングは、同年四月七日を以て在華府英國外諸國代表者に對し曩の提案は之を撤回する旨を改めて内牒し、之にて本問題は打切りとなつた。

一八〇九 去程にランシング提案の商船武装全廢の議も交戦諸國の顧みる所とならざりし結果として、米國政府は一面には武装商船取扱規程を改正して米國に入港する他國の武装商船を取締ることにしたが、他面獨逸が一九一七年一月三十一日、凡そ公海の特定水域内にて遭遇することあるべき一切の船は、たとひ中立船たりとも、特に警告を與ふることなく且臨檢搜索の手續を履まずして撃沈すべしと宣明するに及び、米國政府は該水域内を航行する自國船に總て武装を施すの方針を執るに至つた。尤も謂ふ所の防禦的武装に就ては、英國との間に多少見解の相違もあつたやうである。在倫敦米國大使ベーヂの一九一七年一月五日付の國務省への報告に曰ふ。

米國の自  
國船武  
裝



『商船は防禦用として相當武裝するを得べしとの我方の説明に對しては、英國政府はその實際的可能性を疑ふものの如く、且同政府は、砲の數と口径に制限あること及び砲は船尾に架据せざる可らざるものと概括的に解し、否らざるものは擬するに軍艦を以てせんとする。

『英國官憲は、大統領の公文に對する同盟國政府の回答にして公表せらるれば直ちに潜水艦は米國沿岸沖に再現すべしと豫想し、この脅威に對抗するため、商船を防禦的に武裝することは古來の争ふべからざる權利なるに鑑み、英國船に武裝を施すを以てその義務なりと爲す。想ふに往昔にありては、商船の首及び船尾のみならず船側にも砲を裝備することは普通であつた。而してこの種の武裝の要は、今日は昔日に比すれば一層大である。何となれば、昔日にありては敵艦は水平線上に目撃するを得べく、且商船は船尾の砲を防禦的に發射して敵艦より逃去るを得たが、今日は敵の潜水艦は不意に商船の前面一連の地點に現はるべく、而して商船の備砲にして船尾のみに在るならば、自身を防禦すること不可能であるからである。

『備砲の口径に關しては、英國海軍當局者は獨逸の新式潜水艦は射程八千ヤードに達する比較的重砲を有することを知り、商船にして之より劣る砲を裝備するのは全然武裝せざると擇はずと見る。

『本使の所見にては、多少の重要性ある點と思はるるは他なし、英國商船の武裝が防禦用たるは攻撃用たるは問題にならずとの意見を英國海軍が有することは是れである。凡そ商船の武裝は、備砲の何たるを問はず、専ら防禦用たるべきものと信ずる、なぜならば、商船にして攻勢を執らざる可らざる對手は海上に何も無いからである。又商船は如何に多く又は如何に大なる砲を裝備するにもせよ、元々戦闘用のものでないから、進んで敵の軍艦を攻撃するが如き輕擧を敢てするものでない。けれども可動性の大型砲は今日潜水艦の脅威に對抗するためには必要なるべく、而して英國商船にして之がために米國港に於て出港許可證を買ひ受くる能はざるの懸念ありとせば、能ふ限り米國港の使用を斷念すべきのみ』

(U. S. For. Rel., 1917, Suppl. I, p. 546)

### 第三目 商船武裝の當否に關する再檢討

フライヤット大佐事件

一八一〇 商船の敵艦に對する抵抗權に就ては既に前項に於て述べたが、之に關聯し第一次大戰中に起りし問題に、前にも一寸觸れたるフライヤット大佐事件なるものがあつた。

フライヤット大佐 (Capt. Charles Fryatt) は一九一五年三月、英國の大東鐵道會社所屬の無武裝船ブルセルの船長として英吉利水道を航行中、獨逸の一潜水艦に遭遇し、同艦より停船命令を受けた。當時英國の商船にして獨逸潜水艦の停船命令に服し、しかも船も乗客も諸共に無慘に撃沈せられた例は頻々ある。そこでフライヤットは、本船に非戦闘者たる多數の乗客を有するに顧み、敵潜水艦の暴擧の犠牲と爲すに忍びずと見たものか、敢て停船命令に服せず、逆まに全速力にて艦に向つて衝角にて突撃を試みんとしたが、艦は急に潜水したので成功せず、彼も幸に逃るるを得た。この動作に對し彼は英國政府から功賞を受けた。然るに翌一九一六年六月、今度は運悪るく、彼は同じ船と共に獨逸軍艦に捕へられた。獨逸にては彼が前に獨逸潜水艦に向つて衝角を試みたことありし廉に因り、彼を俘虜として取扱はないで、白耳義の獨軍占領地ブルウゼス所在の軍事法廷の審理に附した。而して該法廷に於ては翌七月二十七日彼に死刑を宣告し、直ちに銃殺を執行した。その理由として獨逸政府が翌日内外新聞紙を通じて發表したる陳述書には

『被告は戦闘軍隊の一員に非ずして、一九一五年三月二日午後、マッス燈臺附近にて獨逸潜水艦第三十二號を衝角にて突破らんと企てたる者なるが故に、軍事法廷にては彼に死刑を宣告した。當時彼はU號潜水艦よりの「停船し且自國旗を表示せよ」との信號を無視し、全速力にて潜水艦の方へ突進し來つたので、艦は數米突水中に潜りて之を避け

た。後日彼が自白したる所にては、右の行動は自國海軍省の訓令に遵由したるなりと云ふ。被告竝に該船の一等運轉士及び一等機關士は、右の企圖に於ける勇敢の行爲の賞として、當時英國海軍省より金時計を授けられ、同國下院にても彼等の行動を稱揚する辭があつた。

『我が軍艦に對する英國商船の累次の兇惡なる便衣隊的行動の一たる彼の動作は、今回の制裁に依り茲に遅れながらも功罪相償ひ得た譯である。』

とあつた。つまり獨逸の見方では、別に述ぶる獨逸の一九一四年七月二十二日の捕獲法追則二ヶ條の第二に依れば、武装商船にして拿捕に抵抗すれば船員は俘虜として取扱はるることとなつてあるが、ブルッセルは武装商船でないから、フライヤットは俘虜として取扱はるるの資格なき一種の便衣隊であるとして、彼を銃殺に處したものである。

一八二一 この報が英國に達するや、フライヤットの銃殺をカヴェル嬢のそれと共に獨逸の人道無視の双璧として非議するの聲は大に高まり、英國首相は下院に於て

『本政府は國際法及び交戦慣例に違反するこの弊惡なる犯罪の報に接して極度に憤慨する。時恰も佛國の獨軍占領地に於て行はれたる幾多の兇行と併せ考へ、獨軍の最高司令部は戦敗を癒すに再びテロリズムの政策を以てするものなることを示すものである。獨逸がこの上如何なる蠻行に出づべきか逆睹し得ない。本政府は斯かる犯罪を處罰せずには措かざるの決心なることを重ねて強調する。他日時たらば、該犯行者はその何人なるを問はず、又如何なる身分たるを論ぜず、正義の前に之を嚴罰するは本政府の固き決心で、本件に就て相當の賠償を見るまでは我國は斷じて獨逸と外交關係を克復せぬ積りである。』

と力説し(一九一六年七月三十一日)、又一議員のブルッセルは武装せしや否やの質問あるや(同年十二月二

英國の非  
難と獨逸  
の辯明

十一日)、首相は之に對し『商船が防禦的武装を施せると施さざるとは問ふ所でない。凡そ商船は敵の攻撃及び臨檢搜索に對し凡ゆる手段に依りて己れを防衛する權利を古來有する。勿論進んで攻撃を行ふは専ら軍艦の職分で、商船は之を爲すを得ない。何れの中立國も同様の見解を持すべく、このことは獨逸自身の捕獲法にも明規してある。』と答辯した。

この間にありて英國の輿論の沸騰を視たる獨逸政府は、同年八月十日を以て更に左の如き第二の陳述書を追發した。

『英國政府がフライヤット大佐の行爲を辯護するのは、犯人がその同胞たるに顧み怪むに足らぬが、同政府の云ふ所は故意に公衆を誤らしむるものである。フライヤット大佐は敢て潜水艦の無警告の水攻めに對し機先を制せんと試みたのではない。U號は水上にありて、海戦の國際法則に遵つて停船命令を彼に信號したのである。随つて彼が乗員の生命を救はんと企てた譯ではない。なぜならば、乗員の生命は毫も危険に曝されたのではないからである。且彼は一九一五年三月廿八日、搜索のため彼の船に向へる獨逸潜水艦を接近せしめ、艦を破壊する目的にて突如之に衝角せんとした。而して目的は達しなかつたが、彼はその功を誇りとし、英國の議會は之を稱揚し、政府は賞典を授けた。右は自衛行爲ではなく、雇刺客に依る狡猾の攻撃である。事は軍事法廷の審問に於て潜水艦の乗員の證言に依り明瞭となり、その結果彼は本國の武装軍隊の所屬員に非ざるに拘らず獨逸海軍に向つて敵對行爲に出でたるの故を以て、死刑の宣告となつたのである。彼は英國政府の吹聴するが如き徒らに冷酷の殺害を受けたのではなく、冷靜なる考慮の末且相當の審問を経たる上、便衣隊として銃殺されたのである。陸上の軍律は便衣犯人に臨むに死刑を以てすることに依り、暗殺に對して兵を保護すると均しく、海上に於ける暗殺に對しても海兵を保護する。獨逸は今後とも、その潜水艦員が海上の便衣隊の犠牲となるが如きことを防ぐため、右の軍律を適用するに遠慮しない。』

一八二二 要するにフライヤット大佐の操縦せる英船ブルッセルが武装せるものでありしや否やは、前述

その批判

の英國首相の下院に於ける答辯では明晰を缺くも、その武装せると否とに依り防衛の權に消長なしといふのが英國政府の見解であつたのである。これは蓋しその通りであらう。獨逸の論據は、武装の商船は恰も陸戦に於ける未占領地の民衆軍に類し、之を交戦者と認めて捕ふれば俘虜として取扱ふも、無武装の商船は既占領地に於ける便衣隊と均しく、抵抗すれば戦律犯を以て問ふものと爲すにあるが、右の後段は公海を以て己れの占領地に擬するもので、その根本に於て謬れること論を俟たない。商船の武装せると否とでその防衛權に差等を立つるは論理の許さざる所である。尙ほ言ふ迄もないが、商船が敵の攻撃に抵抗するに砲を以てすると衝角を以てすると、その間に何等法的效果の差等なきこと勿論である。孰れにしても本件は、オッペンハイムが獨逸潜水艦の無差別的襲撃の暴舉を叙したる末に「同盟國の商船としては、獨逸潜水艦よりよしんば停船命令を受けたるにしても、衝角にて突破を試むることは完全に適法であり、獨逸のフライヤットの處刑はまさに法を殺すものと評するの外なし」(Oppenheim, II, § 181, p. 253)と云へる如くで、殊に獨逸自身の海戦法規に於ても、同様の場合に處しては獨逸商船員の自衛手段に出づるを得るものと規定しあるに於て、獨逸のフライヤット銃殺は、よしんば成文國際法の規定違反とは云はざる迄も、一般に認められたる國際道徳の重大なる悖戻と論じた者もある (M. Nathan, "The Renaissance of International Law," *Gridius Soc. Trans.*, III, 1925, p. 87)。

一八一三 右のフライヤット事件に鑑み、凡そ武装商船は總て擬するに軍艦を以てし、その乗員も海軍豫備將校たるの資格を之に認むることにすべしとの説が英國の一部論者の間に擡頭した。然るに之には反對説もあつた。その反對の論據は要約するに三つで、即ち一は、斯の如きは凡そ商船は防禦的武装を爲すの權あ

武装商船  
の軍艦標準  
擬説の擡頭

その反對  
説

りとの英國の多年の宿説を獨逸の前に全然拋棄するに同じなること、二は中立國がその港に交戦國軍艦の出入を許す所の條件は、貨物の揚卸その他の普通の通商に當ることを必然的に許さしめざる性質のものであるから、商船としての業務が行へなくなることは、三は、敵をして該武装商船に對し豫告なしに攻撃を加へ、之を撃沈するの權利を有せしむることになるから、商船として不利の地位に立たざるを得ざるに至ること、といふにありて、この反對論のために武装商船の軍艦標準擬説は、當時勢力を得るに至らなかつた。

一八一四 第一次大戰の直後にありて、武装商船を取て軍艦に擬するなく、依然之に商船たるの性質を認むと爲せるものには、一九二一年に米獨兩國間に賠償整理のために特設せられたる混成委員會 (米國代表側 C. P. Anderson, 獨逸側代表 W. Kiezalbach, 裁定者 E. B. Parker の三名にて構成せる Mixed Claims Commission) の裁定がある。同委員會は先づヴェルサイユ平和條約に於て獨逸の賠償義務を定めたる第二百三十二條の第一附屬書の

九 陸海軍ノ工作物又ハ材料ヲ除ク外、同盟國若ハ聯合國又ハ其ノ國民ニ屬スル一切ノ財産ニシテ其ノ所在地ノ如何ヲ問ハズ陸上、海上又ハ空中ニ於ケル獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ行爲ニ因リ搬去、差押、毀損又ハ破壊セラレタルモノニ關スル損害、並ニ敵對行爲又ハ軍事行動ノ直接ノ結果タル損害

の冒頭にある「陸海軍ノ工作物又ハ材料」の意義より検討し、「當該船にして破壊せられたるときは、米國が獨逸又はその同盟國に對する軍事行動の直接の結果たる破壊と認むべきか。果して然らば右の例外に該當するものとして獨逸は損害を賠償するの義務なきか。」の基礎案の下に、第一次大戰中獨逸が多くは無警告にて撃沈したる *Rockingham* 外數隻の船の損害の歸着に就て審査を進めた。ロッキンハムは米國の *Garland S.*

The  
Rocking-  
ham

米獨混成  
委員會の  
武装商船  
觀

St. Corporation の所有船で、防禦用として四吋砲を甲板の前後に一門宛装備し、係員としては非戦闘者たる船員三十六人の外、海軍在籍の砲手十三人に當れるが、本船は一九一七年四月下旬ボルチモアを發し、リヴァールに向へる途次、五月一日大西洋の東岸近くにて約五哩先きに潜水艦らしきもの二隻を認めたるに、忽ち水中に没したので、針路を雁木形<sup>ジグザグ</sup>に取りて進航中、突如として一魚雷は水中より飛來り、機關部に命中し、船體に大穴があき、二十五分を出でずして沈没したものである。右の混成委員會に於て獨逸側委員は、本船は(一)武装せること、(二)砲は米國海軍在籍の砲手之を操縦せること、(三)船長及び船員は非戦闘者なるにもせよ一に米國海軍の訓令の下に行動するものなることの理由から、破壊を受けた際には平和的通商に従事する商船の資格は既に喪失し、前記の『陸海軍の工作物又は材料』の一となつたもので、随つてその破壊に對し獨逸側に責任なしと論じた。米國側委員は之を駁し、

『本船は米國の個人が私益のために經營する私商船である。本船の防禦的武装のことは、米國が尙ほ中立國たりし當時の一九一七年三月十二日在華府各國代表者に對し公式に「獨逸帝國政府が一九一七年一月三十一日を以て自今公海の或水域内にて遭遇することあるべき中立國のそれを含む一切の船は、乗員乗客の安全を顧慮することなく又臨檢搜索の手續を取らずして之を撃沈すべし」と宣明したることに鑑み、米國政府は該水域内を航する一切の米國商船に船體及び在船者の保護のため防禦的武装を配備することに決したり。」と通告したるその趣旨の下に施されたものである。米國海軍省はこれ等の商船及びその備砲指揮者に對し、該武装の目的は一に獨逸潜水艦の攻撃的動作に對する防禦にあること、その攻撃的動作の前には能ふ限り自ら回避するの方針を執り、進んで攻勢に出づるが如きことなきを要すと訓令してある。斯の如き趣旨の下に於ける武装は商船の法的地位に何等變化を與ふるものでなく、随つて之を軍艦その他謂ゆる海軍材料に變形せしめたものでない。』

と主張した。この主張は委員長の容るる所となり、一九二四年三月二十五日を以て下せる裁定に於て、問題の諸船は孰れも商船として行動したもなること、その防禦的武装を有することは平和的通商に従事する私船たるの資格を失ふものに非ず、要するに本船はヴェルサイユ條約の當該規定の例外に屬するものに非ず、又随つて獨逸はその破壊に對し賠償の責あることと斷じ、殊にロッキンハムに關しては、

『防禦の目的のために商船を武装し海軍の砲手その武装の操縦に當り、兼ねて潜水艦の危険を避けんがため米國海軍その航路を指導し、且船長が潜水艦に依る攻撃の危険ある場合に船の防禦方に關し海軍省の發せる訓令を遵守することは、該船の法的地位を變せず、將た商船を化して軍艦たらしめ又は海軍材料に改めたるものに非ざること勿論なりとす。』

と云ひ、又本件諸船中の *Motono* は英國驅逐艦の護送中に撃沈せられたる點に於て他の諸船と異なるものなるが、本船に關する裁定には

『中立國船たると交戰國船たるを問はず、凡そ交戰國軍艦の護送の下にある商船隊の一たる船は、國際法の指示する方法を通じ、交戰國船として適法に捕獲且破壊するを得べきものとす。然れども、この點は本委員會の問題たるものに非ず。交戰國の商船に擬すべきモタノにして適法に破壊せられたりとするも、その結論に影響する所なしとす。モタノに對し英國政府の行へる支配は、その地位を變更せしむるが如き性質のものに非ず。』

と云ひ、尙ほ本件諸船の全體を掩ふ概括的意見として

『本委員會は損害の基因となれる行爲の性質如何は問題にせず。ヴェルサイユ條約は獨逸の支拂義務を限定す。獨逸がその義務を負ふに至れる行爲が國際法の法則に照して適法なるや將た違法なるやは本委員會の關知以外に屬す。』

と高調した (*Int. Law Doc. & Notes, 1932, pp. 189—200*)。以上述ぶる所から推し、同委員會にては商船の